

## 決算特別委員会記録（第1号）

平成29年9月8日 金曜日 午後1時25分開議  
委員長 奥 山 省 三                      副委員長 山 科 正 仁

### 出席委員（18名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	叶内恵子	委員
3番	星川豊	委員	4番	小関淳	委員
5番	下山准一	委員	6番	小野周一	委員
7番	今田浩徳	委員	8番	清水清秋	委員
9番	遠藤敏信	委員	10番	奥山省三	委員
11番	高橋富美子	委員	12番	佐藤卓也	委員
13番	山科正仁	委員	14番	新田道尋	委員
15番	森儀一	委員	16番	石川正志	委員
17番	小嶋富弥	委員	18番	佐藤義一	委員

### 欠席委員（0名）

### 事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主査	三原恵
主査	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

### 本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

## 開 議

**新田道尋臨時委員長** ただいまから委員会条例第10条第1項の規定に基づき決算特別委員会を開き、委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私、新田道尋が臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は18名です。

これより決算特別委員会を開きます。

### 委員長の互選

**新田道尋臨時委員長** 委員会条例第9条第2項の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選にすることとし、臨時委員長において指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**新田道尋臨時委員長** 御異議なしと認めます。よって臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に奥山省三委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました奥山省三委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**新田道尋臨時委員長** 御異議なしと認めます。よって、奥山省三委員が委員長に当選されました。

それでは委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

(臨時委員長退席、委員長着席)

**奥山省三委員長** ただいま決算特別委員長に当選いたしました奥山省三でございます。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

### 副委員長の互選

**奥山省三委員長** これより委員会条例第9条第2項の規定により副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選にすることとし、委員長において指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に山科正仁委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました山科正仁委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山科正仁委員が副委員長に当選されました。

山科正仁副委員長、よろしくお願いいたします。

## 散 会

**奥山省三委員長** それでは、9月15日金曜日午前10時より決算特別委員会を本議場において開催いたしますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時30分 散会

## 決算特別委員会記録（第2号）

平成29年9月15日 金曜日 午前10時00分開議  
 委員長 奥 山 省 三                      副委員長 山 科 正 仁

### 出席委員（18名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	叶内恵子	委員
3番	星川豊	委員	4番	小関淳	委員
5番	下山准一	委員	6番	小野周一	委員
7番	今田浩徳	委員	8番	清水清秋	委員
9番	遠藤敏信	委員	10番	奥山省三	委員
11番	高橋富美子	委員	12番	佐藤卓也	委員
13番	山科正仁	委員	14番	新田道尋	委員
15番	森儀一	委員	16番	石川正志	委員
17番	小嶋富弥	委員	18番	佐藤義一	委員

### 欠席委員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 齋藤彰淑	総合政策課長 関宏之
総合政策課参事 福田幸宏	財政課長 板垣秀男
税務課長 松坂聡士	市民課長 高山学
成人福祉課長兼福祉事務所長 加藤美喜子	子育て推進課長兼福祉事務所長 滝口英憲
環境課長 小松孝	健康課長 田宮真人
農林課長 小野茂雄	商工観光課長 渡辺安志
都市整備課長 土田政治	上下水道課長 奥山茂樹
会計管理者兼会計課長 伊藤洋一	教 育 長 高野博
教育次長兼教育総務課長 荒川正一	学校教育課長 齊藤民義
社会教育課長 荒澤精也	監査委員 大場隆司
監査委員局長 平向真也	選挙管理委員会会長 矢作勝彦

選挙管理委員会  
事務局長  
農業委員会  
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

三浦重実

### 事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主任	三原恵
主任	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

### 本日の会議に付した事件

議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

## 開 議

**奥山省三委員長** おはようございます。

ただいまの出席委員は18名です。欠席通告者はありません。

これより決算特別委員会を開きます。

本特別委員会に付託されました案件は、議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件であります。

審査に入る前に、審査及び本委員会の進行に關しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。質問は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願います。

なお、本日は午後4時ごろの終了をめどに進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方の御協力を切にお願い申し上げます。

以上、ただいま申し上げました点につきまして、特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

### 議案第64号平成28年度新庄市 一般会計歳入歳出決算の認定について

**奥山省三委員長** それでは、初めに議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の審査につきましては、歳入と歳出を分けて質疑に入ります。質疑は、答弁を含め歳入と歳出それぞれ1人30分以内といたします。それでは質疑に入ります。

一般会計の歳入について質疑ありませんか。

**13番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番(山科正仁委員)** それでは、まず総論的な事項としまして、決算書の52ページ、1款市税6項都市計画税の収入未済と不納欠損についての質問をいたします。

今後、都市計画税の課税対象区域を拡大していくというふうな方針であると受けとめておりますが、今期決算においては約1,600万円の未済金、それから約250万円の不納欠損、これが出ております。仮にこの課税対象地域を拡大したとしても、この債権を先行して回収していかなければ、効果的な税収の増にならないのではないかと懸念しております。今後の罰則の強化等を含めた対応方針をお伺いいたします。お願いします。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 都市計画税に関する御質問でございます。

都市計画税に關しましては、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額それぞれでございますけれども、調定額につきましては、いわゆる賦課地域における地価の下落というものが生じております。そのために減少傾向という形になっております。

あと、それから、収入済み額については、これも調定額の減少に同じような減少という形です。

御質問の一番中心であります不納欠損額でござ

ございます。これは8.58%の増ということになっております。人数的にも4人ほどふえてございます。即時欠損というふうな形の増加がふえております。14人から54人という形で40人ほど増加しております。そのうち倒産が7件という形、あとそれから相続放棄が18という形でございます。

やはり都市計画税の不納欠損額につきましては、固定資産税と大体リンクしてございまして、その辺でやはり固定資産税の滞納が多くなれば都市計画税の滞納も多くなるという傾向でございます。

御質問の中の課税区域を拡大した場合についてというふうな形でございますけれども、やはり課税区域につきましては、いわゆる都市施設、下水道になりますけれども、下水道が供用開始になったということで、そのために賦課するものということでございますので、いわゆる区域が広がったから不納欠損が多くなるというふうな相関関係は今のところ見られないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、不納欠損額の減少そのものについては、やはりこれは非常に重要な項目でありまして、粘り強く納入していただくという形、それから、特にこの部分につきましては所得と関係なく土地の評価について課税されるということで、非常に大変な部分もありますけれども、やはり納入についての意識強化を図って、こちらでも努力しているいろいろ相談に乗りながらやっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

**13番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番(山科正仁委員)** ということは、罰則等強力な体制というのはとらないということでしょうか。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 税の納入につきましては、一番最初に、どういうふうな形で滞納に至っているかというふうな個々の状況が違います。そのために、個々の状況をつぶさに把握しながら、それぞれに合った納入方法を指導していくというふうなことでございます。

場合によっては、やはり不納欠損でございますので、不納欠損を防止するためにも、いわゆる執行停止とか差し押さえ等、そういうふうな手法もとっていききたいというふうに考えてございます。

**13番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番(山科正仁委員)** やはり税の公平性というのを考えれば必要な事項かなと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問ですが、同じく1款市税1項市民税で2目法人市民税についてですが、これは平成27年度決算と対比しまして約2,000万円ほどの減収となっておりますが、この大きな要因は何だと思われませんか。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 法人市民税の減額でございますけれども、法人市民税の減額につきましては調定額も減額になってございます。法人市民税につきましては、平成26年の税制改正がございました。そのときに今まで14.7%であったものが改正して12.1%に税率が引き下げられたというふうな経緯がございます。

ただし、それについての実施時期が年度途中ということもございまして、いわゆる旧税率で課税になっていたものにつきましては平成27年度に一部入ってございます。そのため、平成28年度につきましては全て改正後の低い税率というふうな形になりますので、その分差異がございまして、いわゆる税制がアップしたのではなくて逆に下がったために、平成27年度に比べて平

成28年度が下がったというふうなことでございます。

**13番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。

**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番（山科正仁委員）** 税率の改正という点で減収となったという点で理解いたしましたが、ということは、例えば工業団地が今非常に順調に売買が進んでいるわけですし、工業団地内の企業というのは業績自体は安定しているということであって、あと、個人的な事業主に関してはそれも安定して業績を伸ばしているというふうなことでよろしいでしょうか。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 一般的に企業活動が活発になりますと、当然税収という形も多少関係することでございます。

けれども、一般的な場合で捉えますと、新庄市の工業団地に進出した企業は、企業として大きな設備投資をしたことにより減価償却費、あとそれから企業収益から差し引かれる金額、経費でございますけれども、それも増加するものと推測されます。そのため本市に新規企業が進出してきたといたしましても、法人市民税の法人税額が大きく増加するというふうなことにはならないということでございます。

ただし、企業活動が活発になりますと、いわゆる設備投資をしますと、固定資産税についてふえるという形でございます。法人市民税についてよりも固定資産税の増額のほうが大きくなるというふうな傾向でございます。

**13番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。

**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番（山科正仁委員）** 大変よくわかりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、72ページをごらんください。

自主財源であります17款寄附金において1項

寄附金2目ふるさと納税とありますが、これが寄附金の増収額を押し上げてきたというふうな経緯があります。今後、返礼品の抑制ということで明らかに減収していくというふうなことも考えられます。今後、どのような影響が市税にあるかどうか、お伺いいたします。

**関 宏之総合政策課長** 委員長、関 宏之。

**奥山省三委員長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 御指摘のとおり、市の方針といたしまして、11月からは総務省の指導に基づきまして、返礼割合を3割まで引き下げるというふうな方針を出しております。

こちらのほうの影響が実際にどれだけあるかというのは、はっきり言ってわからない部分がございます。6月に先行して返礼割合を3割にした自治体については、数十億あった寄附金が10分の1に落ちたというふうなことも聞かれます。

ただ、総務省の指導に全国が一律に従うとすれば、同じスタートラインに立つということですので、返礼割合を低くしたことによって減収は見込まれますけれども、今後どのような魅力を打ち出していくかということが課題になってくるかと思えます。

**13番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。

**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番（山科正仁委員）** その減収に対する手当ても考えているということに理解しましたが、返礼品自体を委託されている業者の方々がいらっしゃるわけですが、少なからず人的とか、あと物的にも投資をなさっているというふうな現状があると思えます。その方々への支援とかサポートというのはどのように行う予定でしょうか。

**関 宏之総合政策課長** 委員長、関 宏之。

**奥山省三委員長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 実際にどれだけ少なくなるかわからないという状況で不明な部分が多い

ところですが、将来的にはふるさと納税自体がなくなるということもありますので、こちらも含めて事業者のほうとは話し合っているところです。

**13番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。

**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番（山科正仁委員）** なくなるという最終的なことがあるのであれば、ある程度は投資を抑えてしまうというふうな現象も起きるかと思えますので、それは早目の情報開示ということをお願いしたいと思います。以上です。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

**2番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2番（叶内恵子委員）** 86ページ、21款1項7目の臨時財政対策債についての質問、臨時財政対策債の約5億円について質問させていただきます。

地方交付税と臨時財政対策債を足したものが実質的な地方交付税と言われていることから、平成28年度においても国が決定した発行可能額の満額を新庄市は発行しているこの状態は、通常の状態であると言えます。

しかし、国の財政対策のため普通地方交付税の一定額が入ってこなくなったため、そのかわりに自治体でその不足分の範囲で起債することを許された赤字地方債でもあります。臨時財政対策債は地方が発行しなければならないものではありませんが、交付税制度が地方の財源不足を補うということから、地方は発行せざるを得ない状況となっています。

この臨時的措置が創設された平成13年度の臨時財政対策債と減収補填債を除く地方債現在高は、当時は約210億でしたが、市が一生懸命行財政改革に取り組んだ結果、平成28年度には約79億8,000万にまで130億以上減らしています。

しかし、平成13年度地方債現在高に占める臨時財政対策債の割合が1%であったものが、平

成19年度は20%に増加し、平成28年度にはさらに45%と膨脹を続けています。この地方債現在高に対する臨時財政対策債の割合の高さをどのように捉えているのかを伺いたいと思います。

**板垣秀男財政課長** 委員長、板垣秀男。

**奥山省三委員長** 財政課長板垣秀男君。

**板垣秀男財政課長** 臨時財政対策債についての御質問でございます。

委員おっしゃるとおり、地方財政の財源補填分というふうなことで発行が許可されている地方債なわけです。基準財政需要額を基本にいたしまして、その団体ごとに国のほうが発行可能額を算定いたしまして発行されるわけなんです。基本的には元利とも交付税措置がされます。その相当額についても基準財政需要額のほうに算入されるというふうなことになってございます。

ただやはり問題点といたしましては、当然地方交付税という制度の趣旨には反するのではないかというふうには考えてございます。また、委員おっしゃるとおり、地方自治体の財政の悪化、当然いわゆる借金なわけですから、悪化を招くと、債務が増加するというようなこともございます。

今申しました交付税措置もされるということなんです。それはいわゆる交付税の先食いというふうな形にもなりかねませんし、起債がふえるということは財政の硬直化を招くというふうなことも言えるかと思います。

平成13年度から市のほうでは臨時財政対策債を使わせていただいておりますけれども、これも委員おっしゃるとおり、そのほかの起債を減らす努力をずっとしてまいりました。今も、これも委員おっしゃるとおりなんです。その平成13年当時に比べて起債額残高についてはかなり減ってございます。ただやはり起債ですので、市民の方の一人一人の借金には違いないわけで、これは臨時財政対策債にとらわれず、全

ての起債において減らす努力は今後も続けていかなければいけないだろうと。

国の施策についてここでとやかく申すことはできませんけれども、やはり交付税の本来のあり方といったところを見直していただければありがたいなというのは思っているところではあります。

起債につきましては、臨時財政対策債はいわゆる一般財源の足りない部分を補うものでございますので、どうしても発行をしなければならないというような現状、ここだけは御理解いただければというふうに思います。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** ありがとうございます。

臨時財政対策債の市の、自治体のコントロールが及ばないところであるということの認識は私もあるんですが、去ることしの8月末に、また平成30年度の地方交付税の概算要求の概要が示されたと思います。その際、地方交付税の昨年比で22.5%減額になり、臨時財政対策債が今度は10.5%国は増額するという見出しを出しているかと思えます。これは異常な状態でもあるのではないかと自分は捉えています。

もしかしたら地方が懐に爆弾を抱えさせられているような状況にあるのではないかと考えているのですが、その地方の財源不足は臨時財政対策債の補填ではなくて、国から地方へ税源移譲や地方交付税の法定率の引き上げで解消する必要が実際はあるのではないかと思います。

市として、市のコントロールのできないところだというんですが、他の自治体を見ると、臨時財政対策債に対して廃止なりそういった要求を強く求めているという点もあるものですから、新庄市としては国に対する要求、働きかけというのはどのように考えているのか、伺います。

**板垣秀男財政課長** 委員長、板垣秀男。

**奥山省三委員長** 財政課長板垣秀男君。

**板垣秀男財政課長** 国のその施策、方策の是正を求めるというふうなことで、これまで市長会等を通してそういった要望を行ってございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** ありがとうございます。

強く、また、関係できる地方公共団体の方たちと国に強く要求を、改正をしていく要求をお願いしたいなと思っております。

そして、この主要施策の成果に関する説明の164ページですね。こちらのほうの、これは総務省方式の一般会計歳入歳出決算状況の財政指標等の推移ということで、総務省の決算カードに載る形での表示の仕方かと思うんですが、これを見ますと、臨時財政対策債を經常収入として入れない經常収支比率と2つが明記されています。この明記の仕方もとても懸念しております。この明記の仕方もとても懸念しております。臨時財政対策債を安易な財源と考えないように暗黙の自制が求められているのだろうと思っております。

そして、昨年1月13日、衆議院の予算委員会において、「臨時財政対策債がふえるのは地方の責任ではないですよ」という、地方を思う議員が確認、念押しするような質問をしています。しかし、高市早苗前総務大臣は、「臨時財政対策債も地方債である以上、地方債残高に含まれる。臨時財政対策債に余り頼り過ぎるという姿は健全ではない」という地方を牽制するような答弁をしています。

臨時財政対策債は、国が決めた発行可能額の範囲内でどの程度発行するのか各自治体の裁量となっています。市から見れば臨財債、赤字地方債である臨財債が地方交付税とほぼ同じ位置づけとなっていますが、国から見るとやっぱり実質的な借金を先送りしているのと何ら変わらないという認識であると思えます。

国の交付税財源も不足していて、将来まで国が支えてくれる保証はないのではないかと、不

安視するさまざまな自治体も存在し始めています。この臨時財政対策債が資産形成事業のために発行する地方債ではないという問題点を見据え、みずからのまちの財政運営基準によって統制された財源の範囲内で健全な財政運営を行っている他の自治体の事例もあることから、臨時財政対策債発行額について新庄市独自の財政規範が必要なのではないだろうかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

**板垣秀男財政課長** 委員長、板垣秀男。

**奥山省三委員長** 財政課長板垣秀男君。

**板垣秀男財政課長** 実際問題といたしまして、その臨時財政対策債を極力使わなくても済むような、例えば国・県の支出金、そういったより有利なものがあれば当然そちらを優先してまずそれを使う。その足りない部分に関してやむを得ず臨時財政対策債を起債するというふうな形で、これまでも行ってございました。

規範というものはいわゆる内規的なもの、そういったものを今現在つくってはございませんけれども、それと同様な考え方をしましてこれまで運営してきたというふうなことで御理解いただきたいと思います。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 岐阜県の多治見市御存じでしょうか。こちらで税の健全条例を付して、市民参画によって財政運営を行っているということもあります。こういった手法を取り入れていくというのは、すごく市の財政運営に必要なのではないかなと感じております。一緒に学習していただいて、もしその手法が新庄市の将来に向けてのよりよいしなやかで強靱な自治体運営となっていくものであるならば、学習していくことも必要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**板垣秀男財政課長** 委員長、板垣秀男。

**奥山省三委員長** 財政課長板垣秀男君。

**板垣秀男財政課長** 今、委員おっしゃったような先行的なよりよい事例があれば研究をしながら努めてまいりたいというふうに考えます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 決算の63ページの14款ですが、国庫支出金というのが載っています。その収入未済額が2億5,599万4,000円となっています。この理由は、これは一応審査意見書に書いてありまして、審査意見書の12ページには、このように書かれています。臨時福祉給付金事業費補助金9,901万5,000円、中学校費補助金9,042万5,000円、雪対策費補助金3,128万1,000円というのが国庫支出金なんだけれども、来ないという決算になっています。

これは平成29年度に来ることになっているのか、来ているのか、お聞きします。

**板垣秀男財政課長** 委員長、板垣秀男。

**奥山省三委員長** 財政課長板垣秀男君。

**板垣秀男財政課長** 国庫支出金の収入未済ということで、各課にまたがるものですので、私のほうから御説明申し上げます。

いわゆる平成29年度に繰り越しているのかというような御質問だと思いますが、この国庫支出金の繰り越しにつきましては、3月の補正予算、これは追加議案でございましたが、その際に翌年度に繰り越して使用できる経費の限度額、こちらのほうを繰越明許費として計上して皆様のほうにお示ししてございます。

その結果といたしまして、今6月議会でございますが、6月議会においてその3月に補正いたしました繰越明許費の繰り越し結果、こちらのほうを御報告してございます。

いわゆる繰越明許でございまして、最終予

算の経費のうち、その性質上もしくは予算成立後に何らかの理由によって年度内にその支出ができなかったもの、例えば工事が終わらなかったもの、さまざまな手だてを講じられなかったものということの見込みがあったものに関して繰越明許をするわけなんですけれども、あくまでも繰越明許費でございますので、予算化したその年度の予算でございます。

平成29年度予算には載ってはいないわけなんですけれども、平成28年度の繰越明許に関しましては、今申しました平成28年度の繰越明許というような手続を経まして、その予算を今年度中に執行する、今年度執行するというふうなことでございますので、意見書に書いてございます事業を初めまして、それ以外の事業に関しましても今年度執行するということになってございます。以上です。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) ということで、わかりました。

次に、決算の56ページの10で収入済み額46億4,224万9,000円という地方交付税についてお聞きします。

この地方交付税のは推移を見ますと、平成24年度を100とした指数で、平成28年度は88%になっています。これは審査意見書の11ページに載っています。これは1割以上の減少と今なっている、4年前に比べてなっているわけですが、原因ということと、その対策ということはどうのように見て考えておられるのでしょうか。

板垣秀男財政課長 委員長、板垣秀男。

奥山省三委員長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 地方交付税の減少の理由というふうなことであろうかと思えます。

地方交付税につきましては、その算定となりますものが、いわゆる基準財政需要額、それから基準財政収入額という2つのものの差を交付

税措置されるということになります。

その減収増収というふうなことの原因でございますけれども、特に一番影響が大きいと思われるのが、まず最初に、地方交付税の需要額の算定のほうにトップランナー方式というものを国が加えたということが1つ。それから、最近報道等では景気が緩やかな回復傾向にあるというふうなことが言われていますが、景気が回復してくれば税収、いわゆる地方の一般財源として見込めるものがふえてくるだろうと、そういうふうなことで基準財政収入額のほうもふやして算定されるというふうなことで、需要額と収入額の差が少なくなってくるというふうなことになれば交付税が減額されてくるというようなことがあるかと思えます。

ただそれ以外の要因も多々ございますので、そればかりではないとは思いますが、大きな要因としてはそうなるのかなというふうに考えます。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 国がトップランナー方式ということで、つまりはより行革を進めた、より節約を図ったところを基準にして、簡単に言えばあなたもまねをなさいたいにして、地方交付税額を減らしてくるという方法だと思んですが、これは間違いというか、地方にとって一番大事なのは地方で考えて、住民にとって一番いい方法は何かと考えて地方でやるべきことだし、行革というのでよくやられているのが、新庄で見られるように、やはり働く人の賃金が大幅に下がる方向で節約を図らざるを得ないというか、そういうことになっている気がするんですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

板垣秀男財政課長 委員長、板垣秀男。

奥山省三委員長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 委員がおっしゃったトップラ

ンナー方式ですけれども、これは平成28年度から導入されてございます。トップランナー方式ですが、特に自治体の中で効率化が進んだ自治体をモデルとして算定の単位費を決めるというような方式でございます。特に大きいのがいわゆる行政の仕事の民間委託、あとはさまざまな管理関係の委託ですとか、それから窓口業務の委託、そういったものがトップランナー方式の国のほうで言っているその業務の中に入っております。

新庄市の場合につきましては、皆様御存じのとおり、いわゆる行政改革ということで平成16年あたりからずっといわゆる業務の効率化を進めてまいったところでありますので、そのトップランナー方式を突然受け入れることになった時点で、もうかなりほかの自治体よりは進んでいた状況にはございます。

ただ、まだ新庄市でも進めていない部分がございますので、まるっきり影響がないかというところではないんですけれども、特にトップランナー方式の問題といたしましては、大きな自治体であれば効率化は進めやすい、小さな自治体ほど効率化は進めにくいというものがございまして、そういった面から考えますと、不合理な面、実態に即さない面は出てくるのかなというふうに考えてございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ということで、これは自治体の間に競争でいかに節約するか、人件費を節約するかということ競争させるものになっているというふうに私は受け取っています。

これでは、住民の安心安全という面からやらなければならない自治体にとって、安全安心が削られていく方向に競争させられるような気がいたします。そういう意味では、市長会などでこういった問題は問題だというふうに言うべきだと思うんですが、どうですか。

板垣秀男財政課長 委員長、板垣秀男。

奥山省三委員長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 トップランナー方式につきましては、これまでも市長会等で提言をさせていただいているところでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ぜひ強く言っていて、安心安全な方向になるように、地方交付税の減額ではなくて、財源を確保してまともによこしてもらいたいというふうに強く働きかけをお願いしたいと思います。

次に、55ページの2款地方譲与税、収入済み額が1億1,908万ということですが、これがマイナス9%にと減少していると言われております。この原因をどのように考えておられますでしょうか。

板垣秀男財政課長 委員長、板垣秀男。

奥山省三委員長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 税ですが、一応私のほうから若干お話をさせていただきます。

地方譲与税でございますが、こちらにつきましては、今新庄市でいただいているものは地方揮発油譲与税、それから自動車重量譲与税の2つになってございます。こちらにつきましては、国のほうが一旦徴収をしていただいて、それを県を通して各市町村に、例えば道路延長ですとかそういったもので案分をして配分するというような仕組みになってございます。

これの減少理由ということでございますが、やはり揮発油に関しましては、当然今のモータリゼーションの中で例えば電気自動車、そういったものがふえてきている。それから重量税に関しても、やはり景気は回復しているとはいうものの登録台数が少なくなっている傾向にある。そういったところが影響しているのではないかなというふうに分析してございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） わかりました。よくわかりました。

車が減っているという理由などは、つまりは車を買う人が減っているということなんですか。

板垣秀男財政課長 委員長、板垣秀男。

奥山省三委員長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 やはり景気が回復傾向にあるとは言えるものの、先行きがまだなかなか見えないと、景気の回復感がまだ地方には伝わらない状況も大きいというふうなこともあって、買い控えの傾向は進んでいるのではないかとこのふうには感じております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） わかりました。大変勉強になりました。

続きまして、54ページの6款の地方消費税交付金が6億5,996万3,000円で、マイナス前年比10%も減っておりますが、これはなぜかというところをお願いします。

板垣秀男財政課長 委員長、板垣秀男。

奥山省三委員長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 いわゆる地方消費税交付金でございます。こちらにつきましても、いわゆる国・県のほうから消費税の分が配分されるというふうな仕組みでございます。

こちらが減っているということですが、やはりこれも景気の動向に一番左右されるものでございますので、その影響ではないかというふうに考えてございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） どうもありがとうございます。大変勉強になるような気がいたします。

景気が回復しているんじゃないかなどと国のほうは言いたがっているようですが、し

かし、実際に決算を見た場合には、車の買い控えがあったり、あと消費がぐっと落ち込んだりするというのが今の状況だということが、ここにあらわれているのではないかなと思います。

そういう意味では、消費税を上げて市にも来るということで期待する向きもあつたりするかもしれませんが、消費税上げられた結果が、8%になっていまだに景気がよくなっていない、下がりっ放しという、8%になって以来下がりっ放しのような景気の状況というふうに受けとめられるのではないかなと思いますが、どうですか。（聴取不能の声あり）

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ということで、これをまた消費税上げるという立場でおられる国の状況のようですが、これは大変危険なことだというふうになるのではないかなと思います。そういう意味では、消費税上げては、景気がまたまた悪くなっているいろんな税収に影響してくるだろうということ、景気が悪くなるのではないかということは見えるのではないかなと思いますが、これについてはどうですか。

板垣秀男財政課長 委員長、板垣秀男。

奥山省三委員長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 今、委員がおっしゃった内容につきましては、決算委員会のお答えする問題ではないかと思っておりますので、回答は控えさせていただきます。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

本委員会は平成28年度決算についての審査でありますので、質疑の際はそのことを踏まえて質問の趣旨を明確に発言してください。お願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ということで答えてはいただけませんでしたが、このように消費税の税率のあり方が景気、新庄市民の税収確保の面

からも影響があるということ認識していただきたいということです。

さらに、次に行きますが、審査意見書の35ページを見ますと、収入未済額が減少傾向にあるということでありました。これは税務課長などを先頭に担当職員の頑張っていたというおかげなんだろうというふう思うわけですが、その中でも件数を見ますと、ナンバーワンが国民健康保険税517件、2番が公共下水道495件、3番が固定資産税・都市計画税で422件、4番目が個人市民税で341件、介護保険料が5番目で175件という形で、以下まだありますが、こういう収入未済額を減少傾向にしたというのは、税務課の全職員の皆さんが全力で頑張っていたという結果だと思いますが、それでもこのような膨大な数の市民の方々が納められないでしまっている現年の平成28年度の結果なんですけれども、それぞれの原因や市民の状況を税務課長などが一番把握しておられるかもしれませんが、どんなことが状況としてあって、今後どんなことが必要だというふうにお考えられるのか、お聞かせいただきたいとします。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** それでは、私の税務課に伴う固定資産税、これについて御回答申し上げたいと思います。

固定資産税につきましては、やはり収入未済額というふうな形で増加してございます。平成28年度未納者を調べますと1,718人、9.53%ほど減少はしてございます。しかしながら、不納欠損金というふうなことも発生してございます。未納額のうち個人納付分については79%、法人分については21%になっております。

やはり固定資産税につきましては、いわゆる土地の評価、家屋の評価について課税されますので、所得と違いまして収入の少ない方につい

ては非常に負担が大きいというふうな形でございます。

未納の理由につきましては、やはり固定資産税につきましては先ほど申し上げましたように、所得の多い少ないではなくて資産というふうな形で課税されますので、景気動向に非常に左右されるような状況になっています。所得の減少が滞納につながるというふうなケースでございます。法人につきましては、原因としてはやはり業績の悪化、あと営業不振というふうな形でございます。

いずれにしても、全体的に市税全体に言われます収入未済額についてはやはり不納欠損金につながりますので、早い段階での把握と、それから個別の細かな対応が必要になってくるというふうに思います。そうしたときにやはり一番大事なのが、その方に合った納税形態というものを模索していくというふうな形が非常に重要かと思えます。不納欠損に陥らないように早目の処置、もしくはもう悪質な場合につきましては法的な措置を準じるというふうなことも考えながら、その辺はきめ細やかな対応、弱者についてはやはりその面を控除した形の収納方法を協議しながら、収納に努めていきたいというふうな考えてございます。

**1 番 (佐藤悦子委員)** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番 (佐藤悦子委員)** 今のお答え、大変丁寧にあいだいたと思っております。

収入の少ない方に負担が大きい、所得の減少が滞納につながる、そして、弱者には考慮した収納方法でやっていくんだという立場で、市民の暮らしが見えるような気がいたしました。

私は、こういう収入未済の大きいものを見たときに、減免、引き下げをやるのが、収入の少ない方に負担が大きいわけですから、収入の少ない方に負担が大きくなるように、減免制度の充実、それから引き下げ、こういったこと

を思い切ってやる必要があるのではないかと思うんです。

例えば国保税であれば1人当たり1万円ぐらい下げて、一般会計から出してでも下げてあげること、この収入未済の数がぐっと減っていくのではないかなと思われるのですが、そういう国保税の引き下げや減免の充実といったことはどう考えておられるか、お願いします。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 国保税につきましては、現在、一般会計でやっていますので、一般会計のほうでお答えしたいと思います。

減免申請につきましては、平成28年度実績で309件ほどございます。760万ほどの減免適用があるというふうな形でございます。その中で生活困難で減免申請をした方については、今のところございません。

あと、低所得対策として減免をいわゆるもうちょっとできないかということだと思いますけれども、減免につきましては、低所得対策とか生活が困難になったから即減免するというふうなことではございません。その前に徴収猶予、あとそれから納期限の延長、分割納付などいろいろな方策がございます。それぞれその方策に合った形の納付体系をとっていただくという形がやはり原則かと思えます。

当然担税力の脆弱な場合については救済する必要もございます。そのため、いわゆる低所得者から一概にすぐ減免措置もしくは失業したからすぐ減免措置というふうな形じゃなくて、客観的にその方が担税力を有しているかどうかという基準でしたいと思えます。

ですから、例えば現在生活が困難であってもこれから再就職したとかいわゆる事業が拡大していったとか、ふえたというふうな形もございますので、その辺につきましてはやはりすぐ減免という形ではなくて、その方その方に合った

ものを選び指導していきたいというふうに考えてございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** ただいま、今払えねえんだ、収入が少なくてと来る方に対して、将来就職こうなるんじゃないかみたいに想像しながら、そこを見越して後で払ってくれというふうにして、その場での減額はできないというお考えだったような気がします。

しかし、申請減免を考えますと、納期がまだ締め切っていない前に払えないということと言わないと、過ぎてしまったものはもう減免対象には全然できないというふうにも伺っておりますし、今払えないと来た人というのは大抵は今今払えという直前か、もしかしたら過ぎてるかもしれないですが、まだ先に払わねばならないものが締め切りが前にある、しかし払えないんだというふうにして来る方が多いような気がいたします。

そういう人たちに対して、将来就職する見込みとかということで見るとはなくて、その現在の状況で払えないと言ってきた人には、じゃといって申請の枠を設けてやらないと、結局過ぎてしまったものは後ではもう払えないといっても無理というふうによく言われますので、そこら辺の国保などの減免のあり方をもう少し優しく、収入の少ない方に負担が大きいわけでありまして、所得の今現在の減少が滞納になるわけでありますから、そういった人たちが本当に使えるものを用意することが、ああ、市に相談してよかったな、税務課に相談してよかったなという市民がふえ、市への信頼が広がるんだろうと思うんです。そういう減免制度を考える必要があるのではないかと。どうですか。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 減免制度そのものにつましま

ては、やはり先ほど申し上げましたように、収入がなくなった、苦しくなった、生活が大変だというふうな形で減免するという形では基本的にはございません。いわゆる減免する理由というのがまず大切でございます。身体障害者の方とか、そういう方についての減免制度についてはございますし、生活が苦しくなった云々につきましても、それぞれの家庭の個人差がございます。

当然、税というものについては納期限を定めこちらから通知するわけでございます。そのため、当然先の見通しもわかるわけですので、今今になって相談されるというふうなことからなると、やはり私たちも非常に苦慮することになります。あと、それからその本人様についても一番大変なことになります。

そのために事前に早目に相談を申し込まれたというふうな形で、それについてこちらでは窓口を、当然土日とかいうふうな窓口も期間限定ですけれども開いております。それから夜間の徴収についても行ってございます。その場を捉えまして事前に早目に相談していただくという形が一番重要かと思っております。

あくまでも税についてはいわゆる公平という形で捉えていますので、一緒になって適正な納入をやっていただくというふうなことが非常に重要かと思っております。お願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 税公平にというのは全くそのとおりであってほしいと願うものです。しかし、国保税の、私は一般会計の一般財源で引き下げができるというふうに思っておりますが、国保税を見ますと、限度額を超えた方に対する減額が1億円近くあります。これは成果を見ればわかります。ということは、お金の所得の多い方には減額しているわけです。そうしていながら、所得が少なくて苦しんでいる方々に

対して公平にというふうに言えるのか。どうですか。下げるべきです。

奥山省三委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時06分 開議

奥山省三委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

9 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

奥山省三委員長 遠藤敏信委員。

9 番（遠藤敏信委員） 決算書61ページ、13款1項6目公営住宅家賃、定住促進住宅家賃及びそれぞれの駐車場使用料に絡んでの確認のための質問をいたします。

公営住宅家賃、定住促進住宅家賃、それぞれここに明示されているわけですけれども、それぞれの住宅の利用率というか入居率はどうなっているのかということについてお尋ねしたいと思います。満たされているのか、それともあいているのか、どういうふうな状況か、お伺いいたします。

土田政治都市整備課長 委員長、土田政治。

奥山省三委員長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 入居率ですが、市営で97%、定住で65%という状況になっております。

9 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

奥山省三委員長 遠藤敏信委員。

9 番（遠藤敏信委員） 公営住宅が97%という、ほぼ埋まっているというふうなことがうかがえます。

定住促進住宅、あれは国から新庄市で求めたわけでしたけれども、埋まっていないというふうなことは、そこを利用するに値する方がいないというか条件に該当しないというふうなことなのか。それとも何か理由があるのか。そこは

お伺いしたいと思います。

**土田政治都市整備課長** 委員長、土田政治。

**奥山省三委員長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 数年前より定住の入居率が余りよくないということで、都市整備課としても懸念しておったところでございます。

駐車をふやして、どうしても若い方なんかで2台駐車が欲しいというような方がいらっしゃって、入居の受け付けをするときに1台しかだめだとなると、じゃあ別を探しますというようなことがありました。それで、昨年度駐車場の整備、二十数区画だったと思いますが、整備をいたしまして、それに対応するような形を整えたところであります。これらを踏まえまして、入居率のアップに今後期待しているところであります。以上です。

**9 番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**奥山省三委員長** 遠藤敏信委員。

**9 番（遠藤敏信委員）** ぜひ、部屋をあかしておくというのは非常にもったいないというふうなことで、使用料、家賃というのも貴重な収入源の一つでありますし、あかすことのないようにしていただきたいというふうなことが願いです。

同時に、建物によっては老朽化し経年劣化で修繕費ばかりがかかっていくというふうなことが考えられますので、その辺のところ、今後どのようにその公営住宅及び定住促進住宅を運営していくかというふうな方向性について伺いたいと思います。

**土田政治都市整備課長** 委員長、土田政治。

**奥山省三委員長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 利用される方は多種多様であるというふうに理解をしております。畳の部屋などは最近の方は余り好まなくて、フロアのほうがいいというような方もいらっしゃいますので、そういうふうな部分につきましては今後内装を改善すると、改築するというふうなこ

とも考えていきたいと思います。

また、バリアフリーなどにも気を使いまして、誰もが入居しやすいような環境を整えていければなというふうに考えております。

**9 番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**奥山省三委員長** 遠藤敏信委員。

**9 番（遠藤敏信委員）** 最後に1つだけ。いわゆる賃貸住宅事情というか、需要と供給というのはどういう関係に、今、新庄市の場合はあるのか、それについて伺いたいと思います。

**土田政治都市整備課長** 委員長、土田政治。

**奥山省三委員長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 定住が65%ということからして、供給率の部分がある程度達しているという状況下なんだろうなというふうに思っております。

**奥山省三委員長** いいですか。ほかにありませんか。

**12番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**12番（佐藤卓也委員）** それでは、ページ数52ページ、1款2項3目軽自動車税のことにしてお伺いいたします。また、主要施策のページ数24ページになります。

昨年度ですけれども、ここに記載のとおり、税制改正により軽自動車税が少し上がりました。その影響についてどのように捉えているか、よろしくお伺いいたします。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 軽自動車税につきましては、今、委員のほうからお話ございまして、税制改正がございました。税制改正につきましては、エコカー減税というふうな形でございます。そのほかにいわゆる古い車ですけれども、まだエコカーになっていない古い車については逆に増税という形もございます。

その中で、課税台数につきましては前年度よ

りも231台ほどふえてございます。税制改正によりまして、いわゆる税金を賦課する調定額については増額になっております。

あと、それからグリーン化特例ということで、これについては減額の影響はほとんどございません。逆に重課税の導入に伴いまして、増額になったということでございます。

現年度分課税につきましては、どちらかといいますと50cc以下の原付バイクの税額が倍ぐらいになりました。そのために台数が減ったというふうな状況でございます。

軽四輪車につきましては、8,467台のうち重課税率になった適用者が1,520台、50%になります。あと、それからそのほか貨物というふうな形ございまして、4,109台のうち1,379台が対象車になったというふうな形でございます。

今後、普通車もそうなんですけれども、軽自動車税リンクしていますので、いわゆるエコカー減税といいますか、エコの車にすればそれだけ税金が安くなる。逆に古い車はそのままにしておくと高くなるというふうな傾向が、やはり今後も続いてくるということでございます。そのために新しく買いかえるという形で、いわゆるエコカーにすればするほど税金が安くなるというふうな形に移行してくるというふうに考えてございます。

**12番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**12番（佐藤卓也委員）** その中においても収入未済額もまだまだ残っております。そういったことに関してもしっかりと徴収していかないと、そこら辺のバランスがうまくとれないと思うんですけれども、そこら辺の強化も一緒にやっていくべきだと思うんですけれども、どのように考えていますか。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 収入未済額の減少、当然はそ

れは命題だと思います。収納方法につきましては、やはり軽自動車税についてもそうなんですけれども、コンビニ収納という形で現在進めております。非常に軽自動車税のコンビニ収納については手軽感がありまして、結構利用なさっている方がいらっしゃいます。

今年度につきましては、そのほかの税、市・県民税についてもコンビニ収納という形で実施するというようになっておりますので、やはり納めやすいやり方、納付のやり方、あとそれから、わかりやすい通知というふうな形で今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

**12番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**12番（佐藤卓也委員）** わかりました。

ただいまコンビニでの収納ということでしたので、そこに関連して質問させていただきます。

同じページ数になりますけれども、主要施策のほうの36ページになります。

ただいま課長が説明していたとおり、上段のほうに、まず平成25年度から軽自動車税、そして、平成28年度から固定資産税、都市計画税のコンビニ収納が始まりました。

その結果といたしまして、主要施策のページ数39ページのほうには、コンビニ収納状態が書かれております。軽自動車税は3年ぐらいたったということで少しずつ認知がされてきたのかなと思って、今回意外と30%ぐらいに多分比率が上がっております。

また、下段のほうになりますと、まだまだこの固定資産税、都市計画税がコンビニ収納で支払えますよという、まだまだ周知がされていないと思うんですけれども、そこら辺をすることによってもっともっと払いやすくなる、課長がおっしゃったように払いやすくなる。そして、それが収入未済額も減るというふうなことにつながると思うんですけれども、ここら辺の周知

徹底をもう少しPRしてもいいのかなと思うんですけども、その辺を平成28年度どのように考えていましたか。よろしくお願ひします。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** コンビニ収納につきましては、やはり固定資産税、都市計画税についてはまだちょっと認知度が低いのかなというふうな形で考えてございます。

先ほども少し話がありましたけれども、軽自動車税につきましてはやはりある程度が年数たっているということで、利用率については1.74%ほど前年度より上がってございます。コンビニ収納、あとそれから口座振替というふうな形が非常に有効かと思ひます。

ただし、これから固定資産税、都市計画税が始まったわけですので、まだ低い状態がありますので、それから、先ほど少し話しましたけれども、平成29年度から市・県民税、国保税も開始しているというふうな状況で、これからやはり税が全体的にコンビニ収納で納められるという形のPR活動を実施しなければならない、活動に力を入れなければならないという形でございます。

ただ、コンビニ収納、固定資産税、都市計画税につきましては、1期納付額が30万円を超えるものについてと期限を過ぎたものは対応ができませんというふうな形でございます。一概に皆さんできますよというふうな形ではなくて、額と、それから期限を過ぎたものについてはこれは別ですよというふうな形も、同じような周知をしながら、コンビニ収納について市民の皆さんに周知していきたいと考えてございます。

**12番(佐藤卓也委員)** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**12番(佐藤卓也委員)** わかりました。ぜひともそのように周知の徹底をしていただいて、少しでも払っていただきやすい環境づくりを強化

していただければなと思ひます。

さらに、その下の成果のほうなんですけれども、市税全体の収納率が92.35%と0.66ポイント上がったということです。これは市の職員の方の多大なる御努力があったと思ひます。

それにつきまして、納税関係のほうでは、納税相談員の方今年度も4名体制でやっておるということですけれども、そこら辺の充実強化をすることによって、まだまだ理解度がふえたり、なるべく払いやすい態勢を整えられると思うんですけれども、そこら辺の体制の強化はどのようになっていますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 納税につきまして、いわゆる納税専門員という方で現在4名ほど配置しております。それぞれが非常にスキルアップしております。納入、税の相談、初歩的な相談から滞納者に対する相談まで幅広い相談を行っているわけでございます。

納税相談員につきましては、4名体制という形で数年間やっております。非常に早期催促、それからきめ細かな徴収、収納関係、あとは、個人個人、その人その人に合った納付体系について相談しているという形で、非常に収納率の向上に図っているわけでございます。

そのために、こちらといたしましても課全体として夜間、土曜窓口の開設とか、それから夜間の電話催告というふうな形もやっております。そのために納入率が向上しまして、県内でも6位ほど、去年よりも順位を3位ほど上げております。

そういうふうな形で、収納率も結果が出てきているというふうな形でございますので、今後とも継続してまいりたいというふうには思っております。そのような形で、課全体として納入について力を入れていきたいというふう

えてございます。

**1 2 番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**1 2 番（佐藤卓也委員）** わかりました。

その納税相談員の方も年齢構成、結構お年を召した方だったり、逆にはもう少し若い方も入れるようなことだと、幅広い層で相談しやすい体制も必要だと思うんですけども、そういったことによって納入をしやすい体制もできると思います。

また、相談員の方々が少し年齢が高くなりますと、次の、跡継ぎというわけではないのですが、引き継ぎももっとも必要だと思います。

そういう体制を続けることによって、この新庄市の収入アップにつながると思うんですけども、そういうことを課全体でもしていくべきだと思うんですけども、課のほうではどういうふうな収納体制、そして、納税相談員との連携の仕方を強化する必要があると思うんですけども、どうでしょうか。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 納税相談員の方につきましては、非常にやはり経験という形で物をいうものと思っております。ただし、やはり個人的な資質というものが非常に大事でございまして、やはり今働いている方につきましては相当高度な知識を持っているというふうに理解してございます。

納税専門員につきましては、やはり納税者もしくは滞納者と面と向かって話をするわけでございます。私ども税務課としては、やはり後方支援という形も当然重要かと思っております。その方その方のいわゆる納税者と納税相談員との信頼関係が非常に重要かと思っておりますので、その辺は若いからどうだ、年配の方だからどうだというふうなことではなくて、あくまでも個人的な資質が高いようなことが見受けられますの

で、その辺は今後とも継続してまいりたいというふうに思います。

**1 2 番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**1 2 番（佐藤卓也委員）** 要は、年齢が高い低いではなくて、その経験のスキルを若い方に引き継ぐことによってそういうスキルを皆さんが共有できる、そういった意味ですので、別に年齢が高い低いというわけではないので、よろしく願いいたします。ぜひともその辺の協力体制を強化していただいて努めていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

次、58ページ、59ページになります。12款1項1目、そして13款1項2目、子育て関係の収入未済額についてお伺いいたします。

やっぱり税の公平性を考えれば、ここは必ず支払ってもらわなければいけないと思うんですけども、やはり収入未済額がまだまだございます。その解決に向けてどのような対策をなさっているのか、よろしく願いいたします。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、滝口英憲。

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 保育料、それから児童館の使用料等についての収納対策というふうなことでございます。

平成28年度につきましては、収納対策ですけれども、前年度よりも額が上がるように収納に努めてきたところでございます。

その対策ですけれども、要するに未納として口座振替などで上がってきたような場合は、やはり早期に保護者と接触をしまして早期納付をお願いするというふうなことで努めております。特に方法ですけれども、書面、もちろんですけれども電話による督促、催告。それから、各保育所でも保護者と面談をさせていただきまして、支払っていただくようお願いをしておるとこ

ろでございます。また、税と同じように夜も、これも期間限定ですけれども、納付相談を実施して収納につなげるようにしてきたところがございます。

また、どうしても納期まで納められないというふうなことで保育料がたまったような方については、児童手当などのほうからも充当させていただくというふうなことで、当然その保護者の同意も必要なんですけれども、御了解をいただいた上で納付をしていただくという方策で対応しております。

**12番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**12番（佐藤卓也委員）** また、今回も不納欠損額が出ていますけれども、その対応はどういうふうになさっていますか。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、滝口英憲。

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 不納欠損額でございます。

保育料につきましては、決算書に記載のとおり249万3,170円ということで、前年度比較で85万2,120円ほど減少を図ったところがございます。これもやはり保護者との接触をとりまして、早期に納めてもらうようにということで対応しております。

ただいま、さきの答弁でもさせていただきましたけれども、いろいろな手当などもあるものですから、そちらのほうで納めていただけないかというふうなことで、丁寧に保護者とは接触を図りながら御理解をいただいた上で納めていただいたということです。今後もそのような取り組みを継続して、保育料ということで公益性と、それから保育料につきましても所得に応じた金額の設定になっているものですから、そういう意味では応能的な部分ということでありま

すので、そういうようなところを理解していただきながら納付の推進になるように努めていきたいと思っております。

**12番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**12番（佐藤卓也委員）** わかりました。

新庄市でも子育てにはかなり力を入れていると私も思っております。しかしながら、こういうふうにお金を払っていただけない方や、また不納欠損額が出るということは非常に寂しいことでしょうし、やはり新庄市の市民意識を高める意味でも、払うものは払っていただき、そして使うものは使っていただく、そういうことをしていかなければできないでしょうし、そこら辺も市側、行政側もしっかりとした規則をつくっていますので、しっかりといただくものはいただいて、そしてしっかりとしたサービスをしていただくことが重要だと思いますので、ぜひとも皆さんの御協力をいただきながら、そして市民に寄り添ってしっかりとした徴収をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

**8番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**奥山省三委員長** 清水清秋委員。

**8番（清水清秋委員）** 私のほうから1点、市長にお聞きしたい。

監査意見書の中での結びの中で監査委員のほうから、34ページですが、収入増になった内容は給付金6億ですか、繰越金が5億ほどで増加したという指摘があるわけであります。

そうした中で本当は、この監査意見書の監査報告あれば、最初に市長の受けとめ方というもの聞いておく機会があれば、まだこの決算の審議がもう少し変わった形でできるのかと思ったところで質問いたします。

この35ページの経済動向、県の金融経済概況では、景気は着実に回復しているというような

捉え方をしているという監査委員の報告があります。当監査委員の受けとめ方は、一部に明るい兆しが見えるものの依然としてまだ先行き不透明だというようなことも指摘されております。

そうしたことにおいて、当市政を預かる市長はこの決算を見てどう受けとめておられるのか、市長の受けとめ方をお聞かせいただきたいと思っております。

**山尾順紀市長** 委員長、山尾順紀。

**奥山省三委員長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 先日、監査委員のほうから報告をいただいたところであります。監査は、全体的な事業についてはおおむね成果の上がるような内容の歳入歳出事業であったというふうなことを、今後についてこの動向の中でどうするかというふうな受けとめ方という御意見でありますけれども、どういう受けとめ方はそれぞれ違うかと思っておりますけれども、現状として我々の立場で言いますと、やっぱり雇用情勢がかなり回復しているというふうに思っています。

というのは、それぞれの企業が人員を求めていると。一方で、人員不足になってきているということが明確になっている。これは人口減少だというふうに、全国的に今いかに採用人数をふやしておくかという状況に入っているのかなというふうに思います。

ただし、全てが追い風というわけではなくて、その追い風に乗り切れない部分の方々も必ずやいるというふうなことで、全員が中程度に来ているのではなくて、格差が逆に広がっている部分もある。その波に乗れないという方々もおいでなのかなと。採用については若い方々が求められておりますし、リーマンショック等において解雇された方々が次なる仕事を探すのに大変苦労しているというような部分も確かにございます。その時々の流れに乗れなかった、時流のときにあったという部分が、そういう意味での格差につながっているのかなというふうに私は

考えています。

行政の執行に関することにつきましては、財政の本分にあつて最少の支出において最大の効果を出すというようなことを常に心がけて、無駄のない行政を心がける。また一方では、先駆けてやらなければいけないことについては大いに先駆けてやっていくというような2つの方針を持ってやってきたことが、監査委員にとっては、職員のそれなりの能力を発揮し事業を遂行しているという評価につながったのかなというふうな受けとめているところであります。

**8 番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**奥山省三委員長** 清水清秋委員。

**8 番（清水清秋委員）** 市長の受けとめ方をお聞きしたところでありますが、やはり景気動向が、これはことしの7月の状況を監査委員のほうからは報告がされておるわけで、この辺の捉え方は即予算、税のほうへ顕著にあらわれてくるというふうなこともそうしたことには限らないわけではありますが、我々から見れば、市税、中でも法人税とかそういうものが増になってくればそれなりの景気動向も把握できる、いい方向に来ているなという感じもあるわけでありませう。

第4次振興計画これがスタートしたということで、その辺でこれからも我々は、その課題等をいかに行政サイドで克服して取り組んでいくかということは我々の責務でありますので、その辺はしっかりと見ていかなければならないと思っております。

一般会計では、やはり監査委員の指摘されているとおり、課題の的確な対応、こういうのがきちっと図られていくことが大事だと。その辺のやはり各担当部署でひとつその辺を、事業あるいは政策、そういうものに一生懸命汗かいて努力していただければありがたいと思っております。答弁は要りませんので、これで私の質問は終わります。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、歳入について質疑を終結いたします。

次に、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

**16番(石川正志委員)** 委員長、石川正志。

**奥山省三委員長** 石川正志委員。

**16番(石川正志委員)** それでは、2件お尋ねいたします。

決算書123ページ、3款2項1目子育て支援医療給付金事業、その中の医療給付費。それから、決算書137ページ、4款1項1目合併処理浄化槽設置整備事業費補助金並びに浄化槽整備促進事業費補助金について。

決算書よりも、わざわざつくっていただいたこちらの主要施策の成果に関する説明書のほうがわかりやすいので、こちらを用いて質問したいと思います。

成果表の76ページ、77ページになりますが、福祉医療給付事業の中で子育て支援というところで数字が出ております。新庄市においても平成26年だったかと思いますが、これまで10歳までの分をカバーしていたのにプラスして、中学3年生の15歳まで拡大を図ったわけです。

その中で、今回は市と県のそれぞれのケースによる決算が出ていますが、もし原課のほうで、例えば15歳までの中で平成26年度から拡大しております11歳から14歳までの部分が幾らだったのか、おわかりだったら教えていただきたいと思います。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、滝口英憲。

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 子育て支援医療に関しての御質問でございます。

ただいま11歳から15歳までというふうなこと

で年齢を区切った中での御質問でしたけれども、システムの関係上、そこまで把握できないという状況がございます。

ただ、この成果表の77ページの子育て支援医療の欄がマル県とマル市というふうな囲みで出ておりますので、そういったところでマル市というふうに書いてあるところが、いわゆる従来対象になっていなかった部分というふうなことで、11歳よりも若干下で10歳でしょうか、そこからの金額というふうなことで捉えていただければというふうに思います。よろしくどうぞお願いします。

**16番(石川正志委員)** 委員長、石川正志。

**奥山省三委員長** 石川正志委員。

**16番(石川正志委員)** 平成26年度、この子育て医療費、これは安心して子供を育てていただきたいということによる定住促進が狙いの事業であったかと思います。私たちもそのとき全員異議なく賛成したからこの事業が継続しているわけですが、当時を振り返りますと、平成25年、24年当時、新庄市はほかに先駆けて、例えば学童保育でありますとか「わらすこ」というところで、子供を育てる上では随分独自で応援してきました。それを中3まで拡大するという中で、他市もどんどんそれに倣ってきた。あるいは新庄市がおくれたかもしれませんが。

そこで事業の検証をするという観点から、このたび総合政策課のシステム統計室のほうには大変御難儀をおかけしまして、その間の人口動態がどうであったのかというところで非常に手作業御面倒をおかけしまして、ここは感謝しながら質問しますが、子育て世代の定義といたしましてゼロ歳児から19歳までというところでの世帯主というところで、非常に難しいサンプリングをお願いしているのですが、いただいた情報によりますと、平成24年度から昨年度まで残念ながら転出された方が367件、それから転入

された方が319件で、50件弱の方が転出されたというところで、子育て推進の特にこの医療費の部分とか、あと広く子育て世代に対する支援イコール転出数ではないというふうに捉えてはいるものの、5カ年、1年平均、乱暴な言い方をすると5件程度で済んでいるというところ、おおむねこの部分で成果があったのではないかなど。

成果表にも「児童を教育する世帯の経済的負担の軽減につながった」とありますが、原課のほうではどのように捉えているのか、まず伺いたいします。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、滝口英憲。**

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長 滝口英憲君。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** ただいま、子育て支援医療の特に拡充ということでの効果という御質問でございます。

子育て支援医療給付事業含めて、ほかにひとり親の医療給付、それから障害をお持ちの方への医療給付ということで、総称して福祉医療給付事業というふうに呼んでございます。

この事業ですけれども、これは医療に要する費用の一部を市が負担することによって、いわゆる当該の子育て世代の御家庭であったり、ひとり親世帯、また障害をお持ちの方の経済的負担を軽減するものという事業でございます。

事業の成果としましては、中学校3年生までの児童を養育している家庭の経済的な負担の軽減が図られたんだろうというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

**16番(石川正志委員)** 委員長、石川正志。

**奥山省三委員長** 石川正志委員。

**16番(石川正志委員)** 本当に私もわかります。でも、平成28年度中も経常収支比率でいくと大体92%というふうに弾力性のない、一般家庭か

ら見ると8%も余裕があるのではないかと思います。やはり公費を費やす以上は成果を求めなければならないというふうに思います。

そこで、このたびは、先ほど冒頭申し上げましたが、総合政策課から非常に協力を得た組み立てになっておりますが、結局このケースはデータの優位性、それからあと、時間的に平成26年からわずか2カ年の事業の中で効果を反映させる決定的な数的な根拠は得られなかったものの、今後ますます人口動態等を適正に把握しながら施策の検証を行うべきと思いますが、総合政策課長、いかがお考えですか。

**関 宏之総合政策課長 委員長、関 宏之。**

**奥山省三委員長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** やっぱり統計等の数値というのは社会の一つの集まりの傾向や性質を数字であらわすことですが、その傾向というものを客観的に数字で見るというのは大変大切なことではないかなと思います。

ただ、その詳細を読み解くというのは大変難しい部分はありますけれども、一つの指標として参考にしていくべきものかと思えます。

**16番(石川正志委員)** 委員長、石川正志。

**奥山省三委員長** 石川正志委員。

**16番(石川正志委員)** わかりました。

続いて、合併処理浄化槽に係る部分です。成果表でいきますと89ページになります。

市の事業もある一方、ここには、ケースによっては違うのですが、県からも補助をいただきながら合併処理浄化槽に対する補助を行っているということです。

表を拝見いたしますと5人槽が多いというところで、5人槽の部分を使わせていただくと、例えば新築と改築がありますが、この場合、市の補助事業、それから県の補助事業が出るケース出ないケースがありますが、それぞれの場合、大体5人槽の浄化槽を設置した場合受益者負担が大体どのぐらいになるのかということ、把

握していらっしゃるればお示してください。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** 合併処理浄化槽の補助金関係ということでございますけれども、新築の場合と増築の場合で補助の制度の仕組みが違うというような現状にあります。

まず、対象経費のうちどの程度補助の割合になるかという部分でございますけれども、仮に100万で限度額内ということで話をわかりやすくして説明させていただきますけれども、例えば新築の場合ですと国の補助、市の補助で4割、そしてあと、基本的には個人負担が6割というふうになっております。

また、リフォームの場合でございますけれども、この国の補助、市の補助のほかに個人負担の6割のうち3分の1を県が補助するという制度もございます。それに平成28年度からリフォームに関しては市・県合わせて10万から13万円の補助の上積みをしておりますので、結果としましてリフォームの場合ですと、7割前後の補助率になってくるところでございます。

そうしますと、自己負担部分でございますけれども、対象経費のうち新築ですと約6割、またリフォームの場合ですと3割ぐらいと、補助対象経費を除いた部分でありますけれども、そのような制度になっているところでございます。

**16番(石川正志委員)** 委員長、石川正志。

**奥山省三委員長** 石川正志委員。

**16番(石川正志委員)** 以前、一般質問の中で、公共下水道の区域の見直しを図るというような流れで、それに基づく中で、この前も上下水道課から公共下水道の計画区域が説明されたところであります。

その部分で計画区域外のところをどうするんだというところで、やはり公共下水道の狙いもこの合併処理浄化槽の設置の狙いも、一般家庭から出る生活系の排水をいかにきれいな状態に

して河川に戻して、つまり環境負荷を下げるための非常に重要な事業ですから、今のところ個人が設置する合併処理浄化槽がかなり有効的な手段であろうというふうな位置づけの中でお話しさせていただきますと、仮に公共下水道の場合、新たに本管に接続使用する場合受益者負担というものが大体30万円前後であります。

そうすると、例えば今の課長からいただいた答弁でいきますと、工事費を100万円と見た場合、増築の場合は受益者負担が30%であるなどいうところでいくとまず30万と。新築の場合は60万であると。4割が助成ですね。そうすると、公共下水道の場合よりもやはり受益者負担が多いんです。

合併処理浄化槽を設置するというのは、おっしゃるとおり、やっぱりうちの改築、増築、それから新築以外のケースで件数も限られている中で、ここはやはりもう少し市も頑張る、あるいは県に頑張ってもらいたいという流れで、その差を詰めていく必要があるのではないかなと思っていますが、平成28年度中どのような取り組みをされたのか。

あとは、できることであれば、今後どういったお考えであるのか、お伺いいたします。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** 合併処理浄化槽の部分でございますけれども、目的としましては河川の環境保全、水質の保全ということでございます。また、生活排水の処理の部分については、この合併処理浄化槽とあと公共下水道、また農業集落排水の制度がある中でどうやって取り組んでいくかという部分と関連してくるものと思います。

その中で合併処理浄化槽の制度の新築と増築の部分の取り扱いということで、県の補助金が入るか入らないかの差異があるのが現状でもあります。そういう状況にもありますので、私のほうから県の担当部局のほうに、実際新庄最上

地区の所得水準などからしても、地域の事情からにしても、工事費が割高感があるということからして、今現在、新築の部分で県補助は入っておりませんが、対象を広げていただくよう強くお願いしたところでございます。そして、結果としまして、持ち帰って検討するというふうな回答もいただいておりますので、県のほうの推移を見てまいりたいと考えております。

**16番(石川正志委員) 委員長、石川正志。**

**奥山省三委員長 石川正志委員。**

**16番(石川正志委員) 来年度当初予算の予算書を楽しみにお待ちしております。よろしく願いいたします。終わります。**

**奥山省三委員長 ほかにありますか。**

では、ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

**奥山省三委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。**

ほかにありますか。

**18番(佐藤義一委員) 委員長、佐藤義一。**

**奥山省三委員長 佐藤義一委員。**

**18番(佐藤義一委員) それでは、少し浅く広く、教えていただきたいことも含めまして、質問させていただきます。**

ページ数、決算書の103ページ、2款総務費1項総務管理費の中の10目交通安全対策費の中で交通指導員報酬、交通安全指導専門員報酬とございますが、無知なゆえにお尋ねをしますが、交通指導員と交通安全指導専門員の違いを教えていただきたい。

それから、交通指導員、専門員が人数どのくらいおられるのか。また、その人方についての報酬はどういうふうに違うのか、教えていただきたいと思っております。

**小松 孝環境課長 委員長、小松 孝。**

**奥山省三委員長 環境課長小松 孝君。**

**小松 孝環境課長 交通安全対策事業のうちの交通指導員の部分と交通指導専門員のことについてお答えさせていただきます。**

まず、交通指導員の業務でございますけれども、朝の通学のときに立哨している市民の方の報酬ということになります。全体で16名、総額354万ということになりますが、12カ所で立哨しております。登校時の児童生徒の安全の確保というのが業務ということになっております。

また、交通指導専門員の部分でございますけれども、身分としましては嘱託職員という身分になっております。3名の雇用で、総額が521万円ということでございまして、活動の内容としましては、母の会とかかもしかクラブの活動の連携、あとそのほかに保育所とか老人クラブにお邪魔しまして交通安全教室を年間で134回開催しているところであります。

**18番(佐藤義一委員) 委員長、佐藤義一。**

**奥山省三委員長 佐藤義一委員。**

**18番(佐藤義一委員) 大変ありがとうございました。よく理解しました。**

それを知った上でお尋ねしますけれども、なかなか学区によってはなり手が少ないという話も聞いています。特に多いところで日新学区等について、なかなか手というか協力する人が少ないという話を聞いてます。学区割というふうな考え方はお持ちでしょうか。

**小松 孝環境課長 委員長、小松 孝。**

**奥山省三委員長 環境課長小松 孝君。**

**小松 孝環境課長 交通指導員の業務についてでございますけれども、一年を通して天気にかかわらず立哨をするということで、結構負担感の、勤務時間数の割には負担感の多い業務だというふうに感じております。**

それで、立哨をされる方がどこに立哨していただくかという部分なんですけれども、自分の

住んでいる地域をどうしても希望する中の調整ということになってくるわけございまして、と言いながら、学童数の多いところでその立哨している人が適正な部分で確保できるかというのは課題だと感じております。

その部分で、今回お知らせ版等で指導員を募集しておりますので、その全体の調整の中で進めさせていただければというふうに感じております。

**18番（佐藤義一委員）** 委員長、佐藤義一。

**奥山省三委員長** 佐藤義一委員。

**18番（佐藤義一委員）** 再度お尋ねいたしますけれども、確かに課長おっしゃるとおり、朝早くあるいは雨の日も雪の日もあるわけです。朝登下校の時間帯ですので寒いということも十分考えられますので、冬は防寒具等はお持ちのようですけれども、雨の日も雨具をお持ちのようですけれども、これらの人々に対して手当を過去何年間上げてきたのかということをお尋ねします。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** 古い当時の資料を持ち合わせておりませんので、長期的な分ではわかりませんが、ここ最近では値上げというのは行っていないのかなというふうに感じております。その中で、備品とか制服関係でできる範囲で充実させていきたいというふうに考えております。

**18番（佐藤義一委員）** 委員長、佐藤義一。

**奥山省三委員長** 佐藤義一委員。

**18番（佐藤義一委員）** 青パト、課長、わかりますよね。青パトをしている人方とこの前話したときに、何年も手当がないと、アップがないと。それで、たまには青パトの燃料を自分の懐から出してガソリン代等自己負担していると。

そういう状況下であって、やっぱり子供たちの安全を守る人方ですので、最低限の保障というか、燃料代ぐらいね、自分の懐から出すとい

うようなことがないように、その辺を検討していただきたいと思います。以上で交通指導に関しては終わります。

その下の同じページです。103ページの市民生活対策費、一番最後に防犯灯LED化事業補助金1,500万とございます。補正補正で対応していただきまして、実はうちの町内も昨年度全灯やりましたけれども、補正で組んでいただいずずっと住民は助かっているわけですけれども、今、市全体で、外灯だけでも結構ですけれども、何パーセントぐらいの普及率になったのか教えていただきたいと思います。

それから、今現在も申し込みがあるのかどうか。それで補正でやっていくという市長の前の答弁でございましたけれども、まず、どのぐらい行ったのか。それから、今現在も要望がかなりあるのか。この2点だけ。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** 防犯灯のLED化の事業の部分でございますけれども、達成率の部分でございしますが、平成28年度末で約30%と計算しております。

今年度の部分ですけれども、当初予算で1,200万円、そのほか9月補正で433万円の補正の上程をお願いしているところでございますけれども、それを合わせますと平成29年度末では53%程度に達するのではないかなというふうに感じております。

あと、もう一点の最近の申し込みの状況でありますけれども、4月、5月当初は、私を感じた流れとしましては、町内総会を終わった後ということもありましてか、申し込みに来られる方が多かったんですけれども、ここ最近はお見えになる方は春先から比べると少なくなっているのかなというふうに感じております。

**18番（佐藤義一委員）** 委員長、佐藤義一。

奥山省三委員長 佐藤義一委員。

18番(佐藤義一委員) 地球温暖化あるいは経費の削減にもつながりますので、よろしくこれからも指導していただきたいと思えます。

続きまして、129ページ、3款民生費3項2目の扶助費についてお尋ねいたします。

扶助が年々ふえていっているという傾向にあるわけですが、その生活扶助費を給付してもらっている人方の世代別構成というのはわかりますか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。

奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 お答えします。

生活保護の状況で、世帯類型別の実施状況というふうなことがございます。その中で一番多いのが高齢者世帯となっております、次に多いのがその他でございますけれども、次に多いのが障害者世帯、次に母子世帯というふうな類型になってございます。

18番(佐藤義一委員) 委員長、佐藤義一。

奥山省三委員長 佐藤義一委員。

18番(佐藤義一委員) 就労可能世代という世代があるわけですか。その世代はほとんどないというのに近いのでしょうか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。

奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 最近の傾向としましては、就労できる世代の方の保護が目立ってきております。というのも、これまで父母と同居してそれらの収入を得て生活していた方が、お父さんお母さんを亡くされて就労していない、本来であれば働いている年齢なんですけれども、ひきこもりですとか、あと

社会不適合ですとか失業ですとか、そういった方が目立ってきているような印象がございませぬ。

18番(佐藤義一委員) 委員長、佐藤義一。

奥山省三委員長 佐藤義一委員。

18番(佐藤義一委員) 確かに高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯というのは大変だろうと思えます。ただ、働ける世代であって体も健康であって働かない。1回生活保護費を受け取ってしまうと、これだけもらえるんだったら別に無理して嫌な思いして働かなくなっていくやという世代が、ごくまれにでしょうけれども、いらっしゃると思うんです。

私はその話を聞いて非常に憤慨というか、憤慨だか噴飯だかわかりませぬけれども、笑ってしまったんですけれども、「生活保護をある人の紹介でいただいて、週2回パチンコに行けるようになりました。週1回カラオケにも通えます」。これを一般の普通納税者が聞いたらどんな思いがするだろうかと私は思ひまして、それはおかしいんじゃないのという話をしました。

それで、ある人が季節である人を雇ったんです。例えば農繁期の忙しいときにね。その雇われた人は申告しなかつたんですよ。生活保護世帯でしたので。それで後で当然露見しまして、その使用者も呼び出しがかかっているわけですよ。こういう、生活が楽でないだろうからうちへ来て農作業を手伝えと、1カ月半ぐらい使ったと。それなりの報酬を払っているわけですよ。それでも彼は報酬は報酬、生活保護は生活保護ということで申告しなかつた。これは彼は当然不正請求なわけですよ。ところが、善意で雇ってくれたその人に対しても迷惑がかかっているわけですよ。仕事を休んで何日か出頭しなければなりませんので。

それで、そういうのを踏まえて、年間不正請求というのはございませぬか。昨年度に限って結構です。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、**  
加藤美喜子。

**奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加**  
藤美喜子君。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 生活保**  
護費を返還していただくというふうな中に、課  
税調査で収入申告との突き合わせで、その結果  
就労収入の未申告というふうな方の例でござい  
ますけれども、やはりいらっしゃいます。

そういった方々に対しては、収入があるにもか  
かわらず申告していないという悪質なケース  
ということで捉えまして、生活保護法の規定に  
基づきまして生活保護費の返還を求めておりま  
す。保護費の返還に当たりましては、保護費の  
中からいただくわけなので、ケースワーカーと  
月々の返済の金額について相談をしまして、返  
済をしていただいているというふうな状況にな  
ります。

**18番(佐藤義一委員) 委員長、佐藤義一。**

**奥山省三委員長 佐藤義一委員。**

**18番(佐藤義一委員) さっき課長がおっしゃ**  
ったような高齢者世帯あるいは障害者、母子家  
庭については、それは把握できるような状況だ  
と思います。

たださっきから言いますように、就労可能な  
世代、この人方に対しては定期的な聞き取りと  
か就労状態はどうなんですかという、就労しな  
いと、する気はないと言われても困るんですけ  
れども、例えば皆さんは失業保険をもらうこと  
はできません、公務員です。私どもは、私  
は360日いただきましたけれども、毎月1回ハ  
ローワークに行くわけ。それで就労するとい  
う意欲がなければそれは当然雇用保険もスト  
ップなんです。そこまで厳しくしろとは言いま  
せんけれども、就労可能な世代の受給者に対  
しては定期的な追跡が必要じゃないかと思いま  
すけれども、課長、いかがお考えですか。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、**

加藤美喜子。

**奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加**  
藤美喜子君。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 就労可**  
能な方については、定期的ここちらのほうで訪  
問させていただいて、ただそういう可能な方  
の中には、若い年齢の方には、精神疾患を患っ  
ているというふうな方がおまして、これまで十  
分な医療費が得られないために長期間医療機  
関を受診されてなかったというふうなケースが  
往々にしてございます。

ですので、まずは医療機関で適切な治療を受  
けていただいて、その上で生活のリズムを整  
えていただいて、次のステップにアルバイト収入、  
最終的にはそういう継続した就労というふうな  
ところを目指して、ケースワーカーのほうも、  
やっぱりそういった方々は身近な相談先が、な  
かなか相談相手がいらっしゃらないというふう  
なこともございまして、ケースワーカーがよき  
相談相手となって、信頼関係をつくりまして背  
中を後押しするような形で、長く働けるよう支  
援しているところでございますので、よろしく  
お願いいたします。

**18番(佐藤義一委員) 委員長、佐藤義一。**

**奥山省三委員長 佐藤義一委員。**

**18番(佐藤義一委員) 課長のおっしゃると**  
おりだと思います。別に疾患を患っている人に対  
しても、あなた健康なんだから働きなさいとは  
言えないですけれども、ただ不正受給があつて  
はいけないと思うんです。

さっき言ったように、誰それさんのおかげで  
紹介してもらって、週2回パチンコ行ける、週  
1回はカラオケ行って酒飲んで歌歌える。生活  
保護を受けているから酒飲むなどは言いません。  
たばこ吸うなども言いません。でも、それを果  
たして口外されたときに、新庄市の制度はどう  
なんだという批判が対外的に出るでしょうと私  
は思いますので、そういうことのないように、

最低限の生活使ってくださいね。

例えば、ある人が旦那さんが転んで四肢麻痺ですよ。小さい子供を抱えて生活保護を申請したいと。だけれども、車を持っているからだめだと。彼女にとってみれば、車は子供を幼稚園に送り迎えしたり必要なわけです。それで彼女は、それがだめだということで生活保護の申請はあきらめたんです。そういう人方にこそ私も行政側は光を当てていって、どうにかして救済しなきゃならないと私は思うんですね。

カラオケ行くためになんか、そんな必要ないと私は思いますので、今後もその就労可能な世代に対して、課長がおっしゃったような定期的な訪問をしてやっていただきたい。弱者に対してまでどうのこうのというのはありませんので、やっぱり高齢者とか体の悪い人は働けないとわかりますので、一応そういうことでこれからも努力していただきたいと思います。

171ページ、最後の質問になります。

10款教育費 1項教育総務費、中段にございますが、通学手段確保対策事業の中で日々雇用職員賃金でございます。

その中には通学バスの運転手をやられている方もいらっしゃると思います。ところが、済みません、誰がいいのかな。年金とか保険とか社会保険を掛けなきゃならないのは月収は何ぼからですか。誰か、もし知っていらっしゃる方いらしたら。という意地悪な質問はしないで、8万8,000円を超えなければ社会保険も年金も掛ける必要はありません。

ところが、日々雇用職員は月8万8,000円行っていないと思うんです。というのは、毎日来るわけじゃないですから。1週間交代でバスの運転をする、あるいはその都度どこどこに子供を乗せてほしい。

そういう中であって、運転手から年金と社会保険料を供出させたんですね。そういう事実はありましたか。

**荒川正一教育次長兼教育総務課長** 委員長、荒川正一。

**奥山省三委員長** 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

**荒川正一教育次長兼教育総務課長** 社会保険加入の義務の制度がこの4月1日から改正になりました。週の労働時間が30時間以上から20時間以上という形で緩和されました。

それで、平成28年度のスクールバス14人の勤務形態の雇用の場合は、27時間以内というふうなことになっておりましたので、加入の義務はございませんでしたが、今年度から緩和されたことによりまして一部加入できるようになりました。

雇用形態の勤務条件の中での適切な法改正が反映されてい wasn't でしたので、2カ月の差し引き分ほど社会保険料部分を6名に対して徴収をしてしまったというような事実はございます。

**18番（佐藤義一委員）** 委員長、佐藤義一。

**奥山省三委員長** 佐藤義一委員。

**18番（佐藤義一委員）** 本人も掛けるんですけども、使用者も半分負担するわけですね。それは市税を使わなければならない。市の収入から出さなきゃならない。これをちゃんと、教育総務費だけではなくて、総務も関係あるんでしょうけれども、それをちゃんと把握していれば、そういう実態は起きなかった。

それで、それを何度も言ったけれども、違うんだと言われたと。やっぱりそれはある程度行政マンとしては、そのぐらいの知識は持っているで対応していただきたいと思います。

それで、掛けた分、機構に言って戻してもらったんですか。

**荒川正一教育次長兼教育総務課長** 委員長、荒川正一。

**奥山省三委員長** 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

**荒川正一教育次長兼教育総務課長** やはり制度と

勤務形態との絡みですので、適切に4月1日まで遡及して是正はしております。したがって、御本人に対する差し引き部分については、2カ月分還付をしてございます。

説明会をした上で御了承願ったというふうなことで了解していますが、貴重な人材を育てていくためのとても大事な役割を持っている運転手の方ですので、今後とも気をつけながら運用しなければいけないというふうに思っております。

**18番(佐藤義一委員)** 委員長、佐藤義一。

**奥山省三委員長** 佐藤義一委員。

**18番(佐藤義一委員)** 確かに次長のおっしゃるとおり、子供たちの安全安心を担う、ですから、細心の注意を払って彼らはやっています。それでけがをさせちゃいけない。たまには子供がうるさいのがいるらしいんですよ、私みたいにくさかさというのが。

そうすると、やっぱりバスの中でも自分の子供だと自分の孫だと思ってちゃんと座ってると言うときがあると。それはそれでいいんじゃないの、そのぐらい注意しないと、いい人でいて、子供が騒いでも余り言わないで事故を起こしたら大変だからという話をしています。

そういうことで、今後も損失のしないような、掛けなくてもいいような掛金を掛けさせて、65を過ぎた人方の1万円、2万円というのは大金ですから、今後もそういうことのないようによろしくどうぞお願いします。

以上で終わります。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

**7番(今田浩徳委員)** 委員長、今田浩徳。

**奥山省三委員長** 今田浩徳委員。

**7番(今田浩徳委員)** それでは、私のほうから何点が質問させていただきます。

まず最初に、99ページの2款総務費1項総務管理費の中の会計管理の中で最上広域婚活実行委員会負担金についてお伺いいたします。

継続された事業の中で新たな取り組みとして、この最上広域の婚活実行委員会の負担金というふうになったと思います。当市のこの広域にかかわる取り組みの中で、最上全体の中での統制はどのようにとられていまして、どういうふうな今、この婚活に対しての募集であったりサポーターであったりというところの人の数値の変化などありましたらお聞かせください。

**関 宏之総合政策課長** 委員長、関 宏之。

**奥山省三委員長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 最上広域婚活実行委員会負担金についての御質問でございます。

こちらのほうの設置目的といたしましては、人口の流出に歯どめをかけると、そのために少子化対策に婚活は非常に有意義ということで設置されたものでございます。その中でもやはりスケールメリットが必要だということで、本市は周辺7町村との最上地域をステージに、平成22年度から活動を行っております。実際8市町村で取り組んでおりますけれども、その事務局は今現在、最上町のほうが担っております。

毎年具体的な事業といたしましては、例えば年齢限定、30代限定の出会いツアー、バレンタインパーティーとか、男性についてはスキルアップの研修会なども行っているような状態、また、スタッフ向けとしましては専門アドバイザーの研修なども行ってスキルのアップを図っているということでございます。

平成28年度の参加者数は平成27年度と比べて若干少なくなっておりますけれども、参加者総数が年間で38名、うち男性が20名、女性が18名、カップル成立数は9カップルというふうな状況になっております。

**7番(今田浩徳委員)** 委員長、今田浩徳。

**奥山省三委員長** 今田浩徳委員。

**7番(今田浩徳委員)** 今、平成28年度は38名の参加で9組の成果が出ているというお話をいただきました。

実際、カップルの成果は理解できるんですけども、その先の結婚までというところにつながっていない実績があると思います。きちんとやはりそこまで面倒を見るという姿勢を示さなければならぬと思いますし、なかなか今結婚に踏み切れていないここで出会ったカップルもいるので、やはりきちんと最後まで面倒を見ることをもう少し出してほしいと思っていましたんですけども、なかなかその後押しする、例えば昔でいう仲人とかそういう方の存在、育成に不足な面があるのではないかと思うので、この上のほうにありました出会いサポートセンターも含めたところでの一丸となった、そういう結婚まで導くような体制を構築するべきだったと思うんですけども、その点に関しましてはいかがでしょうか。

**関 宏之総合政策課長** 委員長、関 宏之。

**奥山省三委員長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** この婚活実行委員会自体が基本的にはきっかけづくりという形で始まったものですので、議員おっしゃるとおり、本来であればそういった仲人を務めるような団体があれば一番いいんですけども、今現在、新庄市のほうではございません。そういった、昔例えばいろいろ世話を焼いてくれた方がいたわけですけども、なかなかそういう方が今現在見られないという現状もございますので、できれば議員おっしゃるような方向性を見出していきたいなと思いますけれども、まずは今現在はきっかけづくりに重きを置いた活動をやりたいと思っております。

**7 番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**奥山省三委員長** 今田浩徳委員。

**7 番（今田浩徳委員）** きっかけづくりも大変大事なことであるんですけども、やはりきちんとした少子化対策と位置づければ、きちんと結婚していただいて子供をしっかりと産んでもらう、そして、ここに住んでもらうということ

前提にしなければならないと思いますので、その点やはりきちんとした形でもう少し取り組むべきではなかったのかなと思いますので、これは当然継続事業でありますので、今年度もそういうところでの取り組みをぜひ期待したいと思います。よろしくお願いします。

次に、133ページ、4款衛生費1項保健衛生費4目健康増進費の中でのがん検診等委託料、あと131ページも一緒だと思いますので、4款衛生費1項保健衛生費の保健衛生総務費の中での新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業についてお伺いいたします。

こちらの成果のほうでもそうなんですけれども、成果表の82ページです。がん検診もそうなんですけれども、検診の中でさまざまに助成、補助をするようになりまして、検診者の数が対象者に対しての数がふえております。なおかつ受診者数もふえております。それはその成果があったものと思われま

このがん検診の中で年齢層、今は40歳以上と20歳以上というふうにありますけれども、各年齢層での検診者数と、そこで見つかった罹患者、男女がわかれば教えてください。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 市で行っておりますがん検診につきましては、早期であれば治癒するものがありますので、がんの早期発見・早期治療のために、これまでがん検診を委託して実施しておるところでございますが、今、委員から御指摘ありましたそれぞれの項目におきます年齢別の罹患率については、手元に詳細なデータがございませんので、後ほど確認しまして御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**7 番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**奥山省三委員長** 今田浩徳委員。

**7 番（今田浩徳委員）** 年齢層によるというと

ころは、働き盛りの40代、50代、60代のところでの発見者数の数が本当は知りたかったんですけども、そういう方へのケアを含めたところでの対応をお伺いしたいと思います。

まずは、人間ドックを受けてくださいという案内をしっかりとっているおかげで受診者数がふえています。もちろんその中には補助される金額もできたのでということもあるんですけども、今後もこの受診をする上での助成は続くとは思いますが、最終的にはまだまだ受ける方の数が、特に、ここには出ていないんですけども、年齢をちょっと行った方のほうが受診率が私の感じでは少ないのではないかと思いますので、各年齢層に受診されるような、そういうもう少し周知が足りなかったのではないかなと感じます。

その点で、どのように受けてもらうかというところの、さらなる受けてもらうためのさまざまな手法がもう少しあってもいいのかと思うんですけども、今までどのようなことでそういう受診を促進するようなことを呼びかけてきたのか、教えてください。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 成果表の82ページのほうにそれぞれのがん検診の受診率のほうに記載になっておりますが、受診率の向上につきましては、これまでの議会におきまして委員の皆様より再三御指摘をいただいたところでございます。

非常に現在の受診率が低いということで、私ども健康課でも懸命にこれまで取り組んでまいったところでございます。健康寿命を延ばすための第一歩が健診であると捉えておりますので、この特定健診やがん検診などの受診率の向上というものが、健康課のここ数年来の最大の課題であるということで捉えて、これまでさまざまな取り組みを行ってきたところでございますが、こちらのほうに記載になっております受診率を

見ていただいてもわかりますとおり、なかなか目に見える成果が上がってなくて、非常にじくじたる思いを持っておるところでございます。

今、委員の方から御発言ありました受診率向上のための対策としましては、基本的には健診を受けない理由を分析した上で、その受けない理由を解決する仕組みを構築すれば、おのずと受診率は上がっていくのかなというふうな形で考えているところでございます。

健診を受けない理由としましては大きく分けますと5つほど理由がございます。1つは健康に自信があるから受けない。2つ目は定期的に医療機関にかかっているから受けない。これについては先ほど委員のほうからお話ありましたとおり、高齢者の方によく見受けられる理由でございます。高齢者の方で相対的には若い方よりも病院等の医療機関にかかっている方が多いわけですので、そういった理由を述べる方が多く見受けられるような状況でございます。

あと、3点目としましては、忙しくて健診等を受ける時間がない、4点目としましては費用がかかるので受けたくない、5点目としましては、健診の結果がわかると怖いから受けないというふうなその5つの理由が重立った理由でございます。

そういった理由を解消すれば、新庄市の受診率はおのずと上がってくるのではないかと考えておりますので、その部分でこれまでも対策を施してきたところなんですけど、なかなかうまくあいには行っていないというのが現実でございます。

そういった理由を解決することが対策なわけですけれども、具体的な対策としましては、やはりこの受診率を向上させるためには、第一義的にはそれぞれの市民の方の個人の健康意識、関心を惹起することが一番重要なのかなと思っております。そこは個人の意識に働きかける部分の仕組みを我々のほうで構築してい

なければならないのかなと思っているところです。

あとは、先ほどありました理由、費用がかかるとか受ける時間がないとかということに対する受診環境の整備を図っていくような部分で体制整備を図っていききたいなということで、これまでも図ってきておるところなのですが、さらにその部分で創意工夫していきたいと思っています。以上でございます。

**7 番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**奥山省三委員長** 今田浩徳委員。

**7 番（今田浩徳委員）** やはり受ければそれでいいという方もたくさんいるのも理解できました。それで、その受けて再検査、要検査の案内をいただくと、今度は最後の右のように一気に受診率が高まるというふうにはなると思うんですけども、そういうふうには今は大変機械の進歩もありまして発見率の精度が高くなってきていると思います。

それで、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業であったり、やはり次にそういう罹患した人へのサポートをしっかりとしていくことが、早期発見・早期治療でまず本人の病気を克服することにつながっていくと思います。ぜひこのところを、やっぱりしっかりドックで検診していただくことをきちんと周知できるような施策を、もう一度構築してほしいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、141ページ、6款農林水産費の1項農業費、農業振興費、新庄そばまつり負担金についてお伺ひいたします。

大変もう定着した祭りになってきておりまして、来場者数も堅実な数値に常になってきました。そこでさらなるところで、ことしは外に出るそばまつりということで、新庄市以外でのそばまつりをやったりというふうなことができております。大変新庄市のそばが知られてきて、大変いい事業ではないかなというふうに思いま

す。その伸びる事業の中で、新庄市産のそばの量がどんどん消費されていく、あとはさまざまところで使われていくというふうを考えられます。

当市には、まず2つのJAがそば生産をしてその収穫した製品を販売しております。このそばまつりにおいて新たな顧客ができたり、その需要量がどのくらいふえているのかというのがなかなか見えていませんでした。2つのJAに問い合わせても、なかなか現状のところの生産量、販売量というふうにはなっていたんですけども、このそばまつりに来てぜひ新庄市のそばを扱ってみたいというようなそういう申し出があったのか。そして、そういうことを今後新たな展開としてPRしていくことはできないのかということをお伺ひしたいと思います。

**小野茂雄農林課長** 委員長、小野茂雄。

**奥山省三委員長** 農林課長小野茂雄君。

**小野茂雄農林課長** そばまつりですけれども、最上早生のPRというふうなことも兼ねてございます。そばの生産量につきましては、その年の天候等によりまして収量も大体100トン前後を上下しているというふうなところでございます。

それで、安定した生産量というところがやっぱりネックかなというふうに思いますので、ことし大豆中心に排水対策の事業をやってございますけれども、そういった事業も今後浸透していったら、安定的な生産、高収量というふうなところが出てくればいいかなというふうに思っております。

何せ北海道産がかなりのウエートを占めているというふうな中で、実際には最上早生を引合いにというふうなところは現状としてまだないかなというふうに思っております。ただ、ことしも大江戸和宴のほうに11月に行く予定になってございますけれども、6次製品化というふうなことで最上早生を使った乾麺を今試作しておいて、東京のほうでもしおいしかったら

かがですかというふうな感じでやっていこうかなというふうに思っています。

そういったところで、最上早生というネーミングが広がったりおいしいというふうな評判があれば、生産者のほうも生産に励みがついてくるのかなというふうには考えているところでございます。

**7 番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**奥山省三委員長** 今田浩徳委員。

**7 番（今田浩徳委員）** 今のこの状況、天気もあるんですけども、天気以前に、当新庄市の作付状況を見ますと、米や大豆の作付は減っていきまして、飼料作物であったりそばの作付面積がふえています。特にこのそばに関しては、各集落ごとにまとめて生産管理をしながらつくっていますので、割と品質の平均したものがここ数年間はとれてきています。ことしも、この天気ではあるんですけどもそばの生育は順調で、平年よりもいい収穫量が見込める予定になっています。

なお、そういう品質の平均したものがとれる本年でもございますので、このそばまつりをさらにしっかりしていただいて、なおこの新庄産のそばがさらに各方面に知られて売れていくことを切に願いたいと思いますので、その辺のPRとかそばまつりから派生する新たな取り組みなどを今後考えられることがありましたらお聞かせください。

**小野茂雄農林課長** 委員長、小野茂雄。

**奥山省三委員長** 農林課長小野茂雄君。

**小野茂雄農林課長** そばまつり自体につきましては1日というふうなことで、山屋セミナーハウスのほうで定着してございます。2日間やっただろうかというふうな話もございましたけれども、打ち手のこともございます。山屋地区の方にも手伝っていただいているというふうなこともありまして、今のところ、ことしは1日限りでやろうかなというふうには思っています。

ただちょっとマンネリ化しているところもございますので、いろいろなメディアとか宣伝方法なんかもちょうと工夫を凝らして、もっと発展的にできないかなというふうに考えてございます。

昨年アンケートをとって、かなり最上地域外から来ているということがわかりました。アンケートは全員返していただいているわけではないんですけども、アンケートの返答からすると、600人ぐらい来ているのかなというふうなところで、かなりのウエートがなっているのかなというふうに思います。そういったことから、今後も地域外の方の来場を求めてさらにPRしていきたいと考えてございます。

**7 番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**奥山省三委員長** 今田浩徳委員。

**7 番（今田浩徳委員）** ありがとうございます。ぜひそばまつりをしっかりやっていただいて、本当に新庄の最上早生をしっかりPRしてほしいと思います。よろしくをお願いします。

次に、153ページ、7款商工費1項商工費3目観光費の味覚まつり実行委員会負担金についてお聞きいたします。

出店者の努力もありまして、大変味覚まつりが多くの方に知られるようになってきました。特に新庄市の場合ですと、産業まつりとの競合であったり、あと、各町村で行っているそれぞれの収穫祭であったりそれに似た祭りというところで、初めはなかなか競合して大変ではないかなというふうに思われてきたんですけども、やはり3年するぐらいになりましてようやく定着してきたのかなというふうに感じます。

昨年の各出店者の中でどのくらいの売り上げがあつて、どういうふうなさまざまよかった点とか悪かった点とかが出されたと思いますけれども、そういうところをまずはお聞かせください。

**渡辺安志商工観光課長** 委員長、渡辺安志。

**奥山省三委員長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** 新庄味覚まつりでございますけれども、主要施策の120ページのほうに概要を載せていただいたんですが、昨年度は一応3万6,000人の来場者があったということで、対前年にしまして109%ということで、非常に伸びております。

団体数もかなりの団体数になっておりまして、今では50を過ぎているというふうな形で、特に県外のほう、秋田とかそちらからの出店、高萩等の出店とか、こちらも4つほどありますし、あと郡内からも8つほどということで、新庄味覚まつりではありますけれども、この秋の味覚まつりという一大イベントが大分定着してきたのかなと思っております。

それに伴いまして、昨年ですと、はやりのポケットモンスターの乱獲まつりとかということも新たな企画をしたり、ラジオのほうでも取材をしたいとかという形で、反響が非常に大きくなっているところでございます。

課題というよりは、商店街でも流しそばの企画をしたりとかいろいろな企画が少しずつつふえているということで、今後も商店街や農商工の関係団体といろいろ連携しながら催しを拡大できればいいかなという形で、間もなく今年度の味覚まつりも始まるんですけれども、今鋭意検討しているところでございます。

**7 番（今田浩徳委員）** 委員長、今田浩徳。

**奥山省三委員長** 今田浩徳委員。

**7 番（今田浩徳委員）** 駅前から南本町までというふうに変な長い商店街を利用いたしまして開催されています。出店者側からの声を聞くと、やはり設置されて指定された場所での客の出入りに差があるという話も聞かれています。

満遍なく回っていただく方がたくさんいればいいんですけれども、なかなかそういうところで、本町側にだけ行く方であったり駅前側に行ってしまう方であったりというふうな話も聞か

れていますので、その辺のPR、満遍なく回っていただくような動線の組み方であったりPRの仕方であったりというのをぜひ考えてほしいんですけれども、その点につきましてはどうでしょうか。

**渡辺安志商工観光課長** 委員長、渡辺安志。

**奥山省三委員長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** 私どものほうでもそのようなことを考えておりました。2つの商店街で回ればスタンプラリーとして抽せんするなどという企画もしておりますので、今後もそういった形で、確かに委員おっしゃるように空間が広いので、満遍なく回っていただけるような工夫を、アイデアをいただきながら取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様方のほうでも何かそういうアイデアがありましたら教えていただければと思います。よろしくお願ひします。（「終わります」の声あり）

**奥山省三委員長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時04分 開議

**奥山省三委員長** 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時06分 開議

**奥山省三委員長** それでは、休憩を解いて再開いたします。

**15番（森 儀一委員）** 委員長、森 儀一。

**奥山省三委員長** 森 儀一委員。

**15番（森 儀一委員）** それでは、お聞きいたしますけれども、133ページの4款衛生費1項保健衛生費の目4健康増進の健康増進事業でご

ざいます。

がん検診、これは先ほど今田委員が質問いたしました。前半のほうはよくわかりました。それでやはり早期発見で健康を守るということですし、悩みも消える、そんな検診が大事かと思われま。

非常に努力していると思います、健康課も。ただ、山形県の平均47.1%に比較して、本当に新庄市の場合は低いということでございまして、でも大変努力している姿がわかるような気がします。

というのは、私も今月の7日に健診に行っまいりました。その中でですけれども、特定健診の受給者数、平成27年で2,420人ということでございまして、新庄市の場合は36.7%、県の平均は47.1%としてまだまだ低いということをお聞きしております。

それで、健康マイレージ事業ですか、これはやまがた健康づくり応援カードについてお聞きいたします。

それから、これは県と一緒にやっているのか、それとも市独自でやっているのか。それから、期間についてですけれども、これは何年間ぐらい継続されるのか。それから、年齢とかそういうものは限られているのかをまずひとつお聞きします。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 新庄かむてん健康マイレージ事業でございまして、平成28年度から実施した事業でございまして。この事業は市独自の事業ということではございまして、県の補助金を活用して実施している事業でございまして。市民の皆様様の健康づくりの取り組みをポイント化しまして、主体的な健康づくりを応援する事業となっております。お聞きします。

具体的には、市民の皆様それぞれにおきましてみずからの健康目標を設定していただきまし

て、それを実践していただくのが1点、あと特定健診、がん検診等を受診していただくのが2点目、そして3点目としまして健康教室、イベント等に参加していただくと。この3点について取り組んでいただいた際にポイントを付与しまして、そのポイントの合計が、それぞれポイントの多寡はあるんですけれども、50ポイントを達成していただいた方につきましては特典を付与するような仕組みとなっております。お聞きします。

特に事業の期限は定めておらないところでございまして。あと、年齢につきましても全市民対象ということで行っております。

平成28年度は50ポイントの達成者が373名ほどおりました。この方につきましてはそれぞれ生活習慣の改善、あと運動習慣の動機づけになったのかなということで、意識の向上、動機づけを図ることができたのかなと考えているところでございまして。

ただ、初年度の目標を600人ということで設定しておりましたので、初年度ということでは我々の周知の部分が足りなかったのかという部分もあるかと思っておりますけれども、その部分で目標人数には達成しておりませんでしたので、今年度につきましては市で行っております保健事業、健康づくり事業、あらゆる機会を捉えて、現在PRしているところでございまして。

8月末現在で、ちょっと今手元に正確なデータを持ってきていませんが、8月末現在のポイント達成者で比較しますと、昨年よりはかなり達成者の数が多くなっているということで確認しておりますので、今年度の目標は昨年の達成者が373人ということでちょっと下方修正しまして、今年度450人ということで目標を立てましたので、その目標をクリアできるように取り組んでいるところでございまして。

**15番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**奥山省三委員長** 森 儀一委員。

15番(森 儀一委員) よくわかりました。

実は、私のこれからお聞きするのは、前半のほうで今田委員が詳しく質問しましたので、私は会場についてお聞きしたいと思います。

というのは、私は健診に日新小学校の前のわくわくのところの会場に行きました。そして、案内された書類、そしてよくもう一枚見ましたら、受け付け時間が朝の7時40分から9時までですということで、案内の中をもう一つ見ましたら、スクールゾーンに伴う通行禁止のお知らせですというのも1枚入っていました。

そのチラシが入っている中で、スクールゾーンは7時30分から8時30分までで車の通行ができません。ですから、それ以外に受け付けてくださいということになりますと、7時30分前に行って受け付けした人、それから、8時半過ぎてから行って受け付けした人ということになります。私は車で行きましたので、8時30分前には行かれないなと思って、9時ちょっと前に行って受け付けしましたけれども、一番最後でした。

それで約70人か80人近くの人が受け付けしたと思ひまして、私も77番だか78番でございましたので、そうすると、このスクールゾーンの中に入っていった人がいるのではないかなと推測されます。

というのは、私が行ったときはわくわくの駐車場はほぼ五、六十台で埋まっておりますし、また、近隣の人たちは徒歩できたと思ひますけれども、何か卓球の利用者が五、六人でわくわくを利用しておりましたが、ほとんど健診に訪れた人でございます。

ですから、この時間帯に受け付けが始まるということは、ちょっとここのところはいかなものかなと思ひしてお聞きするんですけれども、この健診に携わる職員の皆さんとか、それは委託している方々は何時ごろあのわくわくに入っていくのですか。

田宮真人健康課長 委員長、田宮真人。

奥山省三委員長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 健診の受け付け時間が、わくわく新庄会場におきましては7時45分から9時までとなっておりますので、7時45分の受け付け開始に合わせて、準備職員のほうはおおむね7時くらいには入るような形で、今、委員のほうから御指摘ありましたとおり、スクールゾーンの時間帯が7時半から始まりますので、それ以前に確実に入って準備するような形で、7時前後には入っている形になっているかと把握しているところでございます。

15番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

奥山省三委員長 森 儀一委員。

15番(森 儀一委員) そうすると、この空間というのが物すごくあるんですね。これは無駄な時間、無駄な時間という大変申しわけないんですけども、この時間をもう少し考慮して受け付け時間をちょっとずらすようなことはできないのですかとお聞きしたいんですけども、これは平日にやっぴりやることでしょうし、学校もあることでしょうし、これを考えていただくようなことができないか。

私ばかりではございません。中に入っている人たち、私は遅かったんですけども、ほとんどの人たちが車で来ている人たちは言っていました。何でもこういう時間にすんだべにやあと、みんな言っていました。もう少し、随分早く来る人、それから遅く来る人が入りまじってそこでごやごや言っている姿が私のところを感じられますけれども、そういう時間の変更とかそういうのは考えられないのかを質問します。

田宮真人健康課長 委員長、田宮真人。

奥山省三委員長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 現在、市の特定健診、がん検診につきましては、最上検診センター、市の保健センター、わくわく新庄、あと萩野地区公民館、4会場で行っているところでございます。

御指摘ありましたスクールゾーンの時間帯と健診の受け付け時間が重なっているのは、わくわく新庄会場のみとなっているところでございます。そのため、その他の会場の健診の受け付け時間につきましては7時45分から8時半までというような形で設定しているところですが、わくわく新庄会場のみスクールゾーンがあるということで、受け付け終了の時間を30分間だけ後ろのほうにずらしまして8時半という通常の時間を9時までということで、これまで対応してきたところでございます。

市の健診の特定健診とがん検診の会場につきましては、以前ですと検診センターと保健センターのみだったんですけども、日新学区、萩野地区の方については歩いてこられるように、あるいは自転車で来られるように、もちろん車でしか来られない方もおりますけれども、なるべく近くということで、平成23年度からわくわく新庄と萩野地区公民館のほうに設置したというところがございます。

今、委員からお話のありました部分については一旦持ち帰りまして、委託している医師あるいは検査を委託している委託機関のほうともちょっと調整が必要となってきますので、そちらのほうと図りまして検討したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

15番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

奥山省三委員長 森 儀一委員。

15番(森 儀一委員) わかりました。

課長よ、実は、あの場所に私が行って気づいたことは、もう委託している人たちは10時前に終わるんですよ。80人ぐらいの人数が10時前に終わって片づけを始めているんです。がたがたと。だから、少しおくらせてもいいんじゃないかなということをお聞きしたら、早く来た人たちがおながすいてどうしようもないから早くするんだと。でも、違反だと言っています。腹減って死んだ人いねえと思うけども、1時間

や2時間遅くなってもよ。

だけれども、この場所としては、この地域の人たちはここは最高のもってこいの場所だと言っております。やはり徒歩で来る人、自転車で来る人、それから車で来る人も駐車場がある、非常にいい場所だと。だから、この場所は変えてもらいたくないということを耳にしておりました。

ただスクールゾーンだから、そして、あそこの立地条件もスクールゾーンからしか入っていかれないようなわくわくの構造になっておるものですから、これを何とかできないかなというのが中にいる人たちの要望でございました。

というのは、ただ12時過ぎまでかかって大変だというようなのだったらいたし方ないですけども、10時前にみんな終わっているんですよ、80人の人たち。課長、いつか行って見るといいですよ。肌で感じて。

それで、私も今度は市の職員のほうに行って、健康相談をしました。あなた、メタボだからちょっと来なさいと言われてちょっと相談しました。親切に市の職員は、私はこういう者で新庄市のと見せてちゃんとやってくれました。だからそういうものをやろうと思っても、もうこっちでがたがた片づけ方が始まってうるさくてどうしようもない。あれは悪いことで、12時なら12時まであの人たちはいてもらえばいいことだから。本当に早く片づけなくて、1時間も2時間も早くや。

でも、それは市のほうで終わり次第に帰っていいですよと言っているんだったら仕方ないですけども、まだ職員がいて指導しているんですよ。私も指導されてきましたけれども。あそこで一生懸命指導していただいて、なるだけしょっぱいものは食べないでくださいとかお酒は1日に幾らしますと、私はぬる目のかんで2合くらいですよと言ったら、さまざま相談に応じてきましたけどもよ、そういうようなお話をしてい

る間にもう片づけ方始まっている。12時ぐらいならいいけれども、10時前で、10時前に。

だから、そういうところをもう少し現場さ行ってよ、見てよ、そして改善すべきものは改善していただきたいし、ただ地域住民の人たちは場所は物すごくいい、あそこが非常にいいということをおっしゃるので、その辺をよく考慮してこれからお願いしたいと思います。以上です。

次に、155ページ、7款商工費1項商工費の目4、企業誘致費でございますけれども、企業誘致事業の中核工業団地の企業誘致の促進協議会、これは負担金などですけれども、団地内の協和木材株式会社の操業状況についてお聞きしたいと思います。

豊富な森林を活用して、吉村知事も、本県の林業界にとって待望の集成材工場が進出するということが喜ばしいことだと言ってくれましたし、また、モリノミクスの実現に向けて着実に進むことだろうということで受け入れました工業団地の協和木材、質のいい森林資源があるこの新庄市をだから選んだのだということまで言ってくれました。そんな中で協和木材の操業状況をお聞かせください。

**渡辺安志商工観光課長** 委員長、渡辺安志。

**奥山省三委員長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** 今議会の初日にも協和木材の事業拡大ということで、また譲り受けの申し込みがある状況にありますけれども、まず、協和木材の状況といたしましては、平成27年の12月、新庄中核工業団地及び民有地を買い求めまして操業を始めたということで、平成28年の12月から操業のほうを開始しております。

それで、正式な竣工式としてはことしの4月に行われたということで、まず創業時点におきましては、最上管内含めて全体で53名の採用がありまして、この時点で新庄市から26名採用があったというふうな形でございます。

稼働につきましても、お聞きしたところ大変最新型の機械を入れたということで、特に問題なく順調に稼働しているというふうな形で聞いております。

さらに、ことしの5月に入りまして、集成材工場としては9割稼働だというふうなお話を聞きまして、従業員数も役員含めて66名というふうな形になっているところでございます。

今後さらに事業を拡大する場合におきましては、3年後をめどに11名ほど従業員をふやせるような状況にあるというふうな話を聞いておまして、非常に順調に稼働しているということでお聞きしております。

**15番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**奥山省三委員長** 森 儀一委員。

**15番(森 儀一委員)** 先ほど市長からも申されましたが、本当に順調に稼働しているということでありがたいことだなということですが、従業員の中で、例えばやめていった人なんかはいませんか。

**渡辺安志商工観光課長** 委員長、渡辺安志。

**奥山省三委員長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** 採用された従業員の中でやめた方というのは、ちょっと私はそこまでは聞いておりませんでした。やめた方というのがいるのかどうかは把握しておりません。

**15番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**奥山省三委員長** 森 儀一委員。

**15番(森 儀一委員)** わかりました。大変順調に行っているということで喜ばしいことでございます。

それから、団地や隣接される工場などからはさまざまな苦情とかそういうものは聞かれておりませんか。

それからまた、協和木材そのもののほうからも、要望とか市のほうに何かそういうものはございせんか。

**渡辺安志商工観光課長** 委員長、渡辺安志。

**奥山省三委員長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** 協和木材が竣工した段階で、蒸気なわけですけれども湯気が白く出るというふうな形で、工業団地の立地協議会の中でも、操業する段階で総会等で説明しているということで、特に大きな問題になっているということは団地協議会の役員及び会長からも聞いておりません。

また、外周として、先週も私見てきたんですけれども、樹木なんかも植えてそういった景観とかも配慮したような形になっておりまして、特に団地のほうといろいろ情報交換させていただいておりますけれども、協和木材のほうで問題にされているようなところはちょっとお聞きしておりませんので、その辺も順調に団地の方々と進められているのかなと思っております。

**15番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**奥山省三委員長** 森 儀一委員。

**15番(森 儀一委員)** 先ほど、新たにまた事業を拡大するという事をお聞きしました。市長のほうも、山村さんですか、あのときも、団地に進出してきてそういう結果を上げて新たに団地を取得するというのは非常に喜ばしいことだということも言っておりましたので、これを契機に若者の雇用の場として伸ばしていただきたいと思いますなど、このように思うところでございます。

それでは、最後に、159ページの8款土木費3項河川費でございますけれども、2目河川維持費でございます。

毎年、河川愛護デーなどに伴って、市内を流れる川の清掃を行っているわけでございますけれども、橋梁の上流下流100メートルぐらいを地区の皆さんが総出で清掃をしております。多いところでは100人もの方が早朝作業を行っているところでございます。

やはり川というのは幼いときからのそういう遊び場でもあったということで、川から育つ郷

土愛とでも申しましょうか、みんなが協力してくれます。また、早朝作業には市長や職員の皆さんも激励に来てくださっております。

ただ困ることに、最近、河川の中に支障木が非常にふえて、そして今回の大雨とかそういうのでテレビを見ますと、橋桁にひっかかってせきとめているということも見ますので、その支障木を切って撤去していただきたいと思うんですが、これは県のほうだと言われそうでございますけれども、これはお願いしたいんですけれども、どうですか。

**土田政治都市整備課長** 委員長、土田政治。

**奥山省三委員長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 都市整備課のほうとしましては、道路と河川に係る県事業の要望書を毎年提出させてもらっております。その中に、河川の支障木の伐採とか堆積土砂の掘削撤去などについても同様に要望させてもらっております。

御指摘のとおり、まちづくり会議などでも御意見であったりとか、都市整備課のほうにも多くの支障木関連の御意見、御要望が寄せられております。それらを取りまとめまして、私のほうで県に対して毎年要望させていただいているということになっておりますので、よろしくお願いたします。

**15番(森 儀一委員)** 委員長、森 儀一。

**奥山省三委員長** 森 儀一委員。

**15番(森 儀一委員)** 私たちの新庄の災害では、やはり一番自然災害で怖いのは豪雨だと思います。何もなければ一番いいんですけれども、やはりこれからは記録的な大雨とかというものがまかり通る、本当にいつどこで何があってもおかしくないような天候不順が続いております。未然に防ぐということも大事ですが、こういうことはあってはならないことでございますけれども、それは環境美化という点でも河川の支障木の伐採撤去をしていただきたいという声が、河川の流域で上がっておりますので、ぜひよろ

しくお願いしたいと思います。終わります。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** それでは、質問させていただきます。

最初に、124ページ、125ページの3款2項2目児童扶養手当支給事業費について質問いたします。

主要施策の成果を見ますと、児童扶養手当を昨年と比較しますと、支給者が10組でしょうかね、10名でしょうかね、減っているんですけども、支給額のほうが390万円ほどアップしています。これはどういったことが大きな理由だったのでしょうか。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、滝口英憲。

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 児童扶養手当の支給に関する御質問でございます。

この手当につきましては、前年度と比べて委員御指摘のとおり支給額がふえてございます。その理由ですけれども、平成28年度に支給額の見直しがあったというふうなことでございます。そういった理由から決算上の支出額としては増加したというふうなことでございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 支給者数の減少というのは、例えば規定の年齢を上がったという言い方は変ですけども、成長して支給が必要なくなったということよろしいということでしょうか。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、滝口英憲。

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 人数の減少ですけれども、減少につきましては、年齢等による減少というふうに捉えてございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 新たな申請者というのはどのようになっているのでしょうか。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、滝口英憲。

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 新たな申請ですけれども、ちょっと資料の手持ちございませんので、大変申しわけございませんけれども、後ほどお答えさせていただければと思います。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** ちょっと市民の中からの声だったのですが、職場の中で両親がそろっている方、あとひとり親世帯の方、いろいろあるかと思うんですが、こういう職場の休憩時間中に、ひとり親世帯の方が同じ職場の人に対して、今度この手当が入ったら飲み行くべなあ、おごっからなあという話をやっぱりされるんだそうですね。

そうじゃない方からすると、かなり憤慨するというか違和感を覚えながら、えっ、自分たちも支払っている税金の中からやっぱり手助けをしているはずのものなんじゃないだろうか。それを大っぴらな状態で今度おごっからなあという話をされるということ、ちょっと私も質問されまして、ちょっとどう考えるということ、質問されたりしまして、返答も私もなかなかできなかつたんですけども、それぞれの人生の中でいろんなことが起こるので、ひとり親世帯というのもしょうがないことでもあると思うんですが、その支給を受けるのは本来お子さんの

扶養のため生活のプラスにしていくためのものであって、飲みに行くためのものではないわけですね。

その教育という言い方は変ですけども、伝え方というか、そういったこともやっぱり必要なのではないかなと。その資質を上げていくとか、住民一人一人の資質を上げていくということもやっぱり必要なんじゃないかなと思う、ちょっと問題だったなと思います。

それで、方法として年に4回で支給をされているのかなと、その扶養手当ですね。そうすると1回の額が結構まとまっているとか、10万単位になってくる。それを大きく見てしまうと、こんなに入ってくるというふうな意識にもどうしてもなるのかなと。自分ももしそういう立場だったらそう思う部分がある、でも実際に分けてみると、いろんなことに使わなきゃいけない、手元に残るものというのはそんなにないんじゃないのかなと。

そうすると年4回の国で定めているような支給方法なのかもしれないんですけども、毎月に変えていくとかという方法も考えられるのかなとは思ったんですね。それに対してどういふものなのでしょうか。その制度は変えられるものなのかどうなのかを伺いたいなと思いました。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、**  
滝口英憲。

**奥山省三委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長**  
滝口英憲君。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 児童扶養手当**でございますけれども、児童扶養手当というものは児童扶養手当法に基づく母子父子家庭等への手当支給というふうなもので、所得制限も当然ございます。そういった中で、その手当の支給を通じて、母子父子家庭等の生活の安定と自立の促進を通じて、児童福祉の向上を図るというふうなものが法律上の趣旨でございます。

委員おっしゃったように、手当の支給につきましては、年4回というお話でしたけれども、年3回の支給ということで、毎年4月、8月、12月というふうな形のスタイルになっております。これにつきましては、法律で規定されているものですから、その法の規定に沿って進めていかざるを得ないというふうなところかなと思っております。

ただ中には、児童扶養手当ではなくて児童手当などもあるんですけども、その支払いの期間がやはり長いと、間がちょっとあいているというふうなことが全国的なところで話題になっておりまして、これも新聞の記事で私が読んだ程度のものでありますけれども、法改正等で回数が増加、年間6回で支給するとかというふうな動きも出てきているということをお願いしたいというふうに思います。

**2 番（叶内恵子委員） 委員長、叶内恵子。**

**奥山省三委員長 叶内恵子委員。**

**2 番（叶内恵子委員）** 支給の方法も簡単に地方自治体のサイドで容易に決められることでもないということは理解しましたが、その動向を注視していただいて、なるだけいきなり大きい金額がどんと行くよりは小分けにしていってほうが人生設計もしやすいのかなというの思いますので、国の動向を注視していただきたいと思っております。

次にですが、166ページ、167ページの9款1項2目非常備消防費でちょっとお尋ねしたいのですが、本日もJアラートが鳴り響きまして、朝の皆さん忙しい時期であったと思いますが、前回の8月29日はJアラートが鳴らず、新庄市民の方の多くが、私の周りだけかもしれないのですが、市内でJアラートが鳴ると思っていた方が少なかったというのにびっくりしました。

私、御存じのとおり、舟形町出身なものですから、舟形だともう各家庭にJアラートの受信機というか同報系の行政無線の受信機があるも

のですから、そうするとさまざまな町の放送だったり町の案内だったり、果てはあゆまつりの案内まで鳴るようなこともあって、いろんなアラートにしても鳴るのが当たり前というような意識で私はいてしまったんですけれども、新庄にいて前回鳴らないのが当たり前というような意識が市民に多くあるということをちょっとびっくりしましたが、きょうは前回鳴らなかったことを受けて、今回もどう行動したらいいんだろうと自分なりに悩みながら、ヘルメットをかぶるべきかどうするべきかと思っていたんですけれども、まずは窓をあけて、Jアラートが鳴っているというチェックを、けさの第一の行動でした。

そして、この中でですが、この非常事態の、このJアラートというのが武力攻撃事態対処法に基づく国民の保護に関する措置であるということを受けてですが、決算書を見ますと、その危機対策のほうの項目というのがどちらになっているのかわからないものですから、教えていただきたいなと思いました。

**小松 孝環境課長 委員長、小松 孝。**

**奥山省三委員長 環境課長小松 孝君。**

**小松 孝環境課長** 8月29日に、まずもちましては、北朝鮮のミサイル情報を適切にサイレン吹鳴できませんで、本当に申しわけございませんでした。

御質問の同報無線の部分でございますけれども、その部分については環境課の予算の執行ということで進めさせていただいた案件でございます。

**2 番（叶内恵子委員） 委員長、叶内恵子。**

**奥山省三委員長 叶内恵子委員。**

**2 番（叶内恵子委員）** 例えばJアラートが鳴って、今回また太平洋側に前回よりも飛距離を伸ばして着弾したのか、着弾したような報道があったんですが、武力攻撃によって何らかの緊急事態が起きたときに、新庄市は何の法律に基

づいてどんな計画に基づいて対応していくのか、教えていただきたいと思います。

**齋藤彰淑総務課長 委員長、齋藤彰淑。**

**奥山省三委員長 総務課長齋藤彰淑君。**

**齋藤彰淑総務課長** 先月アラームが鳴らなかった同報系無線につきましては、基本的には土砂災害想定区域について今回まず設置したということで、その無線を活用してJアラート、いわゆる市に緊急通報システム、いわゆる武力攻撃とかあった場合の国民保護ということで、衛星を通じてJアラートに情報が入ります。それが同報系無線と連動しておりまして、最終的には防災無線から放送されるというふうな仕組みになっておりまして、こういった武力攻撃事態につきましては国民保護法に基づいて対応することとなっております。

新庄市においては平成19年の2月に初めて国民保護計画というものを策定しておりますが、これまで何事もなく済んできたということが幸いしてか、我々の業務の不手際というか、なかなかその計画について改正がなっていなかったというところは反省しているところでございます。

こういったことで、国民保護に関する事態としましては、ただいま申し上げました武力攻撃事態と緊急処理事態、この2つがございます。

武力攻撃につきましては、着陸、上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃など4つの類型を上げておりまして、もう一つの緊急処理事態につきましては、危険性を内在する物質を有する施設に対する攻撃が行われたりする事態とか多数の人が集合する施設、大量輸送等に対する武力攻撃など、4点ほどの事態を想定してございます。

基本的には、国民の生命、身体、財産を保護するために的確かつ迅速に保護措置を実施するというので、新庄市においては対策協議会を設置し、最終的には国民保護対策本部というふ

うに発展していくわけなんです、今回のようなミサイルの発射につきましては、まずは国民保護対策警戒班ということで、第1配備ということで、総務課、環境課が情報収集に当たると。

さらにそれから発展してきて、多数の人を殺傷する行為が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態のときには、今度は対策連絡本部というふうに変わっていきます。このときは第3次配備になります。

いよいよ最終的に対策本部を設置すべきと、これはこちらのほうで勝手に設置するのではなく、国等の通知を受けて対策本部が設置されるというふうな形になります。

いずれにしても1自治体がこういった武力攻撃に対して対処できるすべも何もございませんので、これは国・県との連携を密にしながら、また消防本部とか警察とか自衛隊とかの連携をとりながら、最初は情報収集に当たりますけれども、有事の事態についてはそういった連携をしながら、いわゆる国の指示に基づき避難対策というふうに進んでいくものと。

ただ、いずれにしても国民または県民、市民に対しての周知というものはなかなかないというのが現状であって、今のところはテレビ、新聞、ラジオ等での注意喚起、あるいは対処法について今それに委ねられているところでございます。

**2 番(叶内恵子委員) 委員長、叶内恵子。**

**奥山省三委員長 叶内恵子委員。**

**2 番(叶内恵子委員) 丁寧な御答弁ありがとうございます。**

災害対策基本法もとても地方自治体にとっては重要な役割を持っていて、対策も重きを置かねばならないものであると思いますが、それと同時に、国としては国民保護法も災害時と同様な重要な位置づけをしていると思います。

その中で、これまで私もやっぱり一番自分が記憶があるのが、平成10年のあたりに北朝鮮が

ミサイルを飛ばして岩手沖のほうに着弾した、平成9年ですかね。記憶にあるのですが、そこからまた何事もなく何とか世界全体で抑えてきたというか、そういうことがあったために何とか抑えられてきたかと思うんですが、この最近の動きを見ると、何でもありじゃないですけども、どんどんエスカレートしていくのではないかと感じていました。

その中で、なかなか世界の中で起こることに1地方自治体がどんなことができるのかというのはとても小さいことなんだと思うんですが、その小さいことの中でその国民保護計画というものを新庄市も備えつけているのですが、これを市民に、こういう計画がありますよ、その理由は国民の、市民の命、身体、財産を守る責務を市は持っていますよということをちゃんと示すための計画であると、自分は思います。それがインターネットやいろんな部分で載っていないということ、そのところにどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

**齋藤彰淑総務課長 委員長、齋藤彰淑。**

**奥山省三委員長 総務課長齋藤彰淑君。**

**齋藤彰淑総務課長 平成19年2月の策定ということで、これまで10年ほど経過しておりまして、この中においては、やはりこの計画がなおざりになっていたのかなというところにつきまして、真摯に受けとめて反省するところでございます。**

この保護計画については、住民の行動というよりも、有事の際のあるいはそこに至る過程における行政関係機関、団体の行動マニュアル的なものもありまして、どっちかという対処法でございますので、いかに住民に避難を呼びかけるかとか、もし事態が発生したらどういふふうな対応をしていくかというふうなものでございます。

いずれにしても、これは当然公開すべき情報というふうに思っておりますので、現在、10年

ぶりということでございますから、内容改定作業をして、改定の暁にはやはり住民に情報提供していくというふうなことも大事でございますし、やはり初動態勢として、再度住民に対してこういう行動をとってくださいますということも改めて何回となく周知、通知していくことが、我々の責務かなと思っているところでございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** ありがとうございます。

県内を見ますと、南陽市の通知はやっぱりすごくきめ細やかだなと。国が改正すると県が改正をして、県の改正に合わせてやっぱり市も改正したものを随時載せているという部分を、同じような感じで新庄市も公開をしていただくべきなのではないかなと。市の行動計画というのは、すなわち市民を守るための市民のための行動計画でもあると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次ですが、172ページ、173ページの10款1項3目国際理解教育推進事業について質問させていただきます。

2020年度には、前回の議会の中でも一般質問で、英語教育のほうが変わってくるということを、改正があるという質問をしてくださった議員もいらっしゃいました。

その中で、2020年には完全実施の小学校5年生からの教科化、小学校6年生からは必修化ということで、その準備移行期間に備えて今回ALTが増員されたかと思うんですが、この1人当たりのALTの年間の給料というのはどのような形で決まっているのでしょうか。

**齊藤民義学校教育課長** 委員長、齊藤民義。

**奥山省三委員長** 学校教育課長齊藤民義君。

**齊藤民義学校教育課長** ALTにつきましては昨年度3名、今年度から4名という形になっているわけですが、市の特別職員ということになっ

ていますので、その規定に従いながら給料の支払いをしているところでございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** この英語理解教育についてだったんですが、ALTの採用、それは私もやっぱり英語の経験があればネイティブの発音というのはどうしても耳の勉強のために必要で、3名から4名になったというのは非常にありがたい、生の英語の発音を聞ける機会を多く得られるようになった。前の3名体制……、2名、3名……（「3名」の声あり）3名体制のときだと、親しくなったALTの中で、なかなかやっぱり学校に回っていくのもちょっと大変だという話も聞いていたので、4名体制になったのは必要な措置だしありがたい、生徒にしてもその機会を多く得られるということでありがたいことなんじゃないかなと思っているところなんですが、JTEということをお願ひしてはいかがでしょうか。ALTと同じようにJTE、どうでしょうか。

**齊藤民義学校教育課長** 委員長、齊藤民義。

**奥山省三委員長** 学校教育課長齊藤民義君。

**齊藤民義学校教育課長** JETプログラムということなのかなというふうに……、済みません。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** ALTはAssistant Language Teacherですね。JTEのほうは、Japaneseです。Japanese Teacher……、ちょっとEを忘れました。済みません。略なんですけど、日本人で英語の堪能な方を補助教員として、助手として採用するというシステムなんですね。

私の外国時代の友人で、今足立区にいる友達と今長野にいる友達と、若いときから今になる中で2人ともそのJTEになっているんですね。電話をしてしゃべると、「今学校に勤めていて」と、「えっ教師になったの。教師になんか、

何、勉強してなかったじゃん」なんて話をすると、いや、JTEという枠があって、それで申し込んでパスして、今学校で英語教員の助手として働いているんだということを聞きまして、私もまだ詳しく調べていないんですが、多分、英語教育の特区申請などが必要なのもしいんですね。

でも、JTEがいて、自分も幼児のときに中学1年生のお姉さんお兄さんが黒板に「I am a pen.」「It is a pen.」と書いただけでも、わあ、格好いいと思ったんですね。——「I am a pen.」だって。「私はペン」ですね。済みませんでした。

ああ、格好いいと思ったんですね。こうローマ字でばんばんばんと書いたときに。それが地元の人で、もう今時代が変わっていて英語を結構堪能に話す方もふえている、留学経験していたり、いろんな経験をしている方がふえているんじゃないかなと思うんですね。

そういった方を助手として雇えたときに、幼児の段階で、わあ、あのおばさん、あんな英語話せたんだというだけでも格好いいなと思えるし、また、その子の将来のための形成になっていく一つ、地元の人たちを見直していくというか、いろんな一つになっていくのではないかなと思っていまして、このJTEの仕組みというか取り入れられるかどうか、検討してみただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

**齊藤民義学校教育課長** 委員長、齊藤民義。

**奥山省三委員長** 学校教育課長齊藤民義君。

**齊藤民義学校教育課長** そういったALTというか外国語教師の形態については、やっぱり市町村によってさまざまな形態があるようです。地域に住んでいらっしゃる外国の方を採用しているということもありますし、やっぱりさまざまな形態については研究していく必要があるのかなというふうには思っているところです。

ただ、新庄市としては、生の発音ということで、JTEプログラムということでお願いしながら、その派遣ということをお願いをしているところでございます。また、そういった面ではさまざまな補助制度というかそういうのもありますので、予算との折り合いということもございまして、現在はそのJTEプログラムの活用ということにしておりますが、他の市町村等の様子も研究しながら今後考えていきたいなと思っているところです。

**2 番(叶内恵子委員)** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番(叶内恵子委員)** 私ももう少し直接足立区の友人のところとか長野のところとか、日本全体でどういった仕組みがあるのかもちょっと学習しながら、こういう形だったらもっと地域貢献ができるんじゃないかというものがあたら提案させていただきたいなと思っております。

次ですが、304ページの財政調整基金についてお尋ねします。

財産調書の中に記載されているこれは年度末決算時の残高の22億3,900万ですが、こちらの財政調整基金の残高が年々やはりほかと比べても非常に積立額が大きくなっているということがうかがえます。

この財政調整基金の適正規模は幾らぐらいであると考えていらっしゃるのか、伺います。

**奥山省三委員長** ただいまから10分間休憩します。

午後3時02分 休憩

午後3時12分 開議

**奥山省三委員長** 休憩を解いて再開いたします。

子育て推進課長より発言の申し出がありますので、許可します。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、滝口英憲。

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長

滝口英憲君。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 先ほど、叶内委員のほうから児童扶養手当の平成28年度の新規認定件数ということで、答弁をできなかったものですから、平成28年度の新規認定件数でございますけれども、46件でございます。よろしく願いいたします。

**奥山省三委員長** なお、本日質問を予定している方は挙手をお願いいたします。

**4 番（小関 淳委員）** 委員長、小関 淳。

**奥山省三委員長** 小関 淳委員。

**4 番（小関 淳委員）** いいですか。

では、私から1点だけの質問でございます。

93ページ、決算書。あと、主要成果のところは5ページ、職員研修事業費です。

この中で普通旅費というのが83万円ほど載っていますけれども、これはどういうふうなところなんでしょうか。

**齋藤彰淑総務課長** 委員長、齋藤彰淑。

**奥山省三委員長** 総務課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑総務課長** 職員研修費の普通旅費につきましては、職員が東京仙台アカデミーとか研修に行かれるときの旅費となっております。

**4 番（小関 淳委員）** 委員長、小関 淳。

**奥山省三委員長** 小関 淳委員。

**4 番（小関 淳委員）** わかりました。

あと、人材育成プランというのがありますよね。その後期というのが去年あたり目を通したつもりがあるんですけども、その中で職員の理想というか、こういう職員にみたいなのを書いてあったんですけども、そこに独自性とか創造性とか、あとコミュニケーション力とかというのも載っていたと思うんですけども、ここに載っている、あるいは成果表に載っている中で、そういうものを養成するといったらおかしいですけども、そういうものにつながるような研修というのはどれに該当するのでしょうか。

**齋藤彰淑総務課長** 委員長、齋藤彰淑。

**奥山省三委員長** 総務課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑総務課長** 例えば主要施策の成果に関する説明書の5ページでお話ししますと、それぞれ階層別研修であったり専門研修であったり、派遣研修、長期研修というふうなものがございまして、これらの研修のどれがどれということではないんですが、職員の力として5つの力、創造力、洞察力、個性力、自立力、組織力、こういった力を高めるためにということで研修を準備してございます。

本来の業務そのもののスキルをアップするための研修も当然ありますけれども、いわゆる職務職階の係長研修であったり主査研修であったり管理職研修であったり、それぞれの職務職階に応じてどう職員を養成していくか、部下を養成していくかというふうな研修であったり、そのチームとして力をどう出していくかというふうな研修もいろんな場面において出てきますし、例えば長期にわたる電通への派遣においては、いわゆる民間の視点から見た行政に生かせるさまざまなアイデアを生かすための自己研さんの研修とも捉えておりますので、いろんな研修をマルチプルに組み立てながら、いわゆるスキルアップと職員みずからの力を蓄えていく研修等を目的に研修を計画しているところでございます。

**4 番（小関 淳委員）** 委員長、小関 淳。

**奥山省三委員長** 小関 淳委員。

**4 番（小関 淳委員）** 研修事業費が270、300万弱ぐらいなので、予算的にどうなのかちょっと心配なところもありますけれども、これからやはりかなり市政課題も多岐にわたって、非常に深い問題なんかも恐らくどんどん出てくると思うんですね。そうしたときにやっぱり対応力、先ほど課長がおっしゃったようなそういう力、あとは市民と直接いろんな交渉をしていく、あるいは関係者と交渉していく、そういう交渉力、

コミュニケーション力、そういうものがどんどん大切になってくると思うんです。総合的に柔軟的に、柔軟性を持っているんなものに対応していく力が、恐らくこれから大変重要になってくるのではないかなと思うわけでございます。

電通の研修のことも恐らくすごく彼らにとってはプラスになっていると感じます。というのは、何人かの方に聞くと、本当に人生の中でかなりレベルの高い時間だったみたいなことも伺いますし、ぜひ電通の研修に限らず、もっとも民間の中で何か得られるような研修とか、そういう機会があったらぜひ膨らませていただければと思うんですけれども、どうでしょう。

**齋藤彰淑総務課長** 委員長、齋藤彰淑。

**奥山省三委員長** 総務課長齋藤彰淑君。はい、どうぞ。

**齋藤彰淑総務課長** 失礼しました。

やはり専門的な知識はもちろんでございますけれども、いわゆるコミュニケーション能力であったり交渉であったり、いろんな接遇であったり、いろんな人間としてのあるべき能力、本来持つべき能力、こういったものをやはり磨いていかないと、いろんな場面において、場合によってはストレスを抱えて精神的に病気になってしまうこともありますし、そういった総合的に人間力を高めていくような研修ということでいろんな研修を企てているところでございます。

そういう意味で、人事評価研修につきましても、所属長がしっかり事前に職員と向き合って仕事の内容ですとか今の悩みですとかいろんなものをヒアリングしながら、事中事後評価にもつなげていって、最終的には行政評価というふうに持っていくますし、また新たな試みとしては、最上郡の市町村で連携して研修を新しくつくって、民間の方をお呼びしながらいろんな研修を、こういった研修をしたらいいのではないかなというふうな協議をしながら、近隣市町村と

の人事交流もしながら、そういった意味で、専門力のみならず、そういった総合的な力をつけていくような方向にも自立していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。（「終わります」の声あり）

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** では、123ページの3の2項1目で子育て支援医療給付費が載っています。中学3年まで無料になっています。この成果として考えられる、この資料などを見たときに、軽いうちに医者にかかることができ重度化を防いでいる傾向があり、前年よりも医療費が減っているというふうには私は受け取っているんですけれども、こういった評価でよろしいのでしょうか。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、滝口英憲。

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 子育て支援医療についての御質問でございます。

受診控えがこの制度によって抑制されて、早期に医療機関を受診することによって減っているというふうな御質問かと思えます。

これにつきましては、そういった部分も確かにあるのかもしれませんが、中でもやっぱり大きいのは流行性の疾患、一番わかりやすい例でいうとインフルエンザ、こういうものが多発するかというふうなところで、非常に大きくこの給付費も動いてくるのかなというふうに捉えております。以上でございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** インフルエンザにしても、やはり軽いうちに医者に無料だからかかりやすいということもあるんじゃないかなと思う

んです。もしもこれがお金かかるとなれば、ちょっと様子を見てなんていうことになるような気がするんです。そういう意味では、この中3までの医療費無料化は非常にやはり親と子供たちを助けているなというふうに思います。

次の視点ですけれども、国・県でのペナルティーの緩和が行われると聞いているんです。その点について情報を聞いていたらお願いします。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、**  
滝口英憲。

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長  
滝口英憲君。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** ただいまの質問ですけれども、御質問の趣旨は国保税へのペナルティーというふうなことかと思いません。

現在においては、国の国保事業に対する給付金のペナルティーというふうなものは続いております。確かにそのペナルティーの額を減らそうというふうなことで動いているんですけれども、まだちょっと先の話になるというふうなことで聞いてございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 間違っているかもしれませんが、ペナルティーが若干緩和されて市にとってはいい方向になるとの情報も入っておりますので、もしそうなった場合は、ぜひ18歳までの医療費無料化に向けて一歩でも二歩でも前進できるようにしていただきたいと思いますが、そこら辺についての見通しというか気持ち、ペナルティーが緩和された場合はみたいな気持ちで、あるかどうか、お願いします。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、**  
滝口英憲。

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長  
滝口英憲君。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 国保事

業へのそのペナルティーがなくなることによってほかのことへと、今、特に子育て支援医療の年齢の拡充というふうなお話ですけれども、たしか国のほうの通知では、そういった国保事業に対するペナルティーは緩和しますけれども、その浮いた財源でと言っていいのでしょうか、そういったものを新たに福祉医療に使うことがないようにというふうな旨の通知もいただいているというふうに伺ってございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** それは国がそういうふうに言うてはいるかもしれませんが、しかし、市民の安心安全で医療費も節約になるような感じにもありますし、そういった方向になるように進めていただければなという要望で終わりたいと思います。ぜひ、要望です。

次に、117ページの3の1の3に福祉タクシー・給油費助成事業費114万9,210円についてです。

この成果を見ますと、福祉タクシー利用助成使用率が65.4%、給油費助成は97.2%の利用となっています。ここから考えてみますと、車を持たない方の社会参加、生活圏の広がりという点で、持たない方はやはり出歩きにくいことが伝わってくるように思います。

そういう意味で、福祉タクシー券のこの助成事業費は、タクシー券のほうですけれども、少な過ぎるのではないか。ほかの町村は倍枚、あるいは対象拡大というふうになってはいますが、そういう点、どういう反省などありましたら、お願いします。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、**  
加藤美喜子。

**奥山省三委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** ただいまの御質問は、もう少し利用券のほうを拡大し

たらどうかというふうなお話だと思いますけれども、このタクシー券の利用率、まだまだ今のところ65.4%というふうなことで、もう少し利用率を高める方策のほうで検討してまいりたいなというふうに思っています。

実際にこの利用サービスタクシー券に関しては、使い切る方もいらっしゃれば残す方もいらっしゃるというふうなところでの利用率になっておりますけれども、年度がかわって窓口においでになる際に、去年は使わなかったけれども何かの折に使うかもしれないというふうなことで話す方もいらっしゃいます。

交付した後に体調を崩して使えなくなってしまうという方もいらっしゃるか推定されますけれども、利用の多少は個々の置かれている環境ですとか状況によって変わるものだと思います。障害者の移動支援として、利用率にかかわらず、手続の際に寄せられる意見を参考にしながら進めてまいりたいなと思います。よろしいでしょうか。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 身体障害者協会の方々の御意見として、3級、4級にも広げていただきたいという声があるんだということを去年お聞きしましたが、そういったことについては今後どういうふうに考えているか。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤美喜子。

**奥山省三委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 等級が3級、4級となりますと、障害者手帳はお持ちであっても必ずしも移動が困難という想定ができていく方もいらっしゃいます。

まずは、その身障協会のお話は私も伺っておりますけれども、通院とかやはり必ず移動しなければならぬというふうな移動のための福祉

タクシー券ということではなくて、ちょっと昨今言われております共生社会の実現というふうなことでは、障害者の社会参加の場をつくりながら、そういった通院とか必ずお出かけしなくちゃいけないというふうなものでもないところにも福祉タクシー券を使いながら外出の機会をふやすというふうな意味でも、これまでどおりの枚数で、利用率を高めていけたらなと考えてございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** わかりました。

利用率を高める方法なども考えていただきながら、身障者協会の方々からも意見を聞きながら、ぜひ利用者の意見を反映できるようにして改善を進めていただきたいと思います。

次に、133ページの4の1の4にがん検診等委託料4,144万円というふうにあります。受診者数を成果で見ますと余りふえていないような気がします。

それについて、さきの質問に対して課長からいろいろ対策というか、考えておられることをお聞きしましたが、私は、この産業厚生常任委員会で岩手県の岩手町に伺ったのが大変参考になったなと思っています。

がん検診について無料化していると。こうなりますと、この岩手町では5,000万ぐらい使っていたような気がしますが、新庄市に当てはめれば1億ぐらいかかるのかなと思いますが、これを無料化していくことで、健康な人もお金の心配することなく検診を受けられるようになるわけです。これで岩手町は六十何%だったように思いますが、受診率が新庄市よりはるかに高いんです。それを学ぶべきじゃないかなと思いますが、どうですか。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** がん検診の受診率を向上する

ための一つの方策として、今委員のほうから御指摘ありました健診費用の負担軽減という部分の視点は確かにあるかと考えております。

今、がん検診につきましては、一部御負担いただいている部分と、あと無料クーポンを発行している部分とございます。これまでも過去におきまして、がん検診の自己負担金につきましては段階的に引き上げてきた経過もございますが、実態を見てみますと、無料クーポン券を発行していてもなかなか受診率が向上しないという実態もございますので、全てを無料にすれば必然的に受診率が必ず上がるということはなかなかないのかなという部分もあるのかなと思っております。

自己負担を軽減すれば上がる部分は確かにあるかとは思っておりますが、その部分は兼ね合いといいますか、必ずそこに来る部分ではなくて、やはり先ほどの答弁でもお話ししましたとおり、個人の健康意識の向上、関心といった部分に負う部分も多いのかなと思っております。個人の健康意識の部分と個人の健診費用の負担の軽減の部分、両方の部分をにらみながら、今後注視しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 多分やっていらっしゃるのかもしれませんが、岩手町でさらにもう一つよかったかなと思っているのは、町内会から選出される健康推進委員というのが健康講座を町内ごとに開くための人になって、その方々が非常に個人の健康意識を高める役割を果たしているようですが、そういったこともどうでしょうか。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 市でも健康推進委員制度を導入しております、既に地区の市民の方にお願

いしている部分はあるのですが、実態はなかなか機能しておらないところがございます。民生委員の方で兼務していただいている地区もございますし、なかなか進んでいない部分がございます。

今、委員の御指摘あった部分で、いろいろな形で健康教育、個人の健康意識の向上、関心を高めるための健康教育を図っていくことで、受診率を向上させていきたいなというふうに考えておりますので、そのなかなか進んでおらない部分についても手をつけて頑張っていかなければならないと考えている次第でございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** どうもありがとうございます。

次に、137ページの4の1の2でごみ処理事業費6億856万円についてですが、可燃ごみが家庭系プラス事業系で前年比512トン増加していますが、その理由。そして、今後の対策をどのように考えているでしょうか。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** 主要施策の90ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、その中でごみ処理というのは委託して収集という業務を行っているところであります。

まず、上段の可燃ごみでありますけれども、平成27年度、平成28年度の比較では確かに増加しているというような状況でありますけれども、中期的な視点で平成25年度と平成28年度を比較しますと400トン程度減少しているという数値も読めているところでありますし、1人当たりのキログラム換算でも減少しているようなところもあります。その中で単年度としては増加しているようなところがございます。

また、事業系ごみ、下段のほうになりますが、平成27年度、平成28年度の比較では確かに増加

しております。また一方で、3年スパンで見た場合に、5,127トンから4,958トンと減少しているということもございますので、ごみ減量化の点についてはこの部分で成果も出ているのではないかなというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 可燃ごみのことについてですが、生ごみの割合というのは半分ぐらいになっていると聞いているんですが、堆肥化へ切りかえていく考えはないのでしょうか。コンビニやスーパーあるいは宴会場などで食べ物が結局ごみにさせられている部分があるように思いますので、そういったことに対して減量化、資源化対策を求めることが必要でないかなと思いますが、生ごみの資源化についての考え、資源化などの取り組みは必要だと思うんですけども、どうでしょうか。

小松 孝環境課長 委員長、小松 孝。

奥山省三委員長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 生ごみの事業化ということで、特に生ごみについては水分が多いということで非常に燃えないごみということでやっかいな状況になっております。

そういうこともありまして、平成27年度からごみの減量化、再資源化ということで、環境課がこの事業の移管を受けまして、今現在、580世帯から回収しております。その収集量が137トン、それを堆肥化して約65トンの堆肥をつくっているというところでございます。

こういう意味で、一定程度効果を上げているところでございますし、これを拡大するということのも一つの手法であるところでもあります。その際に課題となってくるところが、町内単位で参加できるかどうかということが一つの課題というところにもなってきます。

そうすると、全体町内1つの単位として申し込むというのはなかなか厳しいような地域もあ

るかなと思いますし、そういう点からしますと、生ごみ堆肥に個人としても関心のある方がいらっしゃると思いますので、手法の一つとしては、コンポストの活用やその補助金のあり方などを含めた形で生ごみのあり方を考えていくことになるのかなというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 大変ちょっと前向きないいことをお聞きしたと思います。

しかし、私としては、事業系のコンビニ、スーパー、あと宴会場などで、少し時間が過ぎたとかちょっとという形で生ごみがごみにされているようなところがあるように思います。

そういう意味では、それをできるだけそのコンビニやスーパーで安く売って使ってもらえるようにするとか、あるいは飼料にしろもらうとか、宴会場であれば持ち帰ってもらうとか、そういったことを市が指導していくことで事業系の生ごみも減っていくんだろうと思うんですけども、どうですか。

小松 孝環境課長 委員長、小松 孝。

奥山省三委員長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 コンビニなどの事業系ごみ、特に産廃になってくる部分とのかかわりということになってくるんですけども、その場合ですと収集業者が一般廃棄物の処理業者ではなくて、県の許可事項である産廃の許可を受けた事業の収集という範囲になってきます。

仕組みとしてはその違いはあるんですけども、食育とかかわる部分があるとは思いますが、食べ物を大事にするようなそういう生活習慣とかそういう部分も、そのごみの減量化ということについては大切な部分になってくるかと考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） スーパーとかコンビニ

とか小売りのお店の場合は、あるいは工場なんかもそうかもしれませんが、食べられるんだけど何とか期限でぎりぎりのところで売るのはなみたいなものもたくさんあるんだろうと思うんです。

そういうのを福祉のところと提携して、すぐ使ってもらえる人がいれば使ってもらえないかとかというのは、子供の食堂とか貧困対策ということで、そういうのをNPOと組んで使ってもらうようにしているところもあります。そして、さらに売れるものは安く売っていただいたり、なるだけ投げない、焼かないようにして食べ物を扱っています。

宴会場については、私たちみんなそうだと思うんですけども、残してしまう、もったいないなと思いつつ残してしまうんです。そういうのはみんな箱など入れ物をもらってみんな持ち帰ると、そういうふうにすればごみにならないんです。

そういったことも含めて、ごみにならないようにと考える必要があるのではないかなと思うんですけども、どうですか。

**小松 孝環境課長 委員長、小松 孝。**

**奥山省三委員長 環境課長小松 孝君。**

**小松 孝環境課長** 今、委員から御指摘ありましたとおり、ごみの量を減らすという手法においては、そもそもの生ごみを我々のふだんの生活習慣の中から減らしていくことや、食堂やそういう事業系においてもそういう基本的な部分を押さえていくというのが、一番基本になっていくと思います。

そういう部分も含めて、環境課としましても啓発も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**奥山省三委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員）** それから、事業系ごみの不燃ごみが急増しているように思います。家

庭ごみの不燃ごみは大幅に減っているんです。理由は、分別リサイクルされていないのではないかと想像されるんですけども、どうですか。

**小松 孝環境課長 委員長、小松 孝。**

**奥山省三委員長 環境課長小松 孝君。**

**小松 孝環境課長** 不燃ごみについては、確かに789トンから960トン程度ふえているところがあります。

事業系ごみというと、一般的に経済活動の状況とリンクする部分が確かにあるのかなというふうには感じておりますが、実際中期的にもふえておりますので、事業系ごみの部分についても取り組みを強めてまいりたいと考えております。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**奥山省三委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員）** ありがとうございます。

ペットボトルが急増しているように思います。このペットボトルはリサイクルになるのか、お聞きしたいと思います。

**小松 孝環境課長 委員長、小松 孝。**

**奥山省三委員長 環境課長小松 孝君。**

**小松 孝環境課長** ペットボトルも40トンから55トンとふえているということにつきましては、社会全体が、瓶とか缶とか重いものよりも、より再利用できるようなペットボトルにシフトしているのではないかなというふうに感じております。

もちろんペットボトルも再生できるという資源でございますので、市で回収しながら再生ルートに乗せているところでございます。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**奥山省三委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員）** ペットボトルの再利用ということがされたものを見ますと、よりかたいプラスチックのかたいものになってみたりというのがあのような気がします。あと、服になったりとか。服になれば燃やすことになるし、

あと、かたくなったときには、次にそれをどうするのかとなったら、やっぱり燃やすことになるのかなとか、そうしたら炉を傷めるだろうなと想像されるものなんです。

そういう意味では、ペットボトルは製造者責任として業者に回収費負担をさせるべきじゃないかなと私は思うんですけども、そういう話などはないでしょうか。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** リサイクルの部分で製造者が負担するのか、それとも利用者が負担するのかという議論にもかかわる部分になるかと思えますけれども、その部分を含めて社会全体でリサイクルを進めていかななくてはならないのかなというふうに感じております。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** どうもありがとうございます。

では、次ですけれども、143ページの6の1の3に若者園芸実践塾事業があります。これは何も問題ないと思っはいるんですけども、1つだけ残念なことに、成果を見ますとトルコギキョウで連作障害が出たということで、品質販売額を大きく下げたという、これはもう本当に正直によく言ってくれたなと思うんですけども、これについての今後の対策はどういうふうに考えておられるのでしょうか。

**小野茂雄農林課長** 委員長、小野茂雄。

**奥山省三委員長** 農林課長小野茂雄君。

**小野茂雄農林課長** 新庄地域、特に北部地域にも共通して言えることなんですけれども、かなり連作障害が出てきております。やはり同じところに同じ作物をつくと出てくるというふうなこともございます。

それで、特に昭和地区なんかは、連作で本来であるといわゆる養分の濃縮が起きるといふ

うなことで、まず水で流すということがやっぱり基本になるんですけども、なかなか軽量鉄骨ハウスとかで大きいものでありますと、雪とか雨が当たらない状況になりますので、そういったこともなかなかできないということで、いろいろ対策を考えているようです。

ことしに限って言えば、いわゆるそういった連作障害といいますか、養分の濃縮を対処する薬もある程度いいのが出てきて、ことし、かなりその分では成果が出てきたというふうなこともございますし、今後ハウスを活用するに当たりましたも、そういった技術なんかも応用しながらやっていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** どうもありがとうございます。

もう一つだけお聞きしたいんですけども、成果の143ページの16、17とかかわって、標準学力検査で、学習内容の定着が図られたが学力向上に何とかなるよというふうにあるわけですが、この低学力で授業だけではわからない子がいまして、宿題を書けないという子が出ています。これはテストをやらなくてもわかる、宿題が書けないということで日常的にわかるわけで、こういう子がふえているのではないかと思います、その点について把握しておられればお願いします。

**齊藤民義学校教育課長** 委員長、齊藤民義。

**奥山省三委員長** 学校教育課長齊藤民義君。

**齊藤民義学校教育課長** このNRTの検査についての結果ということだというふうに思いますが、それぞれその一人一人の学力についてはその結果が学校のほうに参っておりますので、その一人一人のお子さんの学習状況については把握をそれぞれの学校でしているところです。

また、低学力ということもございますが、や

っぱりそういった子供には、個別学習指導員なんかも各学校に配置をしながら、授業の中でやっぱりよりそういった子に寄り添いながら丁寧に個別に指導していただくということで、まずは対応しているところでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 授業の中でというのは本当にありがたいことだと思います。

さらに、学校で渡された宿題もできない子に対して、宿題も取り組みながら教えていく、個別学習指導員にそういったことを放課後、担任はできないので、やっていただけないかなと思うんですが、どうでしょうか。

## 散 会

奥山省三委員長 以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

次の決算特別委員会は9月19日火曜日午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時51分 散会

## 決算特別委員会記録（第3号）

平成29年9月19日 火曜日 午前10時00分開議  
 委員長 奥 山 省 三                      副委員長 山 科 正 仁

### 出席委員（18名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	叶内恵子	委員
3番	星川豊	委員	4番	小関淳	委員
5番	下山准一	委員	6番	小野周一	委員
7番	今田浩徳	委員	8番	清水清秋	委員
9番	遠藤敏信	委員	10番	奥山省三	委員
11番	高橋富美子	委員	12番	佐藤卓也	委員
13番	山科正仁	委員	14番	新田道尋	委員
15番	森儀一	委員	16番	石川正志	委員
17番	小嶋富弥	委員	18番	佐藤義一	委員

### 欠席委員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市 長 山尾順紀	副 市 長 伊藤元昭
総務課長 齋藤彰淑	総合政策課長 関宏之
総合政策課参事 福田幸宏	財政課長 板垣秀男
税務課長 松坂聡士	市民課長 高山学
成人福祉課長兼福祉事務所長 加藤美喜子	子育て推進課長兼福祉事務所長 滝口英憲
環境課長 小松孝	健康課長 田宮真人
農林課長 小野茂雄	商工観光課長 渡辺安志
都市整備課長 土田政治	上下水道課長 奥山茂樹
会計管理者兼会計課長 伊藤洋一	教 育 長 高野博
教育次長兼教育総務課長 荒川正一	学校教育課長 齊藤民義
社会教育課長 荒澤精也	監 査 委 員 大場隆司
監査委員局長 平向真也	選挙管理委員会会長 矢作勝彦

選挙管理委員会  
事務局長

亀井博人

農業委員会  
会長職務代理

今田則雄

農業委員会  
事務局長

三浦重実

### 事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主任	三原恵
主任査	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

### 本日の会議に付した事件

議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第65号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第66号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第67号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第68号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第69号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第70号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第71号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

## 開 議

**奥山省三委員長** おはようございます。

ただいまの出席委員は18名です。欠席通告者はありません。

これより9月15日に引き続き決算特別委員会を開きます。

なお、本日は農業委員会より会長職務代理者今田則雄君が出席しておりますので、よろしくお願いたします。

初めに、審査に入る前に、9月15日にも申し上げましたが、再度確認のため本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。質疑は答弁を含め1人30分以内といたします。質問の際は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げた点について特段の御理解と御協力をお願いいたします。

審査の前に、健康課長より発言の申し出がありますのでこれを許可します。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** おはようございます。

9月15日の決算特別委員会での一般会計歳出決算に審議におきまして、今田浩徳委員より質疑ありました件について御答弁させていただきます。

主要な施策の成果に関する報告書の82ページをごらんください。

中段に記載しておりますがん検診についてでございますが、がんの発生状況につきまして平成26年度の山形県の状況では、まず性別に見ましたがんの発症状況につきまして、新たに診断されましたがんの多い順に並べますと、男性の第1位が胃がん、第2位が前立腺がん、第3位が肺がん、第4位が大腸がん、第5位が食道がんの順番となっております。女性につきましては、第1位が胃がん、第2位が乳がん、第3位が大腸がん、第4位が肺がんとなっております。

次に、年齢別に見ましたがんの罹患についてでございますが、ほとんどの部位について年齢が高くなるほどかかりやすくなっている状況となっております。男性の胃がんについては、75歳から84歳までがピークとなっております。男性の肺がん、大腸がんについては85歳以上がピーク、女性の乳がんについては、40歳から49歳までと60歳から64歳までという2つのダブルピークという形になっております。子宮頸がんについては、35歳から39歳までがピークとなっております。

山形県のがんの罹患の特徴としましては、男女とも胃がんの罹患率が明らかに高いことが特徴となっているような形でございます。

次に、がんの発見におきまして検診や人間ドックが発見の契機となった割合ですが、胃がんについては23%、大腸がんについては31%、肺がんについては23%、乳がんについては31%、子宮がんについては46%となっており、やはりがん検診の受診率を向上させて早期発見につなげていくことが必要であると考えているところでございます。

特に、山形県内において発症が顕著な胃がん、検診等で約半数の割合でがんが発見されております子宮頸がんについては、新庄市の受診率がどちらも県平均の受診率を下回っておりますので、さらなる受診率向上に努めてまいりたいと

考えております。

また、82ページの中段に記載しておりますがん検診結果の表の一番右の欄に精密検査後のがん発見者の人数を記載しておりますが、こちらを全部合計しますと20人の方ががんを精密検査後に発見したという形になっておりますが、この20人を年齢別に見ますとピークが75歳から79歳までの10人となっております。70歳以上で20人中13人を占める結果となっておりますが、40歳から44歳で1人、50歳から54歳で2人という結果も出ておりますので、やはり受診率を上げ若い段階での早期発見、早期治療できる環境整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**奥山省三委員長** ただいまから審査に入ります。

#### 議案第64号平成28年度新庄市 一般会計歳入歳出決算の認定について

**奥山省三委員長** それでは、9月15日の審査に引き続き、議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の歳出に関し質疑ありませんか。

**17番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**奥山省三委員長** 小嶋富弥委員。

**17番（小嶋富弥委員）** 口火を切らせていただきたいと思っております。

143ページ、6款農林水産業費の若者園芸実践塾の運営補助金に関することと、161ページの8款土木費、住宅リフォーム総合支援事業費補助金の内容、次は166ページ、消防費、非常備消防費、補正予算額減額1億1,155万3,000円の内訳等をお尋ねしたいと思います。

まず最初に、若者園芸塾運営協議会のお金な

んですけれども、成果表で見ますと5名のうち1人が中途退塾となっておりますけれども、今年度は何か1人だか2人だかとお聞きしておりますし、ちまたの話は、恐らく園芸塾はなくなるのではないかと。そうした場合、あそこのハウス4棟をもしやめた場合は貸してもらうことはできないかというような、話ですよ。話ですけれども、そういった先細りみたいな感覚があるんですけれども、今後も含め若者園芸塾に当たってどういう方向へ持っていくかということをお聞きしたいと思います。

**小野茂雄農林課長 委員長、小野茂雄。**

**奥山省三委員長 農林課長小野茂雄君。**

**小野茂雄農林課長** 若者園芸実践塾、平成22年に事業を開始いたしましたして、1期目は泉田のほうでやってございましたけれども、2期目ということで平成22年度から7年間やってまいりました。その間20名の塾生が巣立っていったわけがございます。その20名については、ほとんどが新規就農者として活躍されているということで、一定の成果は出てきているとは感じているところでございます。ただ、今年度1名ということで、いわゆる施設園芸、露地もありますけれども、講師と2人でやっているということで非常に難儀しているところでございます。

この背景には、若者が職業選択する上で農業というものを選択するか、地域の中で残っている産業のほうに行くかという選択になったりしますけれども、やはり人手不足ということがございまして、そちらに流れていっているものもあるのかと思っております。

また、今まで1期での若者園芸実践塾につきましては、花卉が中心で花を目指す方が非常に多かったんですけれども、最近、若者園芸実践塾を卒業された方でも卒塾後はニラを中心とかアスパラを中心とかという露地も目指す方も多くなりまして多様化していると考えているところでございます。

そんなところで、農業としての産業をこれからも育成していくためには、新規就農者ということは当然必要でありますので、そういったサポート事業については進めていかなければならないと思いますけれども、若者園芸実践塾については、塾生がいることが前提、それからそれを育てる講師が必要でございますけれども、なかなかこの講師につきましても難しいというのが現状でございます。

そういったことも鑑みまして、現在、新たなサポート事業を構想するに当たりこの塾のあり方についても検討していることは事実でございます。今後、なるべく早い段階の中で方向性を決め、今の塾の施設につきましてもある程度の耐用年数がございまして、そういった活用も含めて今後の園芸塾の方向性なども定めていきたいと考えております。

**17番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**奥山省三委員長** 小嶋富弥委員。

**17番（小嶋富弥委員）** 前はハウス丸ごと1棟、卒業したらもらえるというような、それが魅力でかなり花卉が普及したということになっていきますけれども、やはりそういった魅力づくりを大事にしていかないと、施設園芸、ニラ、アスパラにだんだんできてという方向、社会環境とともにやはり変わるわけです。魅力ある後継者を育てるための施策をしっかりと考える必要があるのではないかと考えています。せっかくここまで来ているんですから、簡単になくすということではなくて、魅力ある若者を育てる施設に頑張ってもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**小野茂雄農林課長** 委員長、小野茂雄。

**奥山省三委員長** 農林課長小野茂雄君。

**小野茂雄農林課長** 新規就農者の方は、親の後を継ぐ方もいらっしゃると思いますが、露地であってもいろいろな機械を購入したり、あるいは農地を拡大したりという点で、費用面は当然か

かってまいります。その中でいっばしの農業者になるためには、やはり幾らかの経験が必要でございますので、初期投資があつて、それから営農を続けていくという段階においては、まず初期の経済的な支援なども考えていかなければならないかと考えております。これを契機に、その後農業所得を増大していただきまして、新庄市の税制面でも貢献していただけるということを考えますと、やはりそうした面での初期投資は市でも考えていかなければならないかとは思っているところでございます。

**17番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**奥山省三委員長** 小嶋富弥委員。

**17番（小嶋富弥委員）** 基幹産業と言われる農業の振興のために、ひとつ知恵を絞ってもらえればありがたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次は、土木費の住宅リフォームの件ですけれども、大変これは好評だと聞いていますけれども、内容とともに今後の展開をお聞きしたいと思えます。

**土田政治都市整備課長** 委員長、土田政治。

**奥山省三委員長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 平成23年度の創設以来、年間150から200の件数で申請を頂戴しております。予算規模も毎年3,000万円ほど用立てまして、耐震改修、リフォーム、それからバリアフリーとか克雪対策というものに使われているということでございます。今後においても、この制度を活用してリフォームの対応に努めてまいりたいと考えております。

**17番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**奥山省三委員長** 小嶋富弥委員。

**17番（小嶋富弥委員）** この元金というのは、県の補助金のみでやっているわけですね。大変好評なことでもっとしてほしいという方が結構いると思うんです。それで、市単独の補助金制度で拡充ということはお考えにならないのでし

ようか。

**土田政治都市整備課長** 委員長、土田政治。

**奥山省三委員長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 一般質問のときにも頂戴したことがあるのですが、市としましては、これまで適用した皆様との公平を図りたいというのが1点あります。それから、このリフォーム事業自体、これから先長く制度として存続させなければならないという思いも持っております。また、県の予算のみで対応しているということから、先ほど現状において年間150件ほどと言いましたけれども、全てに当該年度の中で対応しているという状況でございます。これら全てを尊尚しまして、現行制度のまま続けていきたいと考えております。

**17番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**奥山省三委員長** 小嶋富弥委員。

**17番（小嶋富弥委員）** わかりました。

次に、消防関係で1億1,000万円、見積もりから差額が出たということは何でしょうか、お聞きしたいと思います。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** 非常備消防の約1億1,000万円の減額につきましては、平成28年度に整備いたしました防災行政無線の減額というのがほとんどでございます。

**17番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**奥山省三委員長** 小嶋富弥委員。

**17番（小嶋富弥委員）** 減額の金額には、まずびっくりしました。なぜかと言いますと、平成28年度の主要事業の中で、同報系防災行政無線整備事業ということで2億8,255万6,000円を計上しています。市債で2億8,250万円、うち交付金が70%来るということで、一般財源が5万6,000円ということになっているんですけども、1億1,000万円の差額というのは一般的には理解できないんですけども、2億8,000万円の

事業計画をして、できたら1億六千何ぼなんていう。どういう根拠で2億八千何ぼと当時示させたか、疑問に感じるものですから、これをお聞きしたいと思います。

これをなぜ私が知ったかということ、山形新聞で防災無線が出たときに、新聞報道では総工費が1億6,470万円というような数字で、私は2億8,000万円ぐらいと頭にあったものだから、えっと思って間違いではないかと思って調べたけれども、決算書を見ますと、やはりこういった1億1,000万円の差額が出たということで、驚きとびっくりを超えたような次第であります。なぜ2億8,200万円ぐらいのものが1億6,700万円ぐらいでできたのですか。同じ設計で同じ建物をやったんですか。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** 同報無線の予算と入札予定価格、そして落札価格ということでございますけれども、予算的には2億8,000万円台の予算を確保していただいたところでございますが、予定価格としては約2億5,000万円、2億4,787万円を積算したところでございました。その価格をもとに入札に付しまして、一番安いところ、落札率が62.5%の乖離がこの分の減額になったところでございます。その結果として、落札価格と予算額または予定価格に相当の乖離があるという部分でございますけれども、こちらで部材とか工賃とか積算したところでは確かにこの価格でしたけれども、結果としまして一番安いところで62.5%、2番目に安いところで約70%の落札率になったところでございました。

**17番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**奥山省三委員長** 小嶋富弥委員。

**17番（小嶋富弥委員）** 普通は公共のものが、安くていいものを建てればこれにこしたことはないんですけども、大抵資材とか物価が上がって当初のようにできなくて、入札したもので

もっと高い値段を入れないとできないなんていうことが、公共事業ではかなりあるんですね。極端なことを申し上げますと、鶴岡の市民文化会館が当初より30億なって何回も議会で議論になったということなんですけれども。こういう場合、議会とか何か説明は要らないんですか。常任委員会なりに経過とか、何も私どもに報告は受けていなかったんですけれども、安くなった場合はそのままいいんでしょうか。上げるときには、できないからいろいろな常任委員会に諮りながら、議会と相談しながら、次の増額予算補正を組むというようなんですけれども、今回は何も説明がないんですけれども、こういった説明責任、道義的責任は感じないんでしょうか。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** 予算としまして2億8,000万円台の予算を議決していただいて、結果として相当の乖離がある中での落札となった結果につきましては、当初の予算計上の部分を含めてより精査して今後対応してまいりたいと考えているところでございます。

**17番(小嶋富弥委員)** 委員長、小嶋富弥。

**奥山省三委員長** 小嶋富弥委員。

**17番(小嶋富弥委員)** 課長は担当が変わったから、過去のことを言っても厳しい面もあると思うんだけど、全般として役職が変わってもやはりそういった責任があるんです。私どももなぜこういうことを申し上げるかというのと、この予算を議決して通しているわけです。1億1,000万円の乖離があるということは普通は、今まで私も議員経験させてもらっていますけれども、余り例がなかったので、驚きですね。恐らく市民の皆さんも、2億8,000万円の防災無線が1億1,000万円下がって、よかったなと言う人もいるんでしょうけれども。本当に当初の私どもに示した金額が、私どもは信頼して議決

しましたから。でも、こういうことが起きてもらってはやはり困るんですね。予算というのはある程度計画でしようけれども、きちんとした計画を示していただかないと、何のために私どもも予算委員会で議論を尽くしたかという気持ちが出てきます、はっきり申し上げまして。

もう一回聞きますけれども、これだけ差が出た原因は何でしょうか。やはり原因を我々にも示していただかないと、今後議論ができなくなるおそれがあると思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** 繰り返しの内容になる部分もございますけれども、実際に予算を提案しまして議決いただいた事項ということからしますと、その積算において、より精査した形で改めて進めていかなければならないと考えております。

また、今回一般競争入札ということで執行したわけですが、他市の例を見ますと、いいか悪いかは別にして、一般競争入札でもっと低い落札率になっている自治体も数は少ないですけれどもあるようでございます。それが一般競争入札の仕組みと言えはそういうことになるのでございますけれども、そうとは言いつても、積算の内容も含め議決いただく部分で説明責任も含めて対応してまいりたいと考えております。

**伊藤元昭副市長** 委員長、伊藤元昭。

**奥山省三委員長** 副市長伊藤元昭君。

**伊藤元昭副市長** ただいま小嶋委員から余りにも安過ぎる落札ではないかという御指摘でしたが、環境課長もお話ししましたけれども、一般競争入札という形で入札をいたしました。その結果、我々も、余りにも安い場合は本当に工事が完成できるのかどうかと非常に心配なわけで、低入札価格調査制度というのがございます。予定価格の一定の割合以下であれば、その入札が適正

かどうかということで低入札価格調査制度にひっかかるわけですが、このデジタル防災無線の場合は2社がひっかかりました。今回請け負った業者と、さらに若干落札率が高かったんですが2社が低入札の調査になったということでございます。先ほど約62%で落札したということでございますが、もう1社につきましては70%でした。

そういう中で、我々も、業者から聞き取りを行い適正な工事ができるかどうかの確認を行ったわけです。たまたま落札した業者につきましては、平成27年度に山形県内の町村でも落札しているということで、そういうノウハウも持っていたし、機材等もある程度手持ちもあったのではないかと思います。いずれにいたしましても、ほかの事例なども見ますと、先ほど環境課長が言いましたけれども、消防の防災無線については低落札になっている傾向があったということは承知していたわけですが、予算ベースの中で低落になるから予算は少なくないというわけにはいかないの、通常必要な予算を計上した結果、低落になったということでございます。

なお、これにつきましては1億5,000万円を超える工事だったということで、たしか臨時議会だったと思いますけれども、議会の皆さんにも御説明申し上げながら請負案件を議決していただいたという経過もございます。

**17番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**奥山省三委員長** 小嶋富弥委員。

**17番（小嶋富弥委員）** わかったような、わからないような気がしますけれども、この積算の根拠は間違っていなかったんですか。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** 積算の部分でございましてけれども、単価の積み上げということでやりましたので、間違いはないものと考えております。

**17番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**奥山省三委員長** 小嶋富弥委員。

**17番（小嶋富弥委員）** これ以上言っても終わったことはしようがないと思うんだけど、こういうことなく、より信頼の高い業務執行をしていただければこんなことを言う必要もなかったかと思しますので、ひとつよろしくお願ひします。安かったから前回の防災無線がつながらなかったなんて言いたくありませんけれども、そういうことの一つも二つも言いたくなってくるの、こういうふうな積算をされると。ぜひそういうことのないようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。安くていいのが一番いいんだけど、余りにも開き過ぎているからおかしいんでないかと聞いたんですから。誤解のないようにお願ひします。終わります。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

**13番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。

**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番（山科正仁委員）** よろしくお願ひします。決算書の各論の質問に入る前に、総論的な質問をさせていただきます。

定例会初日に新庄市まちづくり市民アンケート調査という冊子をもらいましたけれども、拝見しまして、このアンケートというのは今年度の5月18日から6月6日の20日間で実施されたということですので、平成28年度歳出の事業の執行に対する市民の評価だと捉えております。

この中で一番重要な点は、市民の満足度と重要度の関係とあります。これは市民のニーズに対する行政執行の効果の関係だと思われませんが、これを拝見して非常に問題であったと思うのは、重要度、つまりニーズ度なんですけれども、ニーズ度が高いのに満足度が低いということがあります。回答項目が前年度の平成28年度とほぼ同様なわけでありまして。これではPDCAのサイクルが機能していないのではないかとこの点を考えたわけです。言葉で言いかえれば、毎年

予算要求から執行までしている効果が低いのではないかという市民の判断だと。十分な費用対効果が生まれていないのではないかというようになるかと考えます。これは、統括責任者として市長、どう思われますか。

**関 宏之総合政策課長** 委員長、関 宏之。

**奥山省三委員長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** まちづくりアンケートにおけるニーズ度が変わりがない、効果はどうかという御質問でございますけれども、こちらにつきましては、行政評価という形で毎年チェックを行っております。その中で、雇用の場の1位とされている魅力ある雇用の場の確保につきましても、新しい事業展開を各担当課で考えながらやっているところでございます。また、2位とされた医療体制につきましても、今現在一番重要と思われまます看護師養成機関等の施策に結びつくような形で考えているところです。また、3位の空き家対策につきましても、空き家対策の計画の策定ということで今年度取り組んでいるところでございますので、今後もさまざまな行政評価という視点でチェックすることで、より効果の高い施策につなげてまいりたいと考えております。

**13番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。

**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番（山科正仁委員）** ありがとうございます。そのアンケート結果に基づいて、今ざっと各事業の報告を受けましたけれども、上位4項目に絞って対応する事業についてお聞きしたいと思います。

まず、アンケートの文言が肯定的になっていますが、否定的に変えさせていただきまして、アンケート結果、今おっしゃいました魅力ある雇用の場が確保されていないというのがナンバーワンなわけですが、これは決算書149ページの7款商工費1項商工費2目商工振興費及び155ページの4目の企業誘致費に該当する

かと思っておりますので、2点に質問を絞りましてさせていただきます。

まず、平成28年度のアンケート結果に基づいてどのような検証をしっかりと行ってやったのか。2番目は、同じ事業をルーチンにこなすだけでは毎年満足度は変わらない、向上しないはずでありますので、今年度の具体的な事業内容、執行の改善点というのをお聞きしたいと思います。この2点に絞って全てアンケート結果の4項目についてお聞きしますので、とりあえず今の魅力ある雇用の場が確保されていないという点でお願いいたします。

**渡辺安志商工観光課長** 委員長、渡辺安志。

**奥山省三委員長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** 魅力ある雇用の場の確保ができていないという部分で、企業立地対策費及び商工振興費等について御質問いただきましたので、私も総論的な御回答になるかと思っておりますけれども、まず、企業誘致につきましても、企業誘致を進めることによって当然新しい雇用の場が生まれてまいりますので、これにつきましては鋭意努力しております。昨年度も新たに3社ほどが企業立地等雇用促進奨励金という形で該当しております。成果表で見ますと124ページになりますけれども、そのような形で新しい企業を誘致することによって、新庄市民の新しい雇用が生まれたと。また、昨年度同じように企業を2社、雇用を増大しますという形で24名、これを指定させていただいておりますので、平成29年度においても、これを確認しながら交付業務をやっていきたく。企業誘致にしましてそのような形で、今年度も9月議会におきまして1社ほど新たな雇用の場としての工場を立地したいという企業がありましたので、そちらの議案を提出させていただきました。そういった形で企業を誘致する、または新たに工場を増設したいという企業もありまして、そのような増設の動きも今年7月に1社ほどありまし

た。そういった場合には、やはり我々としてもいろいろな商談会の支援策や新製品の開発支援など、補助を使って成果を出していただいてさらなる取引の拡大をしていただきたいと考えております。

一般的になかなか、魅力ある雇用の場ということで、御自身が勤めていない部分の企業だと目につかないという形で言われてしまうものですから、昨年から中学生を対象にした企業の方々が訪問する、成果表で言いますと115ページ、中学生向け職業体験Shin-jobの開催という形で市内の2中学校で開催して、こういう企業があるんだと企業のみみずからが先生方になって学校に出向いて、学校の生徒たちにさまざまな仕事を教えるといった授業を開催したり、または高校生向けに地元見学のバスツアーをやったりという形で、常々市長も言っていますけれども、なかなか魅力のある企業がないと思ひ込みされている部分もあるのかという部分も少し解消したいと思ひまして、地元の企業を知ってもらい授業にも努めてまいります。これらを進めながら、地元企業への理解を深めていただきたいと頑張っております。

**13番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番(山科正仁委員)** 取り組みとしては、かなり網を張ってらっしゃるのかとお受けしました。

次に、専門的な診察や高度な治療を受けることができる環境が整備されていないというのが該当する事業でして、131ページの4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費及び2目予防費に該当するかと思います。これに関して、先ほど看護師養成学校の今後の方針もあるとお伺いしましたが、このほかにどのような研修を行うのかと改善点は何かという2点をお願いいたします。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 医療機関の部分でございますけれども、成果表の83ページ、84ページになりますが、健康課では医療機関ということでは県立新庄病院、新庄市夜間休日診療所、市内の医療機関との連携強化という形で医療体制の充実を図りたいとこれまで取り組んできたところでございます。83ページに新庄市夜間休日診療所の取り組み状況、次の84ページには最上地域保健医療対策協議会における連携状況を記載しておりますが、ことしの3月に県立新庄病院の改築が最終的に決定されたということで、今年度基本計画が策定されるということもありまして、新たな展開が今後されるような形となっておりますが、今後ともそういった形で地域が望む医療機関の充実が図れますよう、健康課としては取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**13番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番(山科正仁委員)** かなり医療というのは今後もまだまだ充実させていくと。新しい県立病院ができたときには、かなりいいことにはなるんでしょうけれども、とりあえずできるまでの間というのは、やはり市でいろんな対策をとっていくというのが大事だと思います。

3番目、空き地・空き家対策が充実していないと。これに該当する事業は、163ページの8款土木費5項住宅費1目住宅管理費、特記すれば備考欄の空き家有効活用支援事業だと思います。これについて回答をお願いいたします。

**土田政治都市整備課長** 委員長、土田政治。

**奥山省三委員長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 空き家に関しては、今年度空き家に関する計画策定を行っておりますので、そちらで施策について具体的なものを今後お示ししてまいりたいと思っております。その中でも空き家バンクについては、特定空き家に

移行する空き家をなるべく減らす、市場に流通させるということで取り組みを図ってきております。実際に売買や賃貸に至ったケースも既に数件発生しているところでございます。

あわせて、中古物件については、どうしても住宅の状態が十分把握できないということがありまして、インスペクター、住宅診断を取り入れて内容を明確にすると。その上で市場に流すという形で、インスペクターの養成事業として補助制度などを設けまして支援しているところが、現在の空き家に対する状況となっております。

**13番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。  
**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番（山科正仁委員）** 空き家についてもう1点だけたださせてもらいますけれども、今市場に流すとおっしゃいましたが、空き家でよくあるケースというのが、相続放棄とか倒産して持ち主がいなくなったというパターンがあるかと思えます。例えば、抵当権がついている物件がございまして。その抵当権者に対して管理責任を問うということは可能なのでしょうか。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。  
**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** 空き家の管理責任という部分でございましてけれども、基本的には所有者、または占有している者が管理責任を負うものと考えております。

そして、破産した場合でありますけれども、その場合であれば弁護士の破産管財人等が管理責任を負うものと考えております。

**13番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。  
**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番（山科正仁委員）** 相続放棄、よくそのまま留保されている、捨てられているような建物が結構あると聞いております。実際、手をつけるにも抵当権がついていればできないという問題がありまして、その辺抵当権者に対してもあ

る程度管理責任があれば今後更地にするとか方法はとれるんでしょうけれども、自己破産の場合は弁護士を介せば何とかなるという話でしょうけれども、抵当権者が一番多いのではないかと思います。今後も市で抵当権者に対して働きかけを行うというのも必要ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、中心市街地の活性化が図られていないという、これに該当するので148ページから151ページの7款商工費1項商工費2目商工振興費に該当すると思っておりますので、回答をお願いいたします。

**渡辺安志商工観光課長** 委員長、渡辺安志。  
**奥山省三委員長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** 大変大きなテーマで質問をいただきましたので、中心商店街の活性化の図られていないという部分で、特に山科委員から個別に課題だと思われる部分をいただければ回答しやすいのですが、いただくことはできないでしょうか。

**13番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。  
**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番（山科正仁委員）** ちょっと漠然とし過ぎて済みません。この中で、中心商店街にぎわい創出災害対策音響設備とか商業地域空き店舗等いろんな項目がありますけれども、その中でいろんな改善を行った点、またはアンケートにおいて検証したという点がございましたらお聞きしたいと思います。

**渡辺安志商工観光課長** 委員長、渡辺安志。  
**奥山省三委員長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** 昨年度、中心商店街にぎわい創出災害対策音響設備の整備ということで、宝くじの社会貢献事業を活用して整備させていただいたところです。こちらにつきましては、さまざまなイベント等でも使いたいというお話もいただいておりますし、独自の企画として今月からですが、新庄駅前通りで、新庄恋しやと

いう水田竜子さんの新庄をテーマにした歌が出たんですが、それを午後から1時間ごと流したりといった形で、スピーカーを使って独自の事業もまた始めているところがございます。

中心市街地の活性化ということに関しましては、NPO団体がことしも全国100円商店街のサミットを開催する予定にもなっておりますし、これまでもLED化を図って明るく安全な商店街づくりのほうでも補助事業を行っているところです。また、最近では商店街の人たちがひとつ自分たちのマルシェ的なイベントをやるという形で屋外、また屋内を使ったマルシェなどもやっているということで、少しずつではありますが成果が出てきているのかと思っております。

微力ではありますが、商工観光課として、商店街の空き店舗に関しても出店をしていただくことでにぎわいが生まれるのではないかということで、中心商業地域の空き店舗への出店補助といったものも行ってございまして、これらも少しずつではありますが進出なども見えてきているということがございます。

今後も中心商店街の活性化につきましては、やはり商店街連合会と連携していかなければならないものだと思っておりますので、機会があるたびにお話をしながら、活性化に向けてどんな施策をしていけばよいのかということをお話交換したいと思っております。

**13番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。

**奥山省三委員長** 山科正仁委員。

**13番（山科正仁委員）** 各課において最善の努力をなさっていると拝見しました。今後、最大限の費用対効果を上げることが市民に望まれているということは間違いないと思います。PDCAのサイクルを十分に生かしたような施策を実行していただきまして、平成30年度のアンケートに関しては、せめて上位4位ぐらいは離脱するような形で施策を行っていただきたいと思

います。以上、終わります。

**奥山省三委員長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時57分 開議

**奥山省三委員長** 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

**5番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**奥山省三委員長** 下山准一委員。

**5番（下山准一委員）** きょうは敬老の日、おとといは日新学区の敬老会に出席してきました。その関連で、まず敬老会の事業の質問をさせていただきます。

119ページ、3款民生費1項5目老人福祉事業費の中の敬老会事業委託料、67万3,740円計上されております。成果を見ますと17地区で717名の参加があったと。そして、開催団体の経費削減につながったということが書いてあります。担当課として、この敬老会の開催に当たって何か問題点があるのかどうか、把握されているかどうかをお聞きします。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤美喜子。

**奥山省三委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 敬老会助成事業についての御質問でございます。敬老会の開催状況でございますけれども、平成28年度は17地区開催していただきまして、平成27年度が15地区でございましたので、2地区増加してございます。出席者については若干減少している状況でございます。

市では、高齢者の長寿を敬うということで、社会福祉協議会に事業を委託しまして実施しております。高齢者、対象となる方がおおむね70歳以上ということで、対象者が年々増加してい

るということがありまして、実施母体となっている団体については費用面、あるいはいろいろお世話いただく方の工面など大変御苦勞も多いのではないかと思います。市としましては、開催に当たりまして食費、あるいは余興に要した費用、会場費、そういったものについて1つの団体の支出の約4割相当を助成させていただいているという状況になってございます。

**5 番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**奥山省三委員長** 下山准一委員。

**5 番（下山准一委員）** 経費の軽減ということで、金額を上げろとかなんとか言うのではなくて、例えば、私も平成13年から日新学区の敬老会に参加して、もう十六、七回のうち欠席したのは1回か2回ぐらいしかないんです。毎年つぶさに見てきました。最初に行ったころは大体200人ぐらいいた。それが今回聞いたら130人ほど、3分の2ぐらいまで減っているんです。参加者にもいろいろな事情があって出られないかもしれないですけども。

一番問題なのが、やはり開催する団体。日新の場合は婦人会がやっています。婦人会もかなり高齢化している。もう招待者席に座ってもいような方が一生懸命汗を流して、ごぎを敷いてテーブルを並べて、皆さんに配るものを分けて、そして自分と同じぐらいのお年寄りの方の手を引いてトイレへ連れていったりとか、かなり難儀されている。私も十何年たつただけですけども、一回も市役所の職員とか社会福祉協議会の方が現場を見ていないような気がするのよ。

例えば、しんじょうの福祉のほうで見ると平成26年からの数字が載っていますけれども、開催団体が2つふえた喜んでなくて、何でこんなに減っているんだろうとか、やはり状況をつぶさに把握することが必要なのではないかと思います。私のところでも結構わくわく新庄まで遠いところがある。そうすると、町内の婦人会が自分たちのお金を出してジャンボタクシーを

頼んだりして送り迎えをしているのよ。そこまで金を払えとは言わない。でも、開催するに当たって、もう少し市でいろんな面で支援すべきではないかと。お金だけではないと思うのよ。全体では70歳と言っているけれども、日新学区は75歳。75歳というと戦時中か戦前に生まれた方々、大変苦勞してきた方々で、だから、敬老会というのは長寿のお祝いと同時に、昔大変苦勞されてこの新庄を一生懸命つくってくださった方々に対する感謝をする集いだと思うのよ。ただ社会福祉協議会を通じて助成金を払えばいいという感覚だけは捨てたほうがいい。もう少しやはり状況をつぶさに見てやっていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤美喜子。

**奥山省三委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 御指摘のとおり、敬老会の様子を私どもの成人福祉課で様子を見ているかということ、そこまで心配り、目配りができていなかったということで、反省でございます。今後については、主催していただいている団体、9月中の開催ということで既に事業は終了しているかと思しますので、今回実際にやっていただいた中で一番御苦勞された点、市からの助成も含めまして御意見を伺いながら改善に向けて検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

**5 番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**奥山省三委員長** 下山准一委員。

**5 番（下山准一委員）** 今、職員で地域担当制をとっているよね。そうすれば、例えば日新学区に配置されている地域担当の職員をこういうときに、ボランティア的な形で手伝いさせたらどうですか。これは総務課長の分野になるんだろうけれども。やはりそうやって身近に職員も体験する必要があると思いますよ。要望だけ

しておきます。

次に、同じく在宅老人福祉事業費の中の老人クラブの活動助成。これまた助成をしていると。82万5,440円。連合会のほうに28万5,000円ですか。やはり老人クラブも問題がある。まず、加入率が5.8%という数字が出ている。多いのか少ないのかといたら、少ないのではないかと思う。65歳以上の人口が1万965人と出ている。その中の811人だもの。

私も4年前から61歳で老人クラブに入りました。いろいろ話を聞いてみると、町内会として公民館を持っているところはいい。中には公民館がないから集まる場所がないと、やはり苦労されている老人クラブもある。

今、一番大変なのが、いろんなレクリエーション大会とかいろんな大会をやりますよね、交流会。そこへ行く足がない。昔は相乗りして行ったもんですよ。俺の車に乗っていけという形で。今、何かあったときに怖いから拒否する。誘わない、乗っていきなさいと。そうすると、中でぎくしゃくしてくるから、本当に気の合った者同士の小さな老人クラブになりつつある。

だから、そういう面も、やはり助成金を払うだけではなくて、例えば老人クラブにアンケートでも出して何か問題点がないかとか、そこら辺までつぶさに担当課として私はやるべきだと思うんです。そこら辺いかがですか。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤美喜子。

**奥山省三委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 老人クラブの会員数、入会する方が年々減少してきているということで、そういった認識は持っています。どうしたら老人クラブの方の活動が活発、これまでの活動を維持できるかという部分ですけれども、やはり老人クラブは地域とか町内の一番最小単位とする身近な組織というこ

とで、集う会場が歩いていける距離ということもあるかと思います。そういった活動が続けることで、介護予防という部分からしても老人クラブの存在は重要だと思います。

今おっしゃった会場がないというところや足がないというところ、さまざま活動を続ける上で運営面についても難しいという御指摘のとおりだと思います。少なくともこれまで活動していращやる老人クラブの数または会員をまず維持するというところを目標に進めていきたいと思っております。

**5 番(下山准一委員)** 委員長、下山准一。

**奥山省三委員長** 下山准一委員。

**5 番(下山准一委員)** まず頑張ってください。

次に、125ページの民生費2項1目子ども・子育て支援新制度事業費にかかわって、今回は小規模保育施設にかかわる地域型保育給付費についてお聞きしたいと思います。成果の67、68ページを見ますと、お預かりしている施設と人数が出ております。67ページには平成28年4月1日、次のページには平成29年4月1日現在ということで、やはり小さなお子さんですから、お預かりすると出っ込み、引っ込みあって定員ぴったりというわけにいかないのはわかります。この給付費なんですけど、例えば定員が大体19名になっておりますけれども、保育士が何名と定められていますよね。すると、給付費の中で定額の部分と子供の数による給付費の多分2段階構えだと私は思うんですけれども、大体どれぐらいの割合になっているか。多い、少ないがあったりして大変でしょうけれども、例えば定員が19名のときに預かった数も19名の場合、大体何対何の割合の給付費の支給になるのか。大ざっぱでいいですよ。例えば7対1とか6対1とかという形で、もし数字的に出せるものであればお願いします。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、滝口英憲。

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長  
滝口英憲君。

**滝口英憲**子育て推進課長兼福祉事務所長 地域型  
保育給付費についての御質問でございます。この  
地域型保育給付費につきましては、小規模保  
育施設、保育所ということで、ほかに体系的に  
は家庭的保育とか居宅訪問型保育などの4つの  
類型からなっている施設への給付となってい  
ます。小規模保育所につきましては、定員6  
人以上19人以下という施設が対象となります。

給付費なんですけれども、非常に算定が複雑  
で単純に何対何ということで申し上げられない  
んですけれども、施設の預かっている人数、そ  
れも年齢に応じて、公定価格と呼びますけれ  
ども、それはさまざまになっていまして、その人  
数に応じて単価が決まっていると。さらに、お  
子さんの数で給付金が決まってくるという形に  
なっています。それに加えて、加算ということ  
がありまして、公定価格と加算という構成にな  
ってございます。大変申しわけございませんけ  
れども、一概に何対何ということではお答えで  
きないというのが状況かと思っております。申しわけ  
ございません。

**5 番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**奥山省三委員長** 下山准一委員。

**5 番（下山准一委員）** 平成28年4月1日現在  
のものを見ますと、定員オーバーしているところ  
はない。ところが、平成29年4月1日現在の  
資料を見ると、定員19名に対して22名お預かり  
していると。そういった場合、例えば保育士の  
配置、加配というのかな、そういうのは義務づ  
けられるのかどうか。一方、あるところでは18  
名なのに10名しかいない。もうちょっと平準化  
というか、指導的にそういうことをやっていか  
ないと、余り極端過ぎるのではないかと思う。  
だからそこら辺、もし定員オーバーの場合の保  
育士の加配とかというのは、何か決まりがある  
のか。

**滝口英憲**子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、  
滝口英憲。

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長  
滝口英憲君。

**滝口英憲**子育て推進課長兼福祉事務所長 認可の  
保育所も含めてですけれども、受け入れるお子  
さんの定員、人数ですけれども、これは施設の  
規模と保育士の数で決まっております。定員  
を超えてというお尋ねですけれども、一定割合  
については、恒常的でなければ受け入れも可能  
となっております。以上でございます。

**5 番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**奥山省三委員長** 下山准一委員。

**5 番（下山准一委員）** 短期ならば何とかクリ  
アすると理解してよろしいんですね。

もう一つ、成果の67ページのキッズハウス真  
室川130万円と出ているんですが、その内容を  
参考までに教えていただけますか。

**滝口英憲**子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、  
滝口英憲。

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長  
滝口英憲君。

**滝口英憲**子育て推進課長兼福祉事務所長 成果表  
の67ページに地域型保育給付費ということで真  
室川町の施設に市から給付費が出されていると  
いうことでございます。これは何かといいますと、  
一言で言いますと広域入所という呼び方を  
してございます。

広域入所ですけれども、普通保育所等を利用  
する場合は、原則的にはお子さんの住民票があ  
るところの施設をご利用いただくということに  
なるんですけれども、例えば、保護者の仕事の  
関係から保育所があく前に会社に行かなければ  
いけないとか、逆に保育所が閉まる前までお子  
さんを迎えに行けないという、住んでいるところ  
からかなり遠方で仕事をしていらっしゃる保護  
者の方について、また、別居しているような  
ケースについては、例えば2人目のお子さんを

妊娠してどうしても実家に帰って出産しなければいけないということで、里帰り出産と呼びますけれども、そういったケースについては、住所地でない保育所についても利用することができます。

広域利用に当たりましては、当然受け入れ側との協議を市でやるわけですけれども、調整が整った場合について対応しているところでございます。条件が合っていても、例えば先方の施設の定員がいっぱいだという場合はなかなか難しいこともあるんですけれども、本市としましては、本市に住所を有するお子さんの子育て支援の一環だということでやっているところでございます。

この130万何がしの金額ですけれども、このお子さんにつきましては、1歳児のお子さんで1年間真室川町のこちらの施設に世話になったということでの金額でございますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

**5 番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**奥山省三委員長** 下山准一委員。

**5 番（下山准一委員）** 1人で130万円ということですね。逆もあり得るわけよね。最上郡のほうから新庄に来ている子供たちもいるけれども、新庄市は直接お金を払っていないからここに出てこないだけで、実際の動きはあるということに理解してよろしいですか。

今回、何で3歳児未満の小規模のものを質問するかというと、先週、鶴岡にある県立の乳児院で男の子がうつぶせ状態になって、和解をしたと。昨年12月かな、事故があったらしくて。補償額が1億1,000何がし。かなりの高額よね。新聞記事によりますと、この施設が自主的に定める内規があったと。例えば15分間隔で見回りをするんだという内規があったにもかかわらず、30分以上目を離れたすきの事故だったということなんですけど、例えば新庄の3歳児以下、小規模保育施設だけにかかわらず、公立保育所など

でも小さいお子さんをお預かりしているんだけど、例えばこういう内規とかマニュアル的なものというのは定められているんだろうかという気はする。うつぶせ状態のほかに、ベッドに寝かせておくときに下に落ちないように何か防護柵をつけているらしいんです。そうすると、そのすき間に入り込んでしまったりして危ないときもあるとか、いろんなケースが考えられるわけよ。だから、そういうものが各施設ごとに何か規定みたいなものが設けられているかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、滝口英憲。**

**奥山省三委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長 滝口英憲君。

**滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長** 小規模保育所等に対するマニュアルの整備ということでございます。小規模保育施設ということでございますので、これは法律にのっとった施設になってございます。こちらの施設につきましては、総合支庁と私ども子育て推進課で定期的に指導監査ということで各施設を実際に訪問しまして運営の内容等を確認しております。当然、書面によるもの、それから実際の現場も見ながらということになっております。そういった中で、重大な事案に至らないように対応指導をしているところでございます。

マニュアルにつきましては、私も詳細を存じ上げないんですけれども、各施設におきましては、研修会なども開催しながらそういった事故の対応、避けているということで把握しているところでございます。

**5 番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**奥山省三委員長** 下山准一委員。

**5 番（下山准一委員）** ぜひ本当に事故のないように努力をしていただきたいと思います。

きのう新聞を見た方いらっしゃるだろうけれども、今度幼稚園まで2歳児オーケーなんてい

う、国の施策がころころ変わる。本当に直接担当しているところは大変だと思ってくれるけども、第一義的に新庄市の子どもたちの安全な保育のためにまず頑張っていたきたいとお願いをしておきます。

もう一つ、時間があるようなのでお聞きします。161ページの土木費の中の公園管理事業費、数年前から危険遊具の撤去をやっていきます。老朽化したとか構造上危険な遊具がかなりあって、撤去が一挙に進んだ。ただ、その代替的な新遊具の設置がおくれがちなのではないかと思いません。ある町内の子供会のお母さん方から、区長を通して区長と市長の語る会に要望書が出ていますけれども、予算の関係なんでしょうけれども、おくらせています。さっき施設保育のことで言ったのであれなんですけれども、地域の公園というのは、やはり家庭保育の一助になるのではないのでしょうか。最近、やはり表で遊ぶ子供たちの声が聞こえないということが寂しいものだなと思います。どうせおくらせているのなら、もう新庄らしさを出した新遊具を設置するような方向で考えてもらえないかと思うんですけれども、いかがですか。新庄らしさを強調した何か。ただブランコ、滑り台、シーソー、ジャングルジムだけではなくて、何かないのかなと。どうせおくれたんだから、そこら辺考えてみたらどうかと。意外と冬場になると撤去してしまうでしょう。取り外してしまう。何か雪の中でも遊べるような、何かないかなと思うんですけども、そこら辺知恵を絞る気持ちはあるかどうか。

**土田政治都市整備課長** 委員長、土田政治。

**奥山省三委員長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 先ほど子供たちのけがなどリスクの部分のお話があったわけなんですけれども、公園において子供がリスクの対応を学ぶことで大きな事故を防ぐと。そういうふうな積み重ねをするために公園というのは必要なんだと

いうことになろうかと思えます。そういう中で、遊具については、児童公園を設置してから四、五十年たつというのがほとんどだろうと思っています。リセットしなければならぬ時期を迎えたかと思っています。都市整備課としては、基本、これまであった遊具はそのまま原状復帰するという思いで、ブランコが壊れればブランコをつけかえるという思いでおったわけなんですけれども、時代とともに人気の遊具というのもございます。それから、地域によってどうしてもこういうものに変えてほしいという希望があれば、そういう意見を踏まえて新しい遊具を設置していきたいと思っています。ただ、冬場については多少、やはり雪の関係もありますので、取り扱い上、今すぐどういうものができるかというのはこの場ではお答えできませんので、今後検討させていただければと思います。（「頑張ってください。終わります」の声あり）

**奥山省三委員長** 暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 開議

**奥山省三委員長** 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

**9 番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**奥山省三委員長** 遠藤敏信委員。

**9 番（遠藤敏信委員）** 先ほどの下山委員の前段の質問に関連して、成果表の51ページ、福祉バス運行事業。おととい日新学区の敬老会に私も参加しました。学区選出の議員とともに市長も参加されたということで、下山委員が言ったように、敬老に招待されるに近い人たちが主催してやっているということで、非常に難儀しつつ積極的にやっているという姿には本当に頭が下がる思いであります。

市長が帰られた後に、主催する会員の人たちというのは消費者の会にも入っている方が多い

ということで、振り込め詐欺などには遭わないようにという寸劇を行ったりして、非常に笑いを誘いつつ啓発活動をやっておりました。この方たちが婦人会活動のために研修に行きたいと。研修に行きたいというときに、移動手段として行政で何か手助けできないのかということをお聞きいたします。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。**

**奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。**

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 婦人会**の方の研修に向かわれる足ということでの御質問ですけれども、福祉バスをお使いになる対象になるのではないかと考えております。福祉バスは、今使われている状況を見ますと、老人クラブとか障害者の団体とか、あと民生委員の研修だったりということで、そういった福祉団体の利用率が高いという状況で推移していますけれども、ぜひ、もしその研修日程等わかる範囲内で、ほかの団体とかち合っていないかということもありますけれども、御相談していただければと思います。

**9 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。**

**奥山省三委員長 遠藤敏信委員。**

**9 番（遠藤敏信委員）** 非常に弾力的な前向きな発言をいただいて、心強く思います。課長がおっしゃったように、老人クラブとか障害者団体、民生委員、福祉関係団体、高齢者団体、スポーツ関係ということで、昨年度は70件の利用があったと。平成26年は78件、平成27年は79件、平成28年度は70件ということで、利用団体は変わらないと思うんですけれども、利用回数が減っているということも含めて、例えば婦人会ではだめならば、婦人会という名前を日新学区老人クラブと改称、名前を改めれば利用できるのかなどと考えたのでした。相談をしていただければ、場合によっては運行対象になるというこ

とと捉えていいですか。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。**

**奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。**

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 福祉バ**スの目的に合致すればということになりますけれども、あくまでも慰安的なものでなくて、団体の研修という目的のところで合致すれば可能だと判断されるかと思います。

**9 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。**

**奥山省三委員長 遠藤敏信委員。**

**9 番（遠藤敏信委員）** わかりました。ありがとうございます。相談してみるということで、これから伝えたいと思います。

それから、確認の意味でもう一つ、成果表92ページ、決算書139ページ、地域循環型堆肥製造業務委託料でございます。かつて地域循環型堆肥製造事業ということ、鳴り物入りで全市を挙げて取り組もうとしたことがあったわけですけれども、当時の市の財政状況が悪かったことやスピーディーな事業展開ができなかったということで立ち消えになったと。町内を絞って今2町で550戸ぐらいの中で細々とやっているという状況でございます。かつては、まぜればごみ、分ければ資源ということで、環境課、農林課それぞれが非常に一生懸命向かっていったときがあったんですけれども、今はどうも影が薄いというようなことであります。

今、委託して事業をやっているわけですけれども、平成23年度より学校の食育に活用することを目的に収集を実施とありますけれども、どういう形で学校教育の中で食育、教えているのか、これは非常に意義深いものがあると思うんですけれども、どういう形で行っているかをお教え願いたいと思います。

**齊藤民義学校教育課長 委員長、齊藤民義。**

**奥山省三委員長 学校教育課長齊藤民義君。**

**齊藤民義学校教育課長** 学校給食、本来であれば残菜ゼロを目指しながら残さないで食べるということが一番いいわけですが、残念ながらやはり残菜もございます。ただ、そうした場合ただ捨てるのではなくて、やはり循環型社会を構築する上で、そういったものも肥料としてまた活用しそれが食物になっていくということで、循環型社会構築のためにそういったものも利用されているんだということで、できれば残菜ゼロを目指しながら子供たちにそういった食育という形でも指導をしているところでございます。

**9 番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**奥山省三委員長** 遠藤敏信委員。

**9 番（遠藤敏信委員）** やはり循環型地域社会を形成するという事では、教育の中でそういうシステムを与えていただくということは非常に重要なことだと思うんです。そういうことからすると、例えば今、学校給食の中で食べ残しというものはあるんでしょうか。

**齊藤民義学校教育課長** 委員長、齊藤民義。

**奥山省三委員長** 学校教育課長齊藤民義君。

**齊藤民義学校教育課長** 一般質問等でも御質問を受けた経緯もございますが、やはり野菜とか、なかなか子供たちの好き嫌いあるいは偏食等も進んできております。そういった意味では、やはり残菜等も実際にはございます。ただ、家庭科の授業あるいは各学校には栄養教諭というのが現在おりますので、そういった指導のもと栄養価値あるいは農家の方々の御苦勞等もお話ししながら、できるだけ食べるようには指導しているところですが、委員おっしゃったようにやはり残菜というのも実際にはございます。

**9 番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**奥山省三委員長** 遠藤敏信委員。

**9 番（遠藤敏信委員）** その残菜というのは、どういうふう処理しているんですか。

**齊藤民義学校教育課長** 委員長、齊藤民義。

**奥山省三委員長** 学校教育課長齊藤民義君。

**齊藤民義学校教育課長** それぞれ各教室の中から集められます。それが一旦給食室に集められてきて、それをこの残菜の収集車に集めていただいているということでございます。

**9 番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**奥山省三委員長** 遠藤敏信委員。

**9 番（遠藤敏信委員）** もったいない精神をそこに植えつけろということではなくて、やはり食べ物をいただくということ、それが回っているんだというふうなことをぜひ、サイクルで回っているんだ、命が循環しているんだということをぜひ、子供たちに植えつけていただきたいと思えます。

もう一つ、成果表の51ページ、シルバー人材センター助成事業ということですがけれども、638万7,000円。シルバー人材センターを構成する、登録している方は何名くらいになるんですか。新庄市で600名何がしているというふうに聞いているんですけれども。これは新庄市のみならず最上郡全域なんでしょうか。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤美喜子。

**奥山省三委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** シルバー人材センターの会員数に対する御質問ですがけれども、新庄市在住の方が平成28年度は367名でございます。

**9 番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**奥山省三委員長** 遠藤敏信委員。

**9 番（遠藤敏信委員）** しんじょうの福祉という平成29年度版を見ますと、平成28年度新庄市会員数650人と出ているんですけれども。今、300何人と言いましたか。この差というのは何ですか。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤美喜子。

**奥山省三委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長加

藤美喜子君。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** その650人は、最上地区全体の登録者数になってございます。

**9 番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**奥山省三委員長** 遠藤敏信委員。

**9 番（遠藤敏信委員）** そうですか。では、これは記載間違いですね。

それでは、638万円の助成金が出ているわけですが、ちなみにシルバー人材センターで実施した事業成果というか、どのくらいの請け高になっているか、わかるのであれば。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤美喜子。

**奥山省三委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 事業にして、額は定かではありませんけれども、件数としては5,400件ほどになってございます。それは、新庄・最上地区全体の数でございます。

**9 番（遠藤敏信委員）** 委員長、遠藤敏信。

**奥山省三委員長** 遠藤敏信委員。

**9 番（遠藤敏信委員）** わかりました。とりとめなくなりましたけれども、以上で終わります。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

**12 番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**12 番（佐藤卓也委員）** それでは私から。成果表を見ていただいて、11ページになります。4番、真ん中ほどに事務事業評価がございまして。新庄市において、この事務事業評価において拡大が86件なのに対し廃止・終了が6件とあります。それにおきまして、新庄市では段々職員数が減っております。しかしながら事業数が拡大しているということになりますと、なかなかマンパワーではできないと思うんですけれども、そこら辺はどのように評価していますか。事業を統合したり廃止するなり、もう少し見直しを

かける必要があると私は思うんですけれども、どのように考えていますか。

**関 宏之総合政策課長** 委員長、関 宏之。

**奥山省三委員長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 行政評価についての御質問でございます。行政評価につきましては、市が行う行政活動について当初期待していた成果が上がっているかという視点から客観的に評価や分析を行うものですが、委員御指摘のとおり、拡大が多い反面、休・廃止が少ない状況でございます。

その原因として考えられますのが、1つは、平成15年から行政評価を導入しておりますけれども、毎年行政評価、さらには財政健全化対策等によって、かなり事業が絞られているということがあるかと思えます。また、基本的な考え方として、見直し・改善の余地がないか、またより効果を高められないかという点に重点を置いておりますので、実際にそれぞれの担当職員もどうやったらより効果を高められるかという視点で進んでいるということがあるかと思えます。評価の先に廃止・終了という選択肢はございますけれども、重点的にはどうやったら効果的に有効的な事業を展開できるかということがあります。

また、一度立ち上げた事業を廃止、また終了するには明確な理由が必要と。サービスの相手方が常におりますので。例えば、今回唯一廃止になった屋内ゲートボール場管理事業ですが、有効性から申し上げますと、ゲートボール人口がだんだん少なくなって、もしかしたらもっと前に休止を考えなければいけないかもしれないですが、やはり相手方に少なくとも頑張るという意思表示があれば、簡単には廃止できないということがございます。

そして、委員御指摘のとおり、事業数は年々多くなっております。多くなってございますけれども、やはり事業構築につきましてはスクラッ

ブランドビルドが基本であり、そうやっていかないといずれはどこかでひずみが生じると思います。今後の方向性としましては、より多角的な視点で、さらには厳しい目で事業の選択と集中を進めてまいりたいと思います。

また、さらには人材という資源が限られておりますけれども、次々と生じる行政ニーズに対してよりスピードアップした対応を行うことで、まちづくり計画の実現という方向に進んでまいりたいと考えております。

**1 2 番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**1 2 番（佐藤卓也委員）** わかりました。やはり定員管理計画でも人員数が減ってきています。その中において拡大するというのは、かなり非常にマンパワーが必要な場合も多うございますので、その辺を踏まえてやはり縮小するものは縮小し、統合できるものは統合する必要があると思います。私たち議員もそうなんですけれども、そのようにやはりチェックしなければいけないと思います。拡大することはいいことですが、やはり統合するものはしていかないと、行政がやれることは限られておりますので、そこら辺を踏まえてやっていただきたいと思うんですけれども、今後どうでしょうか。

**関 宏之総合政策課長** 委員長、関 宏之。

**奥山省三委員長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 委員おっしゃるとおり、より厳しい目を持ってという視点もございます。今後は、財政の硬直化が進んでいる中であって大型の事業等も予定されているわけです。とても新規事業を次々に構築できる状況にはございませんので、今後の事業展開につきましては、まずは地方創生交付金を初めとするそういった有利な事業展開、補助金を活用した事業展開を行っていく。また、定住自立圏による広域連携、さらには県との連携による事業の効率化を図っていく。また、市民協働という形の視点を持つ

て効率的な事業展開を進めてまいりたいと考えております。

**1 2 番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**1 2 番（佐藤卓也委員）** ぜひともよろしくお願ひします。また、広域と連携する場合においても、逆に言えば二重行政にならないようにぜひとも気をつけていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それに伴いまして、191ページ、10款5項12目体育施設費になります。私も一般質問で何回も言わせていただきましたけれども、この体育館におきましては、かなり大変な事業だったと思います。ましてや、正直に申しますと結露問題で莫大な金額をかけて、市民の方にはかなり迷惑をかけていると思います。それにおきまして、成果表にはそのような反省点が見られないんですけれども、教育長、そのときにはまだ教育長になっていませんから、新教育長としてこちら辺はしっかりと反省を踏まえなければいけないと思いますけれども、どのように考えていますか。

**荒澤精也社会教育課長** 委員長、荒澤精也。

**奥山省三委員長** 社会教育課長荒澤精也君。

**荒澤精也社会教育課長** 体育施設、いわゆる体育館の修繕関係、本当に市民の皆様方には大変御不便と御難儀をおかけしたということで、本当に迷惑をかけたところでございます。ただ、修繕関係の部分については、当時その手法でやれるのではないかという部分で、それぞれ補正予算を可決していただきましてやったと。それでもなおかつ結露の解消が見られなかったという部分で、最終的には棟換気ということで今現在結露の発生は出ていないということで、おかげさまで南東北インターハイもまず無事終了し、皆様方には本当に大変申しわけなく思ったところでございます。

ここの部分についても成果表の中でそうした

反省点がないのではないかとということですが、これから体育施設を考える上で、まだまだ修繕の箇所が多くあるところがございます。そうした分については、安全・安心の確保の部分について当然のごとく考えていかなければならないということで、特に何か事故があってはその後の対処の部分でもきちんと対応しなければならないという部分のリスク管理も含めて、安全の確保の部分ではまず近々に早急に修繕等も図っていかなければならないだろうと。その後のいわゆる安心の部分については、いろんな備品の部分であったり、そういうのはまだまだ足りない部分も体育施設に関してはありますので、そうした部分は安全・安心の確保の部分で考えていきたいということがございます。よろしくをお願いします。

**1 2 番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**1 2 番（佐藤卓也委員）** というのは、今回南東北大会が成功裏に終わった、これは非常にいいことですが、その前において、要はバドミントンの大会をする前にプレイベントがあるわけです。そういう大会も開けなかった。ほかの地域もわざわざほかのところへ移動しなければならなかった。そういう御迷惑を市民の皆さんにかけているわけです。今回も予算をかけているわけですが、これは皆さんの税金から払われているお金ですよ。それで市民の方が迷惑しているわけですので、そこら辺を1回踏まえて反省すべきは反省しておかないと、もう予算は可決しておりますが、やはりこれは1回落ちついて平成28年度はこういうことだという反省を踏まえないと、先には進めないでしょうし、ましてや市長からは想定外だったというお言葉を聞きました。これを全て想定外で済ませれば、先に私たちは進めませんので、そこら辺を平成28年度の予算において教育長、どう考えていますか。よろしくをお願いします。

**高野 博教育長** 委員長、高野 博。

**奥山省三委員長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** 本当にいろんな面で、市民の皆さんの貴重な税金を使わせていただいて、このような体育施設、いろんな問題について皆さんの御理解をいただいてそのような結露がなくなったということについては、本当に感謝申し上げます。そのことについての今までのいろんな経緯やその辺の事業評価について再度いろんな面で検討して、今後の施設管理ということについてどのような形でしていかなければいけないかということを含めて、これからも検討してまいりたいと思いますので、ぜひ見守っていただければと思います。以上です。

**1 2 番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**1 2 番（佐藤卓也委員）** ぜひともこれはやはりしていかないと大変ですので、全てやる事業においては市民の皆さんに迷惑がかかっています。要は、大変御苦労なさっていることを踏まえていかないと、そこら辺は反省しなければ次の平成29年度も私たちの認定はかなり難しいと思いますので、ことしは成功しましたけれども、やはり平成28年度をしっかりと踏まえていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

引き続きまして、10款5項6目文化財保護費についてお伺いします。新庄市はユネスコ無形文化財に登録されましたが、新庄市においてもまだまだ無形文化財はたくさんあると思います。そのような申請について、委員の方はどのように動いているのかわからなかったのですけれども、どのように動いていますか。よろしくお願ひします。

**荒澤精也社会教育課長** 委員長、荒澤精也。

**奥山省三委員長** 社会教育課長荒澤精也君。

**荒澤精也社会教育課長** 文化財関係でございます。文化財も体育施設、ほかの施設と同様、整備し

てから経年がされているという中で、実際に平成28年度予算の中では今年度工事をやっております御霊屋関係、4号棟・6号棟の実施設計等の部分で調査費等を掲げさせていただいたこともあります。

ただ、文化財の部分について、それ以外の部分でもということですが、現在、新庄市において文化財、国指定、県指定、市指定とそれぞれありますが、今現在登録で53件ほどございます。ただ、これ以外にもまだされていない文化財になり得る部分がありますので、その辺については現在、平成29年度になりまして嘱託職員、地域おこし協力隊の方々2名で調査という形でさせていただいております。こうした部分、貴重な財産、資源でございますので、今後とも未来永劫残していくべく文化財の指定という形で考えているところでございます。以上でございます。

**12番(佐藤卓也委員)** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**12番(佐藤卓也委員)** わかりました。その中において、有形もありますけれども、無形のほうはどのくらいの形で取り組まれるのか。よろしくをお願いします。

**荒澤精也社会教育課長** 委員長、荒澤精也。

**奥山省三委員長** 社会教育課長荒澤精也君。

**荒澤精也社会教育課長** ただいま無形文化遺産という形、一番代表的なのは新庄まつりでございます。さらには、県指定である鹿子踊等、それから鳥越の神楽であったり、そうした地域に残る伝統芸能の部分にも当然なくしてはいけない郷土の芸能という部分もありますので、その辺もこれから将来に向けてきちんと伝統が傳承されるべく団体の支援という形でバックアップしていければと思っております。

**12番(佐藤卓也委員)** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**12番(佐藤卓也委員)** わかりました。やはり

有形だけではなく無形も一緒に守っていかなければいけないでしょうし、そこら辺のしっかりしたお支えもよろしくお願ひしたいと思います。

また、これから無形文化財になりたいという登録者の方も多々いらっしゃると思いますので、そういったことについても積極的に新庄市でも、要は申請していてもなかなか認めていただけないとか、逆に無形文化財になるためにはどうしたらいいかというノウハウがまだまだない団体もいらっしゃいますので、そういうことも積極的にやることで新庄市にとっての宝がまだまだ見つかると思います。そういうところに光を当てなければ、新庄市にとっても、それをなくしてしまえば終わりです。それを続けていくことによってまた新たな光が生まれると思いますので、そういう団体がございましたら積極的に取り組んでいただいて、有形でも無形でも。新庄市で認めていただかなければ、県の無形にもなりません。ましてや国にもならないということは新庄まつりでわかっているわけですから、ぜひとも有形にしる無形にしる積極的に文化財の保護をするためにも取り組んでいただきたいと思うんですけれども、そこら辺は平成28年を踏まえて平成29年度はどのようにいわれますか、お伺ひいたします。

**荒澤精也社会教育課長** 委員長、荒澤精也。

**奥山省三委員長** 社会教育課長荒澤精也君。

**荒澤精也社会教育課長** ただいま委員おっしゃいましたとおりだと思います。実際にそうした団体の支援の部分では、うちのほうとしてもいろんな形でバックアップをしたいと先ほど答弁させていただいたとおりでございますので、そうした団体が市の文化財になり得るということであれば、そうした部分についてもその団体とのコミュニケーションも図っていきたくて考えてございます。以上です。

**奥山省三委員長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

**奥山省三委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**12番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**12番（佐藤卓也委員）** 続きまして、151ページ、7款1項3目観光費についてお伺いします。

主要施策の118ページ、観光地おもてなし事業についてお伺いします。こちらはどのような事業なのか、詳しくよろしくお願いします。

**渡辺安志商工観光課長** 委員長、渡辺安志。

**奥山省三委員長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** 観光地おもてなし事業でございますけれども、こちらにつきましては、事業内容に書いてありますように史跡等の観光地や市関連イベントにおいて環境美化等を行っていただいているものでありまして、特に新庄観光協会に委託しまして、社会教育課の管轄の名所・旧跡、また商工観光課で管轄している観光施設、あと新庄まつりなども中心としましたイベント等の催事などでも活躍していただいているところでございます。特にことしの新庄まつりにおきましても、おもてなし事業で担当されている方々には大変お世話になって、環境美化に努めていただいたところでございます。

**12番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**12番（佐藤卓也委員）** 平成29年度ではなくて平成28年度のことですので、ことしではなくて去年に対してどのようになっているのかとお聞きしました。観光協会とタッグを組んでやっているということです。おもてなし事業はこれからますます発展していくものですので、やはり環境美化に対しては非常に今新庄市は、ことしはよかったということですので、平成28年度もそういうふうに取り組んだということ

したので、これからも一層ここを強化していただいで取り組んでいただきたいと思います。

また、下段になりますが、外国人観光客に対するデータ分析、主要施策ですと121ページになりますけれども、今回成果に対してなんですけれども、レポート内において新庄市の外国人、要はサンプル、そして分析をすることになっていましたということなんですけれども、どのような分析をして、その結果はつながったんでしょうか。よろしくお願いします。

**渡辺安志商工観光課長** 委員長、渡辺安志。

**奥山省三委員長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** 成果表に合計652件のアンケートの獲得につながったということございまして、これについて御説明させていただきますと、今回652名の中で台湾の方が97.4%と大部分、台湾の方から反響があったということでございます。

特に、私どもこのアンケートをとって手に入れた情報といたしましては、日本だと前ですと団体旅行というのが中心で今、小グループ化しているということですが、やはり台湾の方々の旅行の手配方法等も、個人手配する旅行者が全体の84%でありまして、個人や友人や夫婦、家族、こういった少人数の傾向にあるということがやはり今回読めたところでございます。

また、今回特に仙台空港を使われるLCC等を活用した部分で調査できたおかげでわかったんですが、山形県全体は認知度として、15.8%が山形県に来た経験があると。台湾人の方の新庄市の認知度はどうかということでしたが、7.1%の方が新庄市に対する認知度があったということでございます。ですから、この辺はまだまだ可能性のある部分かと読み取れたかと思っています。

特に、山形県に来たことのある人のアクティブな年代層というのは、三、四十代が80%だったということで、この辺特に女性の方で訪日経

験の豊かな個人旅行層が活発だということですので、アンケートを分析した結果では、ここの部分を少し強くターゲットにしたらいいのではないかと考えているところです。

また、特にアンケートの分析をした中では、日本で体験したいこととして四季の体感や歴史、文化体験について特に高い傾向があるようだということが読み取れております。昨年平成28年度ですので、東北観光復興交付金を活用しまして行いました雪国ワンダーランドや漫画ミュージアムなどもちょうどこの年齢層に合う、四季の体験や文化体験になるのではないかと分析しておりますので、その辺をまた少しずつ強化していければいいのかという感触を得ております。

**1 2 番 (佐藤卓也委員)** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**1 2 番 (佐藤卓也委員)** わかりました。そのような分析結果で、平成29年度にもちゃんとした施策ができていくということなんですけども。また、新庄市におきましては、通年観光がなかなかできないということが問題になっており、新庄まつりも3日間ですし、雪ですとなかなか雪まつりやワンダーランドもそんなに長くはできないんでしょうけれども、通年観光をするための施策をもっともっと強化していくべきだと思いますけれども、そこら辺は今回そのような分析はなされたのでしょうか。よろしく願います。

**渡辺安志商工観光課長** 委員長、渡辺安志。

**奥山省三委員長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** まず、四季の体験ということですので、これはやはり季節に合わせた日本の四季を体感したいということでしょうから、通年の中でも春の桜からアジサイの開花するまでの花とか、祭りや食という形で四季の中でそのシーズン、シーズンに我々のほうでテーマを提供できればいいのかと思っております。

また、通年型の観光ということでは、先ほど

も申しましたけれども、歴史センターと連動した漫画ミュージアムという施設を体験し、その中から深く興味ある部分に触れていただけるようなものをつくっていければいいのかということで、今後も考えていきたいと思っております。

**1 2 番 (佐藤卓也委員)** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**1 2 番 (佐藤卓也委員)** わかりました。インバウンドの誘致の実行委員会は新庄市が事務局となっておりますので、そこら辺は積極的に考えていただいて、ほぼ台湾人の方ですので、台湾人の方がどのような考えで、そして訪れたいようなものをつくり、こちらがどのようなもてなしができるかも一緒に考えていただければと思いますので、その辺はぜひともよろしく願っています。

次に、153ページになります。エコロジーガーデンのことについてお伺いいたします。成果表では122ページ、下段のほうになります。

今エコロジーガーデンの来客者数がかかなり多くなっておりまして、一番要因になっているのがkitokitoマルシェを開催するなど、エコロジーガーデン交流拡大プロジェクト実行委員会の方がやっておりますからこのような形で出ております。そうした中でも、エコロジーガーデン原蚕の杜は有形文化財になりましたし、その取り組みも一緒になさなければいけないんでしょうけれども、なかなか有形文化財とわかっていらっしゃる方が少なく、何かエコロジーガーデンはkitokitoマルシェが主体となっているような感じがするんですけども、そこら辺どういう取り組みをなさっているのか。

また、あそこを使う中で内規みたいなものがあるのかと思いました。というのは、この前もkitokitoマルシェがございましたけれども、使い方にちょっとふぐあいがあるのではないかと思います点が少々あったものですから、そこら辺

をしっかり強化していかないと、ただ使ってお客さんが来るだけではなく、あくまでも有形文化財を利用するというのが目的ですので、そこら辺をしっかり履き違えないようにしないといけないと思うんですが、その辺どうでしょうか。

**渡辺安志商工観光課長** 委員長、渡辺安志。

**奥山省三委員長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** 今、佐藤委員から質問がありましたkitokitoマルシェが中心になって、なかなか有形文化財という部分のPR、クローズアップが少ないのではないかとことだと思えますけれども、ここにつきましては、さきに皆様方に御紹介しましたように、ここの部分を保存・活用計画という形で文化庁から補助をいただきまして改修していく予定としておりますので、その計画を一步一步進める中で、市民にもまたより一層この有形文化財というものの認知が高まるのではないかと考えております。

あわせて、今後改修保存計画という形でエコロジーガーデン全体の第4期計画もこれから定めてまいりますので、今御指摘がありましたような使い方の部分など、利用されている各団体にもいろいろとお話をしながら第4期計画でしっかりとそういった部分を反省していきたいと思えます。

**12番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**12番（佐藤卓也委員）** ぜひともよろしく願います。

また、成果表にもございますとおり、青山学院大学の方が来ておられますけれども、せっかく青山学院大学の方が来られていますので、学校や地域の方々ともっと交流することが必要だと思うんですけれども、マスコミあたりにも何か取り上げてはもらっているんでしょうけれども、市民の認知度が少ないと思うんです。そこら辺、もうちょっと協力していただければ青山

学院大学の方ともうちょっと交流が深まると私は思いますが、どのように感じていますか。

**渡辺安志商工観光課長** 委員長、渡辺安志。

**奥山省三委員長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** 青山学院大学との交流につきましても、学生から調査活動をしていただいたり、また中学校との交流等の授業をしていただいているところがございます。何にせよそうですが、始めたときは大きくマスコミに取り上げられるんですけども、しっかりと中学校との交流等は行われております。その中で2回目、3回目となるとなかなか取り上げられない部分がありますけれども、交流においては、大学生とお話できて非常によかったという中学校の声も聞いておりますので、機会があるごとにそういったものをお伝えできればいいかと思っています。

また、逆に東京のほうでも、学生のほうで新庄、山形の食材を通して食文化等を大学で御紹介いただいているということもありますので、今後とも双方においてそういった交流が深まるように我々でやっていきたいと思えます。

**12番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**奥山省三委員長** 佐藤卓也委員。

**12番（佐藤卓也委員）** わかりました。全体的に新庄市はどうしてもアピール下手、なかなかそういうところに積極的に行く方が少ないので、行政もそうなんですけれども。いろんなことに対してマスコミを使ったりSNSを使ったり、もっともっとアピールすることによって新庄市がもっともっと光り輝く、そして新庄市民の方がもっと誇りを持てるようなことをしていかなければいけないでしょうし、それに対してマスコミに対してのアピールがまだまだ不足していますので、ぜひともそこを協力していただいて、新庄市を住んでよかったというまちにしていいただければと思います。ありがとうございました。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

**8 番(清水清秋委員)** 委員長、清水清秋。

**奥山省三委員長** 清水清秋委員。

**8 番(清水清秋委員)** 私から三、四点質問させていただきます。

まず初めに、188ページ、社会体育費10款5項11目県縦断駅伝競走大会についてお伺いいたします。成果表には載っておりますが、強化策、7期になって平成28年度で強化策事業が一段落したという形で載っておりますが、この辺の強化をやった成果、どういうふうに競技者にあらわれたのか、まずお聞かせいただきたい。

そしてまた、この駅伝に新庄・最上、特に新庄から選抜されて行かれる選手に対して、選手みずからの駅伝参加するための自己負担が伴っているという話をお聞きしたのですが、その辺もどうなのかお聞かせいただきたい。

**荒澤精也社会教育課長** 委員長、荒澤精也。

**奥山省三委員長** 社会教育課長荒澤精也君。

**荒澤精也社会教育課長** 駅伝強化対策事業でございます。平成28年度の駅伝本体の部分については10位という成績で、順位から言えば下位のほうだったわけですがけれども、平成27年度から比べると12分縮めているという中で、それぞれのチーム自体がそれぞれやはりレベルが上がってきているということが言えるのかと思っております。

ただ、実際に駅伝強化の部分については、それぞれ練習会、合宿等も組みながら、それぞれの自己研さんを図りチームワークも整えながらやってきているということで、これについては昨年途中で1名3月に教育委員会所属の村川が自己都合により帰ることになったわけですが、その中でことしも今不在の状況にありますが、これについては当然その分の補充ということも考えながら、あわせてレベルアップを図っていきたいと考えてございます。ただ、練習の部分についても、このたび陸上競技場も整備

されたという中で、練習の回数もそれぞれふえてきているという中で、なおかつ個人々人仕事終わりに陸上競技場を使って練習しているという部分があるかと思えます。

自己負担がどうなのかという部分については、実際には大会、練習会、その他の部分については、この駅伝強化対策事業の中でやりくりしているはずですので、実際に個々で練習に行く、いわゆるガソリンであったりとか、その辺は当然自己負担になろうかと思えますが、それ以外の部分についてはこの駅伝強化対策事業で賄っていると思っております。以上でございます。

**8 番(清水清秋委員)** 委員長、清水清秋。

**奥山省三委員長** 清水清秋委員。

**8 番(清水清秋委員)** この強化した成果というのは非常に、本当に出てくるのはそう簡単なことではないと思えます。しかしながら、やはり強化策という事業を打ち出してやってくるわけですから、やはり我々市民が思うには、それなりの成績とか顕著にあらわれてくれば、我々市民も、ああ、強化策がよく実ったなという感じで受け取れるわけであります。そうしたことでひとつ我々市民に感動を与えるような駅伝競走大会にしていきたいと思えます。

後のほうの選手が自己負担、私が耳にしたのは、何かユニホームとかそういうものに対して負担が伴っているよと。これを聞いたとき、選手としては中学生もいるわけですね。高校生。特に中学生の場合なんか、高校生も当然なんですけど、選手たちに自己負担を伴ってまで駅伝派遣をする、私から思えば非常に酷だなと。新庄・最上の代表で、新庄・最上の顔で、顔がよくなるかならないか、その人の走り方とかいろんなものが左右されるわけでありますが、こういう中学生や、ましてや高校生とかそういう方々に自己負担を伴うようなことは、考えるべきではないかと私は思うんですが、その辺簡単に答弁願います。

**荒澤精也社会教育課長** 委員長、荒澤精也。

**奥山省三委員長** 社会教育課長荒澤精也君。

**荒澤精也社会教育課長** ただいまユニホームという  
ことであつたんですけれども、ユニホームは  
支給という形でなされているというようなこと  
でございます。

**8 番(清水清秋委員)** 委員長、清水清秋。

**奥山省三委員長** 清水清秋委員。

**8 番(清水清秋委員)** ユニホームというか衣  
服、あと何か、これは先生から聞いたんだ。こ  
れはうそではないと思いますよ。そういうふう  
な対応は、極力やはり控えるべきであると思  
う。ひとつその辺、中学生も代表で行ってい  
るわけですから、対応している先生方と話をし  
てきちんと対応、そういう自己負担が伴わない  
ような対策を講じていただきたい。

次に、小嶋委員も質問されたのと関連で言え  
ばよかつたんですが、167ページから168ペー  
ジの8款6項2目防災対策事業、これは防災無  
線絡みで20基ほど設置されたわけですが、これ  
だけではまだまだ、新庄市全域を網羅した場合  
まだ空白地がある。当然これは行政でも把握し  
ていて、また3期とかそういう事業を始めるの  
かと思っております。

そうした中で、ことしはそういう計画はない  
ような感じですが、できれば早目に予算をつけ  
ていただいて、やはり空白地を解消すると。本  
合海地域には2基ほど設置されているそうですが、  
うちの町内というか、うちのところまでは  
ひとつも聞こえてこないような状況であります。  
聞こえてくるのは大蔵の大坪地区の大蔵の無線  
が聞こえてくるのであって、そういう状況下  
にあるところも数多くあると思います。できる  
だけ早目に予算を確保していただきたい。今こ  
の空白地にどういう計画を持っているのか、お  
聞かせいただきたい。

そしてまた、防災無線、防災の鉄柱というか、  
これを立てる際に、やはりそれに協力する土地

が必要である。そしてまた、班を持っている消  
防団においては、消防小屋があるところへ設置  
したいとなればそこを協力するという話もうち  
の場合はあるわけなんです、消防団で昔よく  
警鐘台とかを設置したわけですが、今それが鉄  
骨でされたりしているわけですから、古くなっ  
てかなり危険な状態にもなっているところ  
もある。そうした場合、防災無線の柱を立てる  
場合、そういう古くなった警鐘台を壊してその  
場所へ立てていただきたいという消防団の話も  
あると聞いております。ということは、前の警  
鐘台にはホースもつるしてかけられる状態であ  
つたわけですが、防災無線の柱を立てるときに、  
そういうホースも下げられるような立て方なん  
かも考えていただきたいと思います。その辺、  
お考えはどうですか。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** 防災行政無線の工事関係とい  
うことでございますけれども、平成28年度に市  
内の土砂災害警戒区域を中心に20基設置させ  
ていただいたところであります。今後の計画で  
ございますけれども、今年度、用地の選定や地  
元の調整などを進めまして、平成30年度に実  
設計の委託、そして平成31年度、平成32年度  
に更新を完了させていきたいと考えていると  
ころでございます。

そして、空白区域の部分でございますけれど  
も、地元の意見も聞きながら現在調整中とい  
うことでございますが、同報無線といいますと、  
風の向きによって聞こえる範囲や伝わり方は  
相当影響されると言われているところでござ  
います。そういう点からしまして、実際網羅  
的につけるとなると、同報無線同士が反響  
してしまうなど弊害があることも聞いてお  
りますし、その部分も考慮しながら進めて  
いく必要があるかと考えております。

そして、土地の問題であります、一度建て

れば長い間使っていくという施設になりますので、基本的には公民館や市の施設、消防用のポンプ小屋の敷地などを候補として考えているところでもあります。その際、消防車庫であれば警鐘台などがありますので、そこにはホース柱などもございます。そういう点から、消防団に古い警鐘台があってそこに建てかえを希望するのであれば、かつ、地元の合意を得られるというのであれば、今回の防災無線の整備工事の中で取り組んでいくよう消防団と協議しているところでございます。

**8 番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**奥山省三委員長** 清水清秋委員。

**8 番（清水清秋委員）** 災害における防災無線でありますから、いかに早く災害状況を市民に伝えるかというのは、やはり無線そのものが市民にとっては非常に早く知れる物事があるわけですから、できればやはり空白地がなくなるように設置をお願いをしたい。

消防団のそういう声もあるわけですから、できればホースなどつるして乾かす。やはり消防団から見れば、ホースは火災現場なんかは特に。今のホースは濡れても余りかたくなならない。昔、我々がしたときは、1回濡れるとかかたくなって、冬で言えばすみみみたいな形になって、2回とすぐは使えないような状況だったんですが。できれば、なるべくホースなんかは早く乾燥させて、そして次の災害に備えるという消防団の一つの使命もあるわけですから、どうぞその辺もあわせて検討願いたいと思います。

1つ聞きたいことなんですが、一般質問で高橋富美子議員も質問されていたんですが、190ページ、10款5項13目山屋セミナーハウス管理運営事業費1,067万5,010円。修繕料39万円とかあるんですが、高橋富美子議員の答弁では機能強化も考えての答弁だったかと思いますが、機能強化に対してあの当時の予算は平成27年度の12月補正だったと思います。そこで270万円の

補正をつけて調査をやる。そして、調査をやった。しかしながら、議会にはそれなりの調査の結果とかそういうものの説明がなかったかと思いますが、その辺はどう考えていますか。

**荒澤精也社会教育課長** 委員長、荒澤精也。

**奥山省三委員長** 社会教育課長荒澤精也君。

**荒澤精也社会教育課長** セミナーハウス、平成27年に270万円をかけて調査費を当て込んで機能強化策としてどういった部分で予算がかかるのかという部分で、当時調査した部分では9,900万円ほどかかるという中で調査を終えたわけなんです。実際にはその当時、総務文教の常任の協議会の中でお示しをさせていただいたという状況であります。ただ、その後、実際に温泉の営業再開という話がありまして、当時はその後全員協議会を開く予定で構えておったわけですが、その間そうした再開の話が出た中で、当然、総務文教の委員協議会の中で実際に再開するというのであれば、金沢温泉、それからセミナーハウスでまた源泉を引っ張ってそうした機能強化を図るといのはいかがなものかという中で、調査費270万円をかけたわけですが、それをそのまま実行に移すという考えはないのではないかという意見もあった中で、当然、その後全員協議会を開くかどうかという話になったときに、ではその部分についてはまず動向を注視しましょうという中で全員協議会までは開かないとなった経過であったと思います。

**8 番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**奥山省三委員長** 清水清秋委員。

**8 番（清水清秋委員）** この事業は、前の課長のときからのことですね。そう詳しくはバトンタッチしていたか、していなかったか。私が見ると、実際バトンタッチになっていない。この機能強化は、もう金沢温泉は期限つきで2年間という形で話し合いはできている。副市長、そうでしょう。2年間ということで山屋温泉は再開するんだよと、そういうような話をされてい

るんですよ、市側と。それはどっかへ行ってしまっているもんだから、そういう話になってしまう。そういうふうな物事が、どっちが先かわからないようなことを言っただめなの。何回も農協とも話をしたのだから。そして、セミナーハウスの機能強化の中には、市民も一緒に利用できるような入浴施設をやりますと、そういう調査をやりますとということでやったわけです。そうした形で今、課長が言ったことは、委員会にはそのように話をした。ただそれだけ。私が議長をしたときは、もう年を越したわけだ。平成28年になったから。全体的に議会にも説明は欲しいだろうと言ったことはある。そういう状況下を受けたなら受けたなりに説明をしてもらいたいわけ、我々議会としては。

要するに、これだけの270万円の調査費を費やして、その費やした費用の中には温泉を山屋セミナーハウスまで引き込む調査費だった。その後、議会全体に何も無い。どこへ行ったかわからないような。これでは余りにも予算の執行が、私から言えばずさん、何も生まれていない。そういうことでいいんですか。この調査費をつけたけれども、何も生まれていない。ただ、今、課長が言った、温泉が再開したから、温泉は続けると言ったから、それはちょっと休んでいる。これはおかしくないですか。それに入る前に、ちゃんと調査費つける前に、そういうことを話しておかないとおかしいじゃないですか。

（「そうだ」の声あり）何で調査費をつけて、温泉はまた再開したからと。その辺、副市長、答弁してください。

**伊藤元昭副市長** 委員長、伊藤元昭。

**奥山省三委員長** 副市長伊藤元昭君。

**伊藤元昭副市長** 平成27年12月補正で当時の源泉を所有しているJA新庄市との間で、それ以前から株式会社奥羽金沢温泉が休館といいますか、ポンプの故障でしばらく営業を休止していたわけなんです。そういう中で、たくさんの市民要望等

があった中で、では源泉を所有しているJA新庄市としてのお考えはどうなんですかという話は、私がJA新庄市と何回か源泉を貸していただけかどうかの話をしながら、大体そういう考え方であればそれはそれで考えますという中を受けて、平成27年度12月の予算の中で平成27年度で270万円という予算を執行させていただいて、源泉から山屋セミナーハウスまでお湯を引けばどのぐらいの経費がかかるかなどの調査を行ったということでございます。当然、その当時はまだ奥羽金沢温泉が休止という段階でした。

そういう中で調査を行った結果、約1億円近く経費がかかるだろうという結果については出たわけですが、5月だったか、平成28年度に入ってから、総務文教委員協議会にその調査の概要について社会教育課のほうでたしか説明をしたと記憶しております。そういう中で、奥羽金沢温泉がさらに再開をしたという結果でございます。

**8 番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**奥山省三委員長** 清水清秋委員。

**8 番（清水清秋委員）** 副市長、奥羽金沢温泉が再開したのは、市と話し合っただけのこと。セミナーハウス、これを許可すると。そして、市民も入れるような調査もやると言っただけで、奥羽金沢温泉側は、調査してできるまで2年間ぐらいはかかるのではないかという話で、私たちは2年間という期限をつけて再開したんだよと、そういうふうに言っているんだから。片方では市側と話をして、市が調査費つけたんでしょよ。温泉側は何も言ってないのに、勝手に調査費をつけて、やれるわけないでしょう、温泉を分けてくれるかわからないかわからないのを。ちゃんと温泉側と話し合いをしての進め方でしょう、270万円という調査費をつけて。そんなことを言っていたら、何も先のことをわからないで調査費だけつけて、温泉側が温泉を分けて

くれるか、くれないかわからないようなものに、無計画な調査費なんかつけるほうがおかしい。もう時間がなくなるけれども、そんなことよ。そっちやったり、こっちやったりしてるからおかしくなるんだよ。話、ちゃんと温泉側とそういうふうに話をしていますよと。だから、私は、話なんか言ったの言わないだのなるから、ちゃんと議事録をとったりちゃんとしておかないとだめですよと言っただけけれども。

いいですか。こういうこともあったんですよ。議員からだって。市民も入れる温泉の調査だったら、まずはいいのでないかと、調査費は。そういうことで内々に話したのも議員同士であるんですよ。それが何も、どこへ行ったか見えなくなったというのは、これはおかしくないかというの。何かやったりして。あと1分しかないけれども。

**伊藤元昭副市長** 委員長、伊藤元昭。

**奥山省三委員長** 副市長伊藤元昭君。

**伊藤元昭副市長** 市側で調査を行う前提として、奥羽金沢温泉と私は一切話をしておりません。源泉を所有しているJA新庄市とお話をしたということでございます。その中で、2年間頑張った後は市が行いますなんていう約束も何も一切しておりませんので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

**8 番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**奥山省三委員長** 清水清秋委員。

**8 番（清水清秋委員）** 源泉を持っているのは新庄農協ですね。そういうふうな農協だって、温泉側だって、そう変わらないのよ。みんな一体感あるわけだ。温泉側だけが源泉をやるとかって言われたいの。だから、こういうことを温泉は会社、株式会社もある。源泉は農協が持っている。そういうのはあるけれども、これは一体感なのよ。そうとらないからおかしくなるんだ、話が。市側が。いいですか。こういうことをやっているから、こういう状況が起きてくる

の。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**奥山省三委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、歳出についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、討論の発言を許可します。

初めに、認定に反対討論として佐藤悦子委員。  
（1 番佐藤悦子委員登壇）

**1 番（佐藤悦子委員）** 平成28年度一般会計決算に反対討論を行います。

評価するところは、私としてはたくさんありますが、反対の理由だけを述べさせていただきます。

1 番目に、好転している財政は、市民の家計を温める施策に生かすべきだということです。

平成28年度の決算で実質公債費比率が9.1%に改善されました。財政調整基金は前年度比約4億円ふえ、約22億円になりました。私が見る限り、過去最高になっていると思います。

しかし、財政再建を行う中で、80歳以上の方のタクシー券を削り、障害者の福祉タクシー券も削り、はり・きゅう・マッサージの補助券なども削られ、そのまま市民には我慢を強いています。新庄市はお金がないからと言う市民が多いです。特に福祉タクシー券は、枚数はほぼ半分から3分の1という県内で最低の水準で、決算として約115万円になっていますが、これは少な過ぎると思います。障害者や高齢者に温かな福祉施策に改善できたと思います。

国保税1人1万円の引き下げや介護保険料の引き下げ、利用料の減免、医療費の窓口負担の減免、がん検診の無料化による検診受診率の向上、早期発見、福祉の充実、住宅リフォームの拡充、わらすこ広場や老人福祉センター、市バスなどの利用料の引き下げなどによって市民の家計を温める施策に生かすことができたのではないかと思います。

反対の理由の2番は、学校給食などの民間委託や保育所の民営化、指定管理制度は働く人の貧困化を招き地域の経済悪化を招くものだという事です。

民間委託や指定管理を、市の直営に戻すことも検討すべきだと思います。働く人の待遇改善は市民や子供の命を守ることに繋がります。市内の自営業者の方から次のようにお話を伺いました。市直営から民間委託になって、買ってもらえなくなり売り上げが減った、民間委託になって市外から購入するようになったようだということでした。

民間委託は、地域経済を疲弊させるものではないでしょうか。保育所の民営化ではなく、公立保育所を守り、給食の直営調理を守り、保育士の正規採用化を進め、子供たちに安定した質の高い保育を保証していく手本となるべきだと思います。

3つ目の理由は、正職員をもっとふやすべきだということです。

正職員が平成28年4月1日現在、283人、嘱託職員は73人、日々雇用職員は76人で、延べ432人です。市職員の10人に3人から4人が非正規職員となっています。非正規職員をふやして仕事をカバーして人件費を抑制している状況です。

公務員は、子供と市民の基本的な人権を守る仕事です。自分の身分が不安定では、全力で人権を守る仕事に没頭できないのではないかと思います。国や市の財政難の原因は公務員にあるわけではありません。庶民にはさまざまな増税をしながら、軍事費拡大と大企業に法人税減税などの結果、家計は冷え、景気悪化を招き、国として税収が減り財政難となり、社会保障の財源も減らしてしまっているからです。

公務員も庶民の一人であり、賃下げと増税、社会保障の削減で家計消費が落ち込み、市経済に回るお金が減り、税収減へつながっていくと

思います。正採用を減らしていくことは、悪魔のサイクルを行政みずからつくることとなります。市職員は、仕事量はふえているのに人が減り、責任が重くなり、結果、長時間労働になり心身を壊し早期退職に至っている方も出ているように思われます。臨時職員では家族を持つ展望を持ちにくいです。正職員をふやして安定して働けるようにすべきだと思います。

公務を支えているのは人です。その専門性は担い手である労働者の知識、経験として蓄積されます。そして職場内訓練などを通じて長期に蓄積されていくものであります。あえてそれを中断させるのは税金の無駄遣いだと思います。公務の質を維持向上させるためには、その担い手が誇りを持って安心して働き続けることのできる賃金と労働条件を保障することが大切だと思います。

4つ目の理由は、小中一貫校問題です。

小中一貫校は、これ以上ふやすべきではないということです。小中一貫校は、学校統廃合のためのものであり、小学校高学年としての活動が保障されないという問題があります。小中一貫校の教育効果は検証されていません。小中一貫校での4・3・2体制では、小学校高学年としての活動が保障できません。さらに、教師の多忙化に拍車がかかるという問題があります。大規模な小中一貫校づくりを進めた品川区では、15年間で不登校がふえ、いじめがあると子供から訴えがあったにもかかわらず、先生方が忙し過ぎて十分な対応ができなかったそうです。その結果、同学年で3人も子供の自死が起きていました。

いじめなど問題があれば、先生方、子供、保護者のみんなで知恵を集め、時間をかけて話し合うことが必要です。小学校をなくすのではなく、小学校として守り、小学校を充実させる方向を目指すべきだと思います。大規模校ほど先生方の残業がふえる傾向があります。先生の超

多忙化によって、肝心の授業についていけない低学力の子供に補習ができない現状があります。これを放置することなく、全ての子供に基礎的学力を保障するため、放課後の補習の体制も必要ではないかと思えます。

5つ目の反対の理由ですが、住民の暮らしを守る立場から、市長として国に対してもっと意見や要望を言う必要があるのではないかということです。

臨時財政対策債が約51億円になりました。市債に占める割合が45%にもなりました。地方交付税で措置するというものの、平成24年度と比べて平成28年度は88%になり1割以上も地方交付税は減り続けています。地方譲与税も地方消費税も減り、消費税増税やアベノミクスによる景気悪化が市民の暮らしや市財政に大きな影響を与えています。消費税増税はきっぱり中止を求めべきだし、国として税増収を図り、住民の福祉を担う地方の財源は保障すべきと国に言うべきだと考えます。

私たちは、消費税増税をしなくても大企業や大富豪にまともに税を負担してもらい、また、さらに労働者の雇用の安定や最低賃金の大幅引き上げで増収を得ることができ、社会保障の充実や地方財政の確保ができると考えます。

さらに、不要不急の大型公共事業を中止し、生活密着地域循環型の地方の公共投資に切りかえ、海外での戦争のための無駄な軍事費を削減し、社会保障や中小企業支援、農業支援のための予算充実に求めるべきです。地方自治の大部分が国によって決められます。住民を守る立場で意見や要望をもっと言うことが重要だと思います。以上です。

**奥山省三委員長** 認定に賛成討論として遠藤敏信委員。

(9番遠藤敏信委員登壇)

**9番(遠藤敏信委員)** 議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定につきまし

て賛成討論を行います。

昨年は、新庄まつりの山車行事がユネスコ無形文化遺産に登録された記念となる年でした。また、大きな課題でありました財政の健全化においても、絶え間のない努力が実を結び、実質公債費比率や将来負担比率も改善を見せ、さまざまな課題に対する取り組みが加速しています。

このたびの決算を見ますと、決算総額については、前年度との比較において歳入歳出ともに増加しておりますが、歳出では新庄市総合戦略に基づく多様な施策の展開や市施設の改修などの喫緊の課題への対応、また歳入ではふるさと納税の取り組み強化による寄附額の増加など財源の確保を図っており、バランスのとれた決算の内容になっていると思えます。

歳出面においては、子育て支援事業において、子育て家庭にかかる負担の軽減のため、第3子以降児童の保育料免除事業の対象児童の拡大やファミリーサポートセンターの開設による仕事と子育ての両立支援、また、子ども・子育て支援新制度による民間立保育所や小規模保育所の増加が保育環境の充実につながっています。また、将来の妊婦保健診査に加え、早産予防のための超音波検査費用の助成を実施しており、安心して子供を産み育てることができる環境整備に努めていると思えます。

雇用創出の面では、企業誘致活動の積極的な取り組みや用地取得助成金、企業立地等雇用促進奨励金交付金交付制度の活用のほか、市民と一体となった活動による高規格道路整備促進に伴い、中核工業団地への企業立地が進んでおり、雇用の創出に大きく寄与しています。

交流拡大の中核である新庄まつりは、山形県で初めてユネスコ無形文化遺産に登録され、登録後初となったことしの祭りでは、これまでで最高の人出になったようです。今後のさらなる地域活性化に寄与するものと期待されます。また、地方創生加速化交付金や地方創生推進交付

金を活用し、訪日外国人旅行客をターゲットとした観光まちづくり事業を初めとして総合戦略推進のための事業が実施されました。

農業関係においても国・県の交付金などを活用した多様な事業を展開しており、付加価値の高い農産加工品の開発など6次産業化推進事業や地域間競争力の強化に資する事業が行われております。

雪国での最大の課題である雪対策では、きめ細やかな除排雪を初め消雪道路整備や流雪溝整備を進めており、一方では、雪国体験施設整備事業によりスノーモービルコースの整備など雪と親しむ事業も展開されました。

防災対策では、市本庁舎と武道館の耐震改修工事の実施、また、市内の土砂災害警戒区域にデジタル防災行政無線の整備を行うなど、安心・安全な市民生活の確保につながるものと思っております。

教育分野では、地域に根差した小中一貫教育や小学校における英語のカリキュラム化など英語教育の強化と国際理解教育の充実のため、語学指導員ALTの増員を図ったほか、陸上競技場の全天候型トラックへの改修など施設整備も行っております。

平成28年度決算は、これまでの市を挙げた財政の健全化への継続的な取り組みを堅持した中で、多様な課題に対応した事業の展開を図った決算として大変意義深いものであると思っております。少子高齢化、人口減少社会の中、地方創生に向けた取り組みを国や県と歩調を合わせながら確実に進めていかなければなりません。私たちのこれまでの努力を無駄にせぬよう、健全な財政の運営に細心の注意を払うとともに、事業の的確な企画と執行によって、市勢の発展、そして市民生活の向上の期待に応えられることを切に願ひ、今般決算の賛成討論といたします。御清聴ありがとうございました。

**奥山省三委員長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、反対討論がありましたので電子表決システムにより採決を行います。

議案第64号については、原案のとおり認定することに賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**奥山省三委員長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成16票、反対1票、棄権なし、賛成多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時09分 開議

**奥山省三委員長** 休憩を解いて再開いたします。

### 議案第65号平成28年度新庄市 国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

**奥山省三委員長** 次に、議案第65号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

なお、本件を含む特別会計につきましては、

歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 成果表の166ページの2財政状況というところです。そこで下のほうに平成28年度の差し引き額は5億3,070万円と出ておまして、これは単純に差し引きした結果こうだということのようです。そして、2の財政状況の1行目に、実質収支は2億6,931万8,726円の黒字となっているということで、これが実際の単年度の収支といたしますか、国保会計の平成28年度は黒字になっているというあらわれだと思います。

それから、決算の214ページ、9の1の1に基金積立金がありまして、これは成果にも出ているわけですが、6,862万7,000円と出ておまして、実質収支のほかにこういう積み立てができたということですので、これも黒字と受け取っていいんだろうと思います。

さらに、決算の305ページの5を見ますと、国保給付基金、国民健康保険会計の給付基金が幾らになっているかということで見ますと、1億3,000万円ということで、これらが最近の国保会計の新庄市の状況をあらわし、合わせますと4億6,762万円ということになる。つまりこのぐらいの現在の黒字、次の年を見越した繰り越しを考えても、このぐらいの黒字が会計としてはあると見てよろしいでしょうか。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 平成28年度の決算につきましては、今委員から御指摘ありました成果表166ページに記載になっております。2番の財政状況の歳入歳出差し引き額、平成28年度5億3,070万7,106円というのが歳入歳出差し引き額でございます。あわせまして、隣の167ページの一番上の上段に（2）給付基金としまして平

成28年度末残高としまして1億9,800万円ほどの給付基金がある形となっております。

現在の財政状況としましては、この給付基金の額と平成28年度の決算の剰余金が5億円あるという形で、お金が残っているという形にはなっているんですが、平成28年度の基金から1億円を取り崩して平成29年度の歳入予算に基金を使用しておりますので、現在の金額としましては、平成28年度の歳入歳出差し引き額の5億円と基金の9,800万円ほどが金額としてあるという形となっているところでございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** ただいま平成28年度から平成29年度に向けて1億円の基金を取り崩しているというお話がありました。平成28年度で見ますと、審査意見書の23ページに平成28年度の1世帯当たりや1人当たりの国保税が載っております。平成28年度は約21万円、国保加入者1人当たりでは12万円という国保税だということになっております。これをどう見るかということで見ますと、実は平成28年度、この12万円の国保税は、県内でトップではないのかお聞きしたいと思います。平成27年度、平成28年度、国保税の大体の課税の基準は同じなんですけれども、平成27年度、県内で新庄市が1人当たりの国保税ではナンバーワンでした。1人当たりの医療費は31位ですから、その中でナンバーワンの国保税を納められた結果、このような黒字になり続けているのではないかと想像されるんですが、平成28年度の国民健康保険税、県内で何番目ぐらいになったのか、お願いします。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** それでは、13市になりますけれども、13市の平成28年度における国民健康保険税、1人当たりの実績を紹介したいと思います。単純に国保税の調定額とその人数で割り返

してございますけれども、1人当たりの調定額については14万7,163円、県内で2位でございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 1人当たりの国民健康保険税が平成27年度は県内1位、そして平成28年度は13市の中で第2位ということで、非常に高い国保税が市民に課せられていると思います。これは、先ほど言った平成28年度の黒字額から見たら、黒字額を被保険者数の8,677人で割ってみると1人当たり5万3,892円ぐらい、1人当たり5万円ぐらいの黒字に平成28年度はなっているわけです。

一方、市民に対しては、13市のうちで第2位という最高レベルの高い国保税をかけている。黒字額は1人当たり5万円も出ているということを見たときに、私は、平成28年度1人当たりの国保税を第2位などという高い国保税ではなく、1人当たり1万円の引き下げ、十分可能だったのではないかと想像するんですけども、この会計を見てどうお考えになるのか、お願いします。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 結果として平成28年度の決算におきましては5億円ほどの剰余金が発生したということで、今委員のほうで御指摘ありました被保険者1人当たりの金額に直しますとそういった金額になるかと思えますけれども、いろいろな条件が加味されてこういった剰余金が発生したということですので、平成28年度発生する前の段階でこういったことが予想されたとすれば、委員がおっしゃるような部分の話もあったかとは思いますが、そこまで予想することがなかなか困難な部分もあったかと思えますので、そのような形で考えているところでございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 予想はできなかったということではありますが、しかし、国から特別な補助金といいますか、国保会計を安定させるように延べ3,700億円だったか3,400億円だったかと思いますが、それらは市民、国保加入者にしてみれば1人当たり1万円ぐらいに相当すると記憶しておりますが、そのぐらいの国からの特別の補助があったこともこのような黒字になったのではないかと思いますし、私としては、その間ずっとこの補助金で高過ぎる国保税の引き下げができるのではないかと議会で何度も質問してきたと思いますが、それに対して今反省するところはないのか、お願いします。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 今、委員からお話がありましたとおり、確かに国では平成27年度から1,700億円の財政支援ということで始まりまして、今委員がおっしゃったように新庄市にもその財政支援ということで、1人当たりの金額に直しますとたしか6,000円ぐらい財政支援がふえるというお話を過去の議会でもした経緯があったかと思えますけれども、ただ、その段階で医療費の今後の伸びもかなりあるであろうというお話もしたかと思えます。そういったことも勘案しましたの国保税率の引き下げ等々の話にはなかなか踏み込めなかったということについて御理解いただきたいと思えます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 理解はしました。

次に、審査意見書の44ページの国保税の未納件数ですが、平成28年度分は517件。5,064世帯の中で517件という数は10.2%、約1割の世帯が平成28年度の国保税が未納になっています。

1世帯当たりになると約11万円もの未納となっ

ていますが、これについてはどのように見ておられるのでしょうか。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 国保税につきましても、やはり一般市税と同じようにいわゆる未納額、または不納欠損金がございます。その中で、特に国保税につきましては、制度そのものについて非常に複雑になっております。税につきましては、50%が応能分、それから応益分で50%ということで、応能分につきましては所得割と資産割という形でございます。こちらについては割といわゆる低所得者以外の方が該当するものでございます。応益分の50%部分につきまして、平等割部分につきまして7割軽減、5割軽減、2割軽減という形で軽減措置をとってございます。そういう内容でございまして、その中でもやはり未納というものについては非常に残念な結果であると把握してございます。

この原因といたしましては、いわゆる5年で時効になる部分、それから3年で執行停止と即時欠損という形でございますけれども、前年度から比べますと割と減ってございます。これについては、やはり所得割そのものについて若干いいような状態という形になります。その中で未納の部分につきましては、やはり生活状況そのものもそうなんですけれども、税金と同じようにそれぞれの理由につきましては、やはり生活、無財産、生活困難、所在不明という形が執行停止の主な理由でございます。その部分についてこちらでも窓口対応、市税と同じようにその方その方に合った納税の仕方を個別で対応して、何とか未納金を防ぎたいという方策で取り組んでございます。以上でよろしく申し上げます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 審査意見書の28ページ

の8,677人という加入者の平均所得は、どのよう

に把握しておられるのでしょうか。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 所得そのものにつきまして個別にそれぞれ検証したということはございませんけれども、いわゆる所得割についての方でございまして、この方につきましては1世帯当たり約24万円ほどでなっております。

なお、未納者そのものについての所得ですけれども、やはり低所得者の方が多うございます。所得別の滞納者でございますけれども、やはり50万円未満の方が35%を占めてございます。その次に、300万円以下は33%という形で、やはり低所得者の方については非常に厳しいのかという状況でございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 未納者に低所得者が多いということに関してなんですが、2015年度の加入者1人当たりの年間平均所得を見たときに、全国平均ですが市町村国保の場合は83万円、中小企業の関係者の協会けんぽの所得は137万円、大企業に関連したところの組合健保の方の1人当たりの年間所得平均は200万円というふうに、市町村国保に加入する人々の年間所得が非常に少ない。特に大企業関係の組合健保の加入者の平均所得に比べると、わずか42%という全国的な数字がありました。

それに対して、では国保の保険料負担はどのくらいなのか、所得に占める割合はどうかと見たときに、市町村国保の所得に対しての国民健康保険料は9.9%、中小企業関係の協会けんぽは7.6%、大企業関係の組合健保は5.3%という所得に対する健康保険料の負担割合が出ておりました。

こうして見ますと、市町村国保の加入者は、大企業などの組合健保に比べると所得は42%し

かないのに、国保の保険料の負担割合は2倍以上になっているんですね。2倍なんです。所得は少ないのに、半分以下なのに、国民健康保険の保険料負担が2倍、1人当たりです。多分、新庄市もそういう状況になっているんだろうと思います。そういう意味で、国民健康保険税の負担が所得の少ない方々にとって大変な重さになっているということがわかるのではないかと思います。最も平均所得の低い国保加入者が最も高い保険料を支払っているということで、加入者が支払えるかどうかという観点から国保税は設定されているのでしょうか、お聞きします。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 国民健康保険制度については、今委員おっしゃったように、他の保険制度から比べれば非常に脆弱な部分があるかと思っております。そのため国でも多額の財政支援を行っているところではございますが、それでもなおかつ非常に基盤が弱いという部分は否めないかと思っております。それに対して、基本的には国民健康保険につきましては、加入者からいただきます保険税とその他国庫支出金等の国の負担、公費で運営するのが基本となっておりますので、その部分で考えますと、ある程度加入者に負担を求めるのはやむを得ないかと思っております。ところではあるんですけれども、ただ今、委員がおっしゃったように、かなり負担を強いられている部分はあるかと思っております。その部分を解消するために低所得者の軽減措置をとっているところではありますけれども、なかなか実態としては厳しい状況にあるという認識は持っているところでございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** そこで、保険料の減免についてお聞きしたいと思います。先ほど7割、5割、2割という法定減免があるということで

すが、7割軽減というのは年間所得合計が33万円以下の世帯で、最高7割しか減額されず残り3割部分は払わねばならない。これもまた7割軽減自体が極めて不十分ではないのかということです。さらに、年間所得33万円に世帯主を含めて家族1人につき年間35万円を加算した額を超える世帯には、軽減制度が設定されていない。そうですか。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 軽減世帯について若干御説明申し上げますと、軽減世帯のうち7割軽減の方は46%ほどおります。あと5割軽減が28%ということで、ほぼ7割軽減、5割軽減で70%の方が対象になってございます。

その中でいわゆる減免と言われるものにつきましても、30件ほどの方が減免対象となっております。それから、平成28年度の税制改正におきましては、5割軽減加算額が26万円から26万5,000円に改定になっております。2割軽減の方が47万円から48万円に改定になっております。それから、限度額の改正についても行ったところでございます。

やはり国の制度にのっとりまして、国民健康保険の軽減措置という形で実施されるわけなので、その辺については、やはり対象になる方について納付率の向上に向けまして個別の対応でとらせていただきたいと思います。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 7割軽減と5割軽減で約70%の方が7割か5割という最高に近い軽減がされているんだと。そして、市独自の減免かと思いますが、30件ほどあるというお話でした。7割軽減になっている方だと思っておりますが、収入なしという方などを想像していただきたいんですが、収入なし。それでも、全額免除の規定がないんじゃないですか。そして、滞納が長引け

ば差し押さえということになるのではないかと  
いう現状があるように思います。そう考えます  
と、生活保護基準以下の生活状態の加入者、少  
なくないわけです。そういう方は国保税を免除  
されてもいいのではないかと思うのですが、そ  
ういう減免規定を考える必要があると思いま  
すが、どうですか。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 一般市税も国保も考え方は同  
じなんですけれども、いわゆる制度そのもの  
について、その中で低所得者対策という形で減免  
の中には火災とか所得皆無、生活困難という形  
の項目がございます。項目はございますけれど  
も、申請がなかったということでございますけ  
れども、いわゆる減免申請というものについ  
ては、生活困難になったから、所得がなくな  
ったからすぐそれでは減免ですよということ  
ではございません。単に所得が少ないだけで  
該当しないこと、やはり資産があるとかそ  
ういうことも加味されます。それから、生  
活困難であっても、再就職とか何らかの形  
で所得を得る可能性がある方につきまし  
ても、減免の対象になりにくいというこ  
とでございます。そのようなことから、  
それぞれ個別の対応になります。その方  
その方についての状況を把握した上での  
対応という形で、一概に所得がないから  
減免ということではございません。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** ある方が本当に収入が  
なくなったということで、国保税が払えない  
と思って相談したときに、結局貯金が何  
十万か、50万円ぐらいだったかと思いま  
すが、あるということで諦めざるを得ない  
と聞いたことがあります。しかし、その人  
にしてみれば、死んだときの葬式代  
のような気持ちでそのぐらいはあ  
っていいのではないかと本人は思  
って頑張ってた

めていたお金でもあります。そういう意味  
でも、収入が本当になくなって国保税を  
払えないと思ったときに、生活保護の  
収入と比べてそれ以下だとなったら免  
除できるというような、そういう減免  
規定を優しくする必要はないかと思  
いますので、そういったことを今後考  
えていただきたいと要望したいと思います。

また、国保会計の黒字額を見たときに、  
高過ぎる国保税になっている。県内  
でも13市のうち第2位という大変な  
高い国保税になって払えない原因を  
広げているわけです。1人当たりの  
医療費は31位、これは平成27年度  
ですけれども、そういうことにな  
ってそんなにお金はかからないで  
いることがこんな黒字になっている  
わけですし、今後平成30年から  
県単位化という話もありますが、  
その決定に当たっては、国保税の  
負担がふえないように住民の立場  
に立って可能なあらゆる手段を  
講じて、できれば引き下げをし  
てやっていただきたいと思いま  
すが、その辺についてはどうお  
考えでしょうか。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 平成30年度からの  
県単位化に向けたお話の部分でござ  
いますが、単位化に当たっての  
県からの納付金額がまだ示され  
ない段階でございます。あわせ  
て、今後の医療費の増大の部分  
もございまして、そういった部  
分を今後はしんしゃくしなければ  
いけないかとは思っております  
が、ただいま委員から御指摘  
ありました剰余金がかかなりある  
部分も……。はい。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**奥山省三委員長** ほかに質疑なしと認  
めます。よって質疑を終結いた  
します。

これより討論に入ります。ただいま  
のところ討論の通告はありません。  
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**奥山省三委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

### 議案第66号平成28年度新庄市 交通災害共済事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

**奥山省三委員長** 次に、議案第66号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

**16番(石川正志委員)** 委員長、石川正志。

**奥山省三委員長** 石川正志委員。

**16番(石川正志委員)** 以前、予算特別委員会もしくは決算特別委員会かとは思いますが、先輩議員の下山委員からもたしか同じような質疑があったかと思うのですが、この交通災害共済事業そのものをそろそろ廃止に向けて検討したほうがいいのではないかと思います。

成果表171ページを拝見いたしますと、中断の見舞金の支給状況というところで、ある程度一定の役割を持っているものの、一番上の加入状況というところで、世帯数及び加入数で既に50%を切っている状態にあるということで、裏返して申し上げれば、行政でこれを取り組まな

くても、民間等ほかの保険でカバーされているので皆さん加入しなくてもということでは50%を切っているということだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** 交通災害共済事業についてでございますが、この事業は昭和44年に開始した事業で50年近く経過しているところであります。これまで1日1円保険ということで市民の方に簡単に加入できるということで実際親しまれてきた保険ではないかと捉えております。また、その一方で、加入率も年々低下している状況でございます。平成23年度については55%程度でございましたが、平成28年については50%を切る状況という状態になっているところであります。実際、保険の制度も多様化していることもございますし、またその一方で、長年この保険に親しんでこられた方もおられるのかと捉えております。

今後の事業の方向性ということでございますけれども、50%を切ったという事実を踏まえながら、今後市民ニーズの把握も含めてあり方について課題として捉えてまいりたいと考えております。

**16番(石川正志委員)** 委員長、石川正志。

**奥山省三委員長** 石川正志委員。

**16番(石川正志委員)** 決算書になりますが、223ページの歳出、不用額というところで、歳入から歳出を引いた部分という捉え方をさせていただくと、平成28年度で178万円ほど出ていると。これは単年度でしょうけれども、今の課長からのお話ですと始まってから50年というところで、かなりの額が残っているのではないかと推察しますが、状況はどうなっていますでしょうか。

**小松 孝環境課長** 委員長、小松 孝。

**奥山省三委員長** 環境課長小松 孝君。

**小松 孝環境課長** この事業は48年目ということでございますけれども、特別会計ということで運用させていただいております。その結果、年度末の平成29年3月31日現在の基金の残高としましては、約8,200万円の基金があるところでございます。

**16番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**奥山省三委員長** 石川正志委員。

**16番（石川正志委員）** 冒頭の最初の課長の答弁ですと、今後50%を切っている状態を踏まえこれから検討していくという答弁を頂戴したのですが、思い切って廃止ということになれば、これまでの目的を持った積立金が8,200万円も存在しているということから、安易な議論を慎むべきかと思っておりますけれども、これを例えば、趣旨としては残念ながら交通災害、事故等を含めたものに対するお見舞金が趣旨であろうと思っておりますけれども、例えば拡大解釈をして基金の持つ御見舞いというものから事故そのものを未然に防止するんだという観点で、我々市議会議員も出席させていただいておりますが、新庄市の安全・安心というところでプラザでいろんな団体が表彰されているわけです。その方々の活動を少しやられる場合の原資であったり、あとはちょっと乱暴な言い方で事業費のかさも張るんでしょうけれども、それぞれの小中学校で通学路の安全点検ということを毎年やられていると。なかなか予算の都合上で新庄市としても全てのものを一気に解決していくのは困難であるということ踏まえ、仮に廃止を検討される場合、その基金の取り扱いということで、今は目的を持った積み立てということですが、例えば乱暴な言い方になりますが、普通の一般財源化するというときに、これは果たして行政上の手続、いろんなことが想定されますが、実質私は不可能ではないのかなと考えますが、財政課長、いかがですか。

**板垣秀男財政課長** 委員長、板垣秀男。

**奥山省三委員長** 財政課長板垣秀男君。

**板垣秀男財政課長** 基金一般の基金の活用ということで、一般財源化に関することの御質問ですので、私からお話しします。

その条例が今手元にございませんで正確にはわかりかねるのですが、いわゆる交通災害共済条例というようなものですので、交通災害の共済的な意味合いを持っている条例だと思います。ですので、多分、目的としては現在の条例ではそれ以外のものに使用することはできないであろうと考えます。

また、それに付随して存在する創設された基金条例でございますので、そちらに関しましても特別会計の補完をするという目的があるかと思っておりますので、現状ではなかなかほかのものに運用することは難しいのかと考えます。

ただ、最後のほうの御質問で、一般会計に基金を繰り入れられないかというお話でございますけれども、今申しましたように基金は目的のある基金でございますので、仮のお話になりますが、もしやるとすればなんですが、交通災害共済に係る条例、基金を全て廃止をした上で、一旦一般会計にその基金を繰り入れるという手続は出てくるかと思っております。また、それに並行しまして新たな条例、委員がおっしゃったような目的に使える条例をつくり、さらにそれに合わせて基金条例を創設すると。そこに一般会計に一旦繰り入れた基金を繰り出すと。そこから運用を開始していくというような手続になるかと考えます。

**16番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**奥山省三委員長** 石川正志委員。

**16番（石川正志委員）** やはりさまざまな手続が必要だということで、勉強になりました。

これまで1日1円ということでそれぞれ事故に備えているという趣旨でこれまで加入されてきた方の理解も、冒頭申し上げましたように、しかるべき理由があれば私は許されるのではな

いかと思っております。行政マンとして非常に責任プラス前向きな答弁をいただいたものと思っておりますので、答弁に感謝申し上げます。終わります。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

### 議案第67号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**奥山省三委員長** 次に、議案第67号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第67号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

### 議案第68号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**奥山省三委員長** 次に、議案第68号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第68号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥山省三委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

### 議案第69号平成28年度新庄市 営農飲雑用水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

奥山省三委員長 次に、議案第69号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 失礼しました。間違えました。

奥山省三委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

奥山省三委員長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

奥山省三委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥山省三委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第69号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原

案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥山省三委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

### 議案第70号平成28年度新庄市 介護保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について

奥山省三委員長 次に、議案第70号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 先ほどは失礼いたしました。

決算の254ページの1の1の1、保険料で収入未済が1,501万3,460円あります。これについてですが、審査意見書の45ページを見ますと、未納件数が175となって金額が737万6,010円と載っております。これを単純に割ってみますと、1件当たりで約4万2,000円になります。こういう払えない方々の状況について、普通徴収者が払えないんだらうと思いますが、各保険料の段階ごとに未納の人数は平成28年度は何人ずつになっていたのか。成果の29ページに段階ごとの保険料が載っておりますが、各保険料に何人ずつ出ておられるのか、把握しておられたらお願いします。

松坂聡士税務課長 委員長、松坂聡士。

奥山省三委員長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 未納額と人数ということでございます。

まず最初に、保険料につきましては平成28年

度は改正してございません。ただし、いわゆる被保険者が前年度より0.4%ほどふえてございます。逆に、基準額以上の保険者は2%増加して、逆に基準額以下が2%減少したと、概況はそのような形になってございまして、その中で不納欠損額については5.28%の増加、収入未済額については、現年度分については多少少なくなったということがございますけれども、全体的には増加したということがございます。

その中で、まずは欠損についてお話しいたしますと、欠損については、やはり一般市税と同じように、これにつきましては2年で時効となっております。その時効に伴う件数が一番多いという形でございます。

そのほかについては、やはり生活状況が非常に大変だという方と、介護保険の特徴的なことを申し上げますと、介護保険そのものについての理解が不足している方がございます。いわゆる将来的な見通しを立てて保険料を納めてもらって将来的な介護に関するものを準備していただく形になるんですけれども、その理解が不足しているために未納という形の方もございます。生活が大変だから未納という方のほかに、特徴的なのは介護保険に対しての無理解というものが多く感じてございます。

なお、主に年金で不納欠損の場合、未納の理由なんですけれども、年金特徴に該当しない低所得者であることが欠損未納の理由でございます。そのような形で理解してございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 生活が大変ということとそのものについて理解していないために未納になっているというお話でした。そういうことについては、どうか未納になっている方には丁寧に、決してペナルティーになって介護が3割負担になってしまった、受けられないわということのならないように丁寧に教えていただきました

いということをお願いいたします。

成果の29ページに保険料の金額と特別徴収者数や普通徴収者数の数が載っております。特に、未納になる方は普通徴収者だと思えます。納付書による徴収が普通徴収だと思いますので、その保険料段階ごとに未納者数がわかればお願いいたします。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 未納者数でございますけれども、収入未済額の人数でございます。人数につきましては342人でございます。前年度から比較しますと14人ほど少なくなっております。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 第1段階から第9段階まで保険料が所得に応じて分かれているわけなんですが、収入未済になっている方々の第1段階には何人、第2段階には何人というのがわかれば教えていただきたい。なぜかということ、どういう収入の方が未済になるのかということが保険料ごとにわかるほうがよくわかるような気がするので、お願いします。

**奥山省三委員長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時02分 休憩

午後3時11分 開議

**奥山省三委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 先ほどの御質問にお答えいたします。

段階別の状況については把握してございせんけれども、未納者の所得階層別でございますと、所得が50万円未満の未納者につきましては、全体の約60%を占めております。ちなみに、前

年度についても同様でございまして約60%、したがって50万円未満の低所得者の方々に未納者が多い状況ということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 結論としては、私は市独自の減免制度を充実するべきだということです。というのは、生活保護の場合は、生活扶助費に保険料が加算され、実際には保険料・利用料負担は生活保護世帯の場合はないということになります。ですから、生活保護基準以下の収入の方には、介護保険料を免除ということもなるような制度によって、こういう未納が出ないようにできるのではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

松坂聡士税務課長 委員長、松坂聡士。

奥山省三委員長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 介護保険につきましては、減免の制度がございまして、しかしながら、災害による著しい損害や障害、長期入院、事業の休廃止、自然災害等という条件がございまして、やはり介護保険につきましては、将来的な介護の趣旨そのものを理解していただいて、納めていただくという考え方でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市で生活保護基準以下の収入の方には免除もできるような介護保険料制度になってくれば、未納で苦しんでいる低所得の方がかなり救われるような気がするんです。そういう意味で、市独自でそういった制度に変えることはできないのでしょうか。

松坂聡士税務課長 委員長、松坂聡士。

奥山省三委員長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 繰り返しになりますけれども、先ほどもお答えいたしましたとおり、介護保険法の趣旨を理解していただいて極力納付していただくということでございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そういう意味では、法の趣旨の中にこういう保険料の減免制度はなれないということなのかなというふうに私は受け取りました。そういう意味では、国のほうに機会があれば低所得の、例えば生活保護基準以下の生活の方の場合は免除できるような、そういう介護保険の1段階よりももっと下の段階も設定していくべきなのではないかということをお話ししていただくようお願いをするしかないという今の現状です。

次に、成果の180ページの介護老人福祉施設というのに280人入ってらっしゃるということで、前年比105.7%の入所者状況だと受け取りました。これは特別養護老人ホームかと思いますが、現在の待機者はどのようになっているのでしょうか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。

奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 施設介護サービス受給者の数が若干伸びてございますけれども、今現在の特別養護老人ホームの待機者の数について申し上げます。今年6月1日現在124名の待機者となっております。第6期の介護保険計画を策定した際にも、特別養護老人ホームの待機者の数を調べてございますけれども、その時点では173名ということで、49名の方が入所されたり移動されたりという内容になってございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今後の計画に当たって、安心して介護を受けられる介護度の多い方やいろんな条件がある方が、特別養護老人ホームを希望しているんだけどなかなか入れないと

いう状況の中で苦しんでいるんだと思いますので、これについては今後特別養護老人ホームをふやすような計画はないのか、お願いします。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。**

**奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。**

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 特別養護老人ホーム、施設を新たにという御質問でございますけれども、今の待機者の内訳としまして、在宅で施設を待っていらっしゃるという方が35名ということで、割合としましては28%でございます。それ以外の方は、例えば老人保健施設であったり病院であったりということになりますけれども、在宅の35名の中には、有料老人ホームとか制度改正で地域密着型の居宅サービスということでショートステイ、訪問介護、リハビリ、いろんなサービスを一体的に利用できるという中で在宅者もいらっしゃいますので、今実際管内の特別養護老人ホームの中であいてるところもでございます。今の状況としましては、数的には124名という数になってございますけれども、特別養護老人ホームの中でも自宅から近いところとか、さまざまそれぞれの御家族、御本人の希望に合うような形での待機ということで、緊急的でないような部分もかなりあるのかと推測しております。以上です。**

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**奥山省三委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員） 特別養護老人ホームに空きベッドがあるというお話が今ありましたけれども、これは待機者にとって、すぐ入れていただけたところがあるのであれば入れていただきたいというのが市民の気持ちだと思うんですけれども、どうして空きベッドがあるのでしょうか。**

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。**

**奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。**

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 それぞれの施設の特徴がございますけれども、やはり料金体系、新しくできた特別養護老人ホームに関しますと個室、ユニット型という環境的に床面積とかプライバシーの関係とかさまざま、多床室でない部分の整備ということで、料金体系も異なってきておりますので、必ずしも今待っているところの施設とその特別養護老人ホームを比較した場合に、料金の負担とか環境とかさまざま、それは御家族の判断によるものと思われれます。以上です。**

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**奥山省三委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員） この間も介護度の高い旦那さんを介護なさっている奥さんから、新しい特別養護老人ホームに申し込んだけれども入れてもらえなくてという相談があったりしました。その方は料金が悪いとかとって言わなくて、新しいところに、とてもいいところだし、旦那さんもあそこなら喜んで入れそうだからと思って言っているだけけれども、断られたのよと言うんですけれども、そういうことと空きベッドとの関係はどういうことなのかよくわからないんですけれども、もう一度教えていただけますか。**

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。**

**奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。**

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 個別のケースについては、具体的にどの部分が受け入れ側と入所を希望する側との一致がなかったのかというところは不明でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、待機されている状況によっては、今すぐあいてるところに入所しないで、もう少し近場のところとか料金体**

系の自分の考えに見合ったところをお探しになっているという方もいらっしゃるという状況は何ってございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市民の方は、やはり高齢で年金だけになってきますと、料金というのがやはり幾らでも、年金の範囲で入れるようにしてもらいたいというのが多くの方のような気がします。そういう意味では、今の年金で暮らしている方々に年金の範囲で入れる施設を、やはり特別養護老人ホームが一番安くなるのかと私は想像しますが、中身もよくて年金の低い方も入れる、そういう特別養護老人ホームがやはりもっとつくられる必要があると思うんですが、どうでしょうか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。

奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 低所得者の方でも入れる施設というお話でございますけれども、低所得者向けの施設というものには今現在ありません。ただ、低所得者の方が特別養護老人ホーム、これはどちらの施設もそうですけれども、食費や部屋代の負担軽減という部分はやってございます。申請によってということになりますけれども、限度額認定証の交付ということをやらせていただいて、食費あるいは部屋の部分というところを相当軽減できているというところがございますので、その辺については、実際利用される方がおりましたら、窓口で御相談させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ということで、特別養護老人ホームについては待機者がおられるとい

うことは、介護保険料を払っているわけでありまして、そういう方々に必要な特別養護老人ホームなどの施設には入れるという介護保険になっていただきたい、するべきではないかというところでとどめておきたいと思います。

次に、成果の179ページの要介護認定者数2,080人と載っているように思いますが、障害者あるいは特別障害者控除の認定証の交付数は平成28年度いかがだったでしょうか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。

奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 特別障害者控除認定の発行数でございますけれども、平成28年度は34名でございました。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 2,000人を超える要介護認定者がおられる中で、障害者控除や特別障害者控除認定証の発行数が34名ということで、非常に少ない、1%ちょっとぐらいになっているような気がします。

県内を見ますと、天童や山形、河北など、寒河江もそうだったかもしれませんが、要介護認定者に対して障害者控除あるいは特別障害者控除認定証を郵送していると聞いております。そして少しでも負担軽減になるように、世帯の負担軽減を願って、できればそういったほうを利用料などにも回せるわけで、そういうふうになるようにしてあげたらどうかと思うんですけれども、どうですか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。

奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 特別障害者控除認定については、例えば介護度4、5

の方がこの認定の基準に合致するかというと、そういうわけではございません。市では介護認定審査会を開催するに当たって、御本人の主治医から主治医意見書というものをいただいております。そちらの主治医意見書の心身の状態に関する意見の中で、先生みずからの日常生活の自立度のチェックが入っております。あわせて先生の主治医意見書の特記事項ということもございまして、そういったものを見まして障害者控除の認定をするかどうかというところを決めてございます。以上です。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** そういう意味では、市の担当課が、主治医意見書を持っていたり、特記事項を見る立場にあるわけですから、それを見ながら必要な認定をすると同時に、障害者控除になるか、特別障害者控除になるかという認定証もあわせてそこで見て、一緒に発行すれば郵送料も要らない、手間も要らないということで、使える世帯にとっては大変ありがたいものだと思うんです。そういうふうに改善できないでしょうか。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤美喜子。

**奥山省三委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 先ほども御説明しましたように、介護度4、介護度5イコール障害者認定ということであれば、多く御案内して申請していただくということで可能かと思っておりますけれども、実際の控除認定は意見書の中身を見てということになりますので、不用意にと申しますか、申請書をお配りしながら認定証の発行に至らなかったなんていうことがあると、それもまずいかと思います。市では、確定申告、年末調整のときに使用できるよう11月ごろ広報で掲載しまして市民の皆さんに周知

を図っていきたいということで考えております。よろしく願いいたします。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** そのようにした結果がこの34名でわずか1%ぐらいで、控除認定をしている人がそれしかないという状況です。しかし、ほかの市では、自治体から送っているので、多いところは6割の世帯が障害者控除や特別障害者控除を使えるとも言われております。ですから、市も多分該当する方が6割ぐらいおられるんだろうと思います。しかし、たまたま広報を見落としたり、そういう制度を知らなかったということでは使えない方がたくさんおられるんだろうと思います。それを考えたら、市民が今厳しい状況にある中を節約し使える、生活に回せるというお金になるように、市でやってあげるといのが大事なことだと思います。控除のことについては、ほかの所得控除を見ますと、大抵本人は知らなくても会社から送られてきたり、いろんなところからこれ使えるよと言って控除が送られてくるわけです。それを見て、ああ年末調整と考えるわけですから、大抵そういう人が多いので、ぜひほかの山形市や河北町、天童市あたりを見て、同じようにやってあげられないかと検討していただきたいと思いますが、もう一度どうぞ、お願いします。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤美喜子。

**奥山省三委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長** それぞれ障害者控除の認定については市町村の判断ということになるかと思っておりますけれども、今、佐藤委員がおっしゃったように、ほかの市の状況もあわせて勉強してみたいと考えております。よろしく願いいたします。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） どうもありがとうございます。

次に、決算の270ページの4の1、介護予防事業費がマイナス85万7,000円になっています。また、同じく決算で266ページの2の2の介護予防サービス、これもマイナス440万円になっています。介護予防というのがこのように金額が減っています。一方、成果の176ページの2の介護予防サービス受給者を見ますと、要支援1・2の方が合計351人になっており、前年比で11人ふえております。つまり、要支援1・2の方がふえているのに、サービス費は減っている、これはどういうことなのか、考えていることをお願いします。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。

奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 成果の181ページをごらんいただきたいと思います。

介護予防サービスの部分の181ページの下に掲載してございます。居宅系の訪問系の通所サービス、下の2行の部分に短期入所、療養、次の182ページ、中ほどに介護予防サービスのトータルの部分がございますけれども、全体として5.9%、800万円ほど対前年比で増加してございます。よろしいでしょうか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） サービス費は、人もふえているし、サービス費もふえているということがわかりました。どうもありがとうございます。

この要支援1・2の人に関して、軽度要介護者向け総合事業というのが今年度から始まっていますが、山形新聞に、軽度介護45%運営苦慮、担い手確保が難しくということで、17市町村が

苦労している……。済みません。

奥山省三委員長 ほかにありませんか。

1 8 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

奥山省三委員長 佐藤義一委員。

1 8 番（佐藤義一委員） 私からは短く、課長、大変お疲れでしょうけれども、1つだけ短くお尋ねしますのでお答えください。

決算書273ページ、成果表で65ページ、成果表のほうが早いかと思います。介護保険の任意事業の中で、ねたきり老人おむつ支給事業でございます。支給人数119名、支給額は807万9,306円。そこでお尋ねしますけれども、この中で1カ月ごとに基準額の範囲内で紙おむつを現物支給するとありますが、支給枚数、それから基準額の範囲、基準というのはどういう基準なんでしょうか。教えていただけますか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。

奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 まず、月ごとにどのくらいの額で支給しているかという部分でございますけれども、介護度によって異なってございます。要介護3で月額8,000円、要介護4、要介護5で月額1万2,000円以内という金額を設定してございます。

もう一点の枚数についてでございますけれども、それぞれ枚数の組み合わせ、いろんなおむつのタイプがありまして、小さいものと尿取りパットとか全体の普通の紙おむつとか、その方に合ったサイズのもの、用途のもの、さまざまな紙おむつが出ていますので、その中で利用者に合った組み合わせをしていただきながら、御利用していただいているという状況でございます。

1 8 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

奥山省三委員長 佐藤義一委員。

1 8 番（佐藤義一委員） 確認しますけれども、

これは在宅の場合だけですよね。それで、在宅で今支給を受けている方が入院された、あるいは施設に入所された、その場合の対応はどうなさっていますか。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。**

**奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。**

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 在宅で過ごされている方が入所や入院という場合は、プランを立てていますケアマネジャーからサービス形態が変わったということで御連絡をもらっているところでございます。**

**18番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。**

**奥山省三委員長 佐藤義一委員。**

**18番（佐藤義一委員）** 私の近所ですけれども、物すごく潔癖な男がいるんです。隣でゴミを燃やしてもすぐ消防署に通報するような、潔癖過ぎるぐらい潔癖なんですけれども。彼のお父さんがおむつをいただいていたんですよ。ところが、県立病院に入院したものですから、すぐその足で成人福祉課に行きまして、うちの父親がこういうことだから、紙おむつは病院からもらうので支給は結構ですと話したらしいです。彼らしいです、潔癖で。

ところが、その後対応がまずかったのか、彼の勘違いかどうかわかりません。言わなければ、こちらのほうで申告をしなければ、毎月来るんだというんです、おむつが。それは税の無駄遣いじゃないかと。別のことでも税の無駄遣いの話をしましたけれども。そういうことにならないように、下の段に今、課長がおっしゃったように、ケアマネジャーがいてケアプランを書くわけです。するとわかるんだというんですけれども、サイクルが短ければいいんですけれども、1カ月、2カ月になっていった場合に、ずっと続くわけですよ。いわゆる正直者がばかを見るのが嫌だという考え方の、私もそう思います

けれども、そういった場合のチェックを再度入れていただきたいという方法はできませんでしょうか。

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、加藤美喜子。**

**奥山省三委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。**

**加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 寝たきり老人在宅の方に対するおむつ支給は、業者と契約をしております、業者になおその部分について、情報を見ずにそういった入院・入所による支給が出ないような形で、再度情報共有を図ってまいりたいと思います。**

**奥山省三委員長 ほかにありますか。**

（「なし」と呼ぶ者あり）

**奥山省三委員長 ほかには質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。**

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**奥山省三委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。**

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**奥山省三委員長 御異議なしと認めます。**

これより採決いたします。

議案第70号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**奥山省三委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり認定すべきものと決しました。**

**議案第71号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**奥山省三委員長** 次に、議案第71号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 決算審査意見書の45ページに後期高齢者医療事業の普通徴収分の未納額が未納件数とともに載っています。この方々の未納の状況、生活状況あるいは年金の金額についてどのように把握しておられるのか、お願いします。

もう一つは、保険証の取り上げなどあってはならないと思うんですが、その点についてはどのようにしておられるか、お願いします。

**松坂聡士税務課長** 委員長、松坂聡士。

**奥山省三委員長** 税務課長松坂聡士君。

**松坂聡士税務課長** 未納状況ということでございますけれども、決算意見書の45ページですけれども、未納者件数は75件ということです。そのうち現年度分48件ですけれども、内訳といたしましては、48件のうち軽減なしの方が10件ほどございまして、あと9割軽減が15件ほど、以下、5割軽減が15件という形になってございます。

未納の状況ですけれども、不納欠損未納の理由といたしまして、主に年金の特別徴収に該当しない低所得者でありますけれども、死亡、転出、介護施設の入所が欠損未納の主な理由でございまして、介護保険料と同じように後期高齢者保険につきましても時効2年であります。よって、2年間で徴収したいということでございまして、やはり低所得者の方については非常に大変だという形で考えているところでございます。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 保険料が未納となっている方へは、現在6カ月の短期被保険者証を交付しているところでございます。平成28年度8月段階で36件でございます。今年度の8月段階では、39件の交付となっているところでございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 保険証を出していただいているということにはありがたいと思いますが、しかし、もともと年金が非常に少ない方で、そのために払えないということが税務課長のお話からも伝わってまいりますし、高齢者については年金が少ないのはその人の責任ではないと私は思います。やはり社会状況、政治状況、そういったことからつくられたものだと私は思います。そういう意味で、これまで頑張ってきた高齢者に対して、短期被保険者証ではなくて、まともな保険証を必ず高齢者には渡すと、そういう姿勢であるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

**田宮真人健康課長** 委員長、田宮真人。

**奥山省三委員長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 短期被保険者証の発行につきましては、県の広域連合で決定権がございまして、そちらで行っているところでございますが、広域連合で短期被保険者証を発行するに当たっては、市にその方の状況、事情を確認してから発行するという仕組みとなっております。発行するに当たって我々に事情を聴取するという形なんですけれども、その際は聞き取りによりその方につきまして納付の約束を履行している場合、あるいは近日中に納付について見込まれるような場合は除外するという形になっておりますので、今委員のほうでお話ありました年金額が低い方であっても、そういった意味合いで納付について誠意を持って履行しているという部分があれば、除外されるという形で認識しているところでございます。

**奥山省三委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第71号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第71号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**奥山省三委員長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成16票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

## 議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

**奥山省三委員長** 次に、議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

**1 番(佐藤悦子委員)** 委員長、佐藤悦子。

**奥山省三委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番(佐藤悦子委員)** 10ページの2の(1)現金預金が約10億円あります。それから、23ページの収入を見ますと、1の1の1で上水道料金ということで市民が納める1年間の水道料金が8億2,431万円になっております。つまり、1年間の水道料金という収入に比べて、それ以上の10億円もの現金預金が黒字となって水道事業にはあるということになります。私はそれも含めて、受水費が3億5,000万円ということで、25ページに県に払う受水費が載っていますが、これが下がる見通しも出ていることもありまして、高い県内でトップの水道料金になっている部分がありますし、そういったところを大幅に下げる原資があると思いますが、その点について考えはどうか、教えてください。

**奥山茂樹上下水道課長** 委員長、奥山茂樹。

**奥山省三委員長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** ただいまの現金預金が約10億円あるということでありましたけれども、この現金預金は経営的に黒字だから10億円あるということではありません。経営的に見ますと、決算書の6ページ、損益計算書の下にあります当期純損失ということで約170万円ほどの赤字を出しております。10年ぶりぐらいの赤字ということで、経営的には非常に厳しい状況になっております。

水道料金の収入に近い現金があるということですが、一般的に水道事業におきましては、収益の1年分ぐらいの現金が必要であると言われております。それは、災害等があった場合にすぐに対処できるようにということでの現金預金でありますので、これをもってすぐ水道

料金引き下げとかということは考えておりません。

後段でありました県の受水費につきましては、県の9月議会におきまして引き下げの方向で提案なされると聞いておりますので、9月議会で決定後改めて検討したいと思っております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 170万円の赤字で大変厳しい経営とおっしゃいましたけれども、でも、170万円というのは10億円の何%に当たるでしょうか。本当に1%にもならないという非常に赤字はわずかなものでありまして、現金預金の10億円というのは、水道料金の8億円ちょっとよりもはるかに多い現金預金になっておりまして、これは誰の努力によるものかということですが、一番はやはり市民が高い水道料金を払ってくれたと。それがこうやって黒字になってたまってきたものであり、職員の皆さんが身を削って頑張っていたいてきた、これがこの結果になっているんだらうと思っております。今、市民の生活を見たときに、一般会計でも言いましたけれども、景気が悪くなり、財布のひもが非常に厳しくなってきました。そこに少しでもほっとできるようにしてあげるといふ、公的な水道でもある立場から引き下げも検討していただきたいと思うんですが、どうですか。

奥山茂樹上下水道課長 委員長、奥山茂樹。

奥山省三委員長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 昨年度水道の経営戦略、平成42年までの収益的収支、資本的収支について計画を立てております。その中で今後の建設改良、耐震化や施設の更新に36億円を予定しております。それから、収益につきましても、ここ数年の傾向としましては、給水人口の減少に伴いまして水道料金収入も減っておりますし、今後ともその傾向が続くものと思われま。そういった経営的に厳しい状況が今後も続くこと

が予想されますので、先ほど申し上げました県水の関係は別としまして、将来的には県水も、今5年の見直しということになりまして、また平成35年度からかもしかしくは平成40年度から県水のほうも上がる予定になっており、そういう試算が県から示されております。ですので、将来的にはなかなか引き下げというよりも、料金の値上げというものも主に入れながら経営を考えていかなければいけないという状況ではあります。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

奥山省三委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 慎重な経営方針はいいと私は思いますが、市民の生活も考えながらお願いしたいと思います。

企業債の明細書が32ページと33ページにあります。これを見たときに、最近の平成17年度の利率は1.95%で利息を払っているのに、平成4年度あたりからのを見ますと4%、高いのは4.75%というやや高目の利息を払わねばならないものがあります。本当は現金預金が10億円もあるわけで、こういったところを早く借りかえ、下のほうに借換という言葉が載っていますが、借りかえをさせてもらって利息分払うのを節約することができれば、なお市民にとってもいいと思うんですけれども、借金というのは大体必要であれば借りかえできるというふうに書いてあるわけです。そういう意味では、借りかえか償還か、最低でも借りかえをして利息分を節約するということではできないか、お願いします。

奥山茂樹上下水道課長 委員長、奥山茂樹。

奥山省三委員長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 現在の制度では、5%以上の利率については償還ができるということになりまして、5%以上のものにつきましては全て借りかえを終えております。

この借りかえの問題につきましては、新庄市だけではなく山形県内あるいは全国の水道事業

所のそういった要望もありまして、日本水道協会を通じて国あるいは関係議員にも要望活動を行っておりますので、その成果を期待したいと思います。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

**16番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**奥山省三委員長** 石川正志委員。

**16番（石川正志委員）** 決算書2ページ、収入の部分の営業収益というところで、ここは水道料金によるものかと思います。その件に関しまして、監査意見書等にもありますけれども、世帯数は100件ぐらいの増加と。ただし、給水人口は248人の減少ということですよ。洗濯機等節水型の家電が今はやっているということで、だんだん給水量が減ってきている中で、収入を得るために平成28年度中、企業会計でございまして、どのような企業努力をされたのかと。具体的に申し上げますと、約2点についてお伺いします。

1つは、昨年の決算特別委員会でも申し上げたんですが、新庄市では今水道料金を算定する上で用途別という方法をとられていますが、県内13市を拝見しますと、恐らく新庄市と長井市だけではなかったかと思います。ほかの市は口径別というところで行われているかと思いますが、その件に関しまして昨年度中どのような検討をされたのか、またされなかったのか。

もう一つは、井戸水を利用している方ということになりますが、莫大な経費をかけながら、本管を設備しながら、なかなか新庄市の安全安心な水を飲んでいただけない方への啓蒙をどのようにされたのかと。以上、2点お願いいたします。

**奥山茂樹上下水道課長** 委員長、奥山茂樹。

**奥山省三委員長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** まず、料金体系についてでございますけれども、委員がおっしゃったように、県内13市のうちで用途別を採用している

のが新庄市のほか南陽市、尾花沢市は単一料金になっておりますので、ほかの10市は口径別の料金となっております。こういった料金体系を全国的に見ますと、昭和の時代は普及率を上げるために用途別料金として家庭料金を下げて普及率を上げてくる、経済的な負担能力が高い団体営業料金を高くしているということでやってきました。しかし、平成時代に入りまして普及率が100%近くなってきましたと、費用負担の公平性から口径別料金を採用することが半分以上の自治体になってきております。

新庄市におきましても、普及率が平成28年度で93.7%ということになりまして、用途別料金の目的もある程度達成できたことから、今後は他市に倣って口径別料金の移行について検討していきたいと思いますが、ただ、料金体系の変更となりますと膨大な試算となりますと、時間的、労力的にかかりますので、時期については今ここでは控えさせていただきます。

それから、井戸水の使用ということについてでありますけれども、これも全国的に水道から井戸水に切りかえている、特に病院、ホテルなど水を多く使う事業所については、井戸水を掘って専用水道に切りかえているようなことがふえてきており、それが水道の経営を圧迫しているという状況にもあります。

全国の例を見ますと、大口利用者につきましては、経営収支を検討いたしまして、ある一定の水量以上を割引するということが大口利用者を取り込んでいるという例もございます。

市におきましては、大口といいますとやはり大口の利用者である県立新庄病院が専用水道ということもありまして、今回改築という計画もありますので、市の水道事業としましては、その辺県とも協議してできれば上水道を使っていきたいと考えております。

**16番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**奥山省三委員長** 石川正志委員。

**16番（石川正志委員）** 普及に関してはそれによしとして、他市に倣って検討していきたいという答弁。ただ、いつまでやるんですかと私は聞こうと思っているんですが、膨大であるということですが。新庄市が用途別であることで、若干の弊害も生まれているわけです。1つは、わざわざ新庄市に土地、家を求める方、つまり宅地の建設をするときに、用途別でいきますと工事期間中にかかる水道代がめっちゃめっちゃ高いんですよ。それを踏まえて私は、前任の課長のせいにするわけではないんですけども、それを含め根本的な料金体制を見直しをかけてやったほうがいいのではないですかと質問をしたのが昨年度中でございます。

今、話になっております県の受水費に関しましては、昨年度中になりますけれども、佐藤義一委員が産業の常任委員長をお務めのときに、新聞等で県の受水費に関して今と違った見方ができる記事が出たということで、あえて委員協議会を開催していただきました。そのとき原課のほうから非常に丁寧な説明を受けまして、受水費が下がったとしても、例えば今は水道料金を引き下げるべきではないのかというふうな、詳しい、本当に理にかなった説明を頂戴したんです。当然、水道課の使命としましては、先ほど申し上げましたけれども、安全安心な水を低廉な価格で安定的に、最後の部分の安定的にというところが私はその説得力があるなと思っていました。

実際、また最初の話に戻りますと、昨年度中に恐らく課長答弁としては、今言った県の受水費の見直しに含めて料金体系を検討し、今年度中、翌年の当初までは一定の計画性を示すという答弁をもらって私は安心していたんです。やらないというよりはやるという捉え方はできませんが、この間、一体何をされたんでしょうか。私は、議員から水道料金このままでいいのかと多々意見が出てくるわけです。このたびの市議

会が開催した議会報告会でも、市民の方々から出てきました。その方々を納得させるために私は根拠、つまり今ある制度設計よりもまだ他市、ほかの10市がやられているというお話ですけれども、そこまで検討して将来的な部分でやはり市民の方からある程度御負担していただかないと水道事業はやっていけないんだというための最も大事な企業努力かと私は思うのですが、いかがお考えですか。

**奥山茂樹上下水道課長** 委員長、奥山茂樹。

**奥山省三委員長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 県水の料金につきましては、県議会で決定して、でないといけないということもありますので、やはり県議会の議決、正式な料金の数字を見てから検討して、年度内に料金の引き下げができるのか、あるいはできないのかということを検討したいと思います。

それから、口径に移行につきましては、先ほど申し上げましたように、1万4,000件ほどの線数がありますので、それらについてのシミュレーションとなりますと膨大な数といたしますか、労力、時間もかかりますので、それについては今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

**16番（石川正志委員）** 委員長、石川正志。

**奥山省三委員長** 石川正志委員。

**16番（石川正志委員）** 私はもっと深刻に捉えるべきかと思えますよ。課長、答弁の限界もあるうとは思いますが、水道事業の管理者として市長、ここ入るかどうかわかりませんが、一応市の職員でもってその企業に行っている、しかも一般会計からの繰り入れもあるということで、ここは市長、この際水道課にハッパをかけてしかるべきかと思うんですが、いかがですか。

**山尾順紀市長** 委員長、山尾順紀。

**奥山省三委員長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 石川委員の御意見、今後の水道事

業会計について用途別にするのか、あるいは口径別にするのか、そして安定的な水道事業をするために職員としてやるべきことがあるのではないかという御質問であります。これまでは、ここ数年、用途別の中で特に従量制といいますか、使用量、使ったところで数年かけて子育て支援の対策というようなことを徹底的に調査してきたところであります。その中で、家族4人暮らしの平均使用量が16立方メートルということで、11立方メートルから20立方メートル未満ということで下げさせていただいたということであります。

また、本管を引きながらまだ引いていないといったところに対しては、最初は家庭訪問というようなことが最初になされるべきかと思っています。それが企業努力の一つだということで、つないでぜひ水道を使っていたらいいと思います。多くの皆さんで支えなければ、いずれ水道自体、経営が安定しないということをきちんと説明しながら、そういう家庭を御訪問するというのが第一段階かと思っていますので、今後担当現場とよく話をさせていただきたいと思っています。「ありがとうございます」の声あり

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 決算書の20ページ、配水量のところ、有効水量と無効水量、有収率のところ質問させていただきます。

平成26年からなんですけど、ずっと有収水量比率が84.2%と同じパーセントで来ているんですね。これは日ごろの成果によるものなんだとは思いますが、具体的にこの数値が、使う量が減りながら、人口も減りながら、でも一定に保っているその具体的な計画とか実践されていることを伺います。

**奥山茂樹上下水道課長** 委員長、奥山茂樹。

**奥山省三委員長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 有収水量は、配水池から水を水道管に送って、その中から実際にメーター器を通して使っていただく料金収入になる部分、その部分が有収水量ですので、この100から引いた残りが料金収入にならなかった水道量ということになります。

その中で、一番大きいのがやはり漏水だと思います。数年前までは漏水調査というのもやっておりましたけれども、ここ数年漏水調査はやっていないんですけれども、ただ、路上で水道水が噴き出してきているとか、あるいは家庭で床下とかで漏水しているというのがありますと、その都度それを修繕して、その分が大体80件ほどあって合計で8,000トンぐらいの水道水の漏水をとめているということもあります。

そのほか、水道水の塩素濃度を最低でも0.1に保たなくてはいけないんですけれども、浄水場から流して時間がたちますとだんだん塩素が下がってくるということで、末端地区におきましては塩素濃度の基準を保つために水道水を放流して新しい水、新鮮な水を送っているということで、そのための放流水ということでの無収水量ということもあります。

あとは、火災等の消火栓の使用とかそういうようなことの無収水量で、特に漏水については漏れては直し、漏れては直しということで、同じような数字になっているものかと思います。以上です。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**奥山省三委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 無効水量の部分が漏水とおおむね考えてもいいということでしょうか。

**奥山茂樹上下水道課長** 委員長、奥山茂樹。

**奥山省三委員長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 84.2%から引いた15.8%分が51万5,000円の無効水量というような理解になります。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

奥山省三委員長 叶内恵子委員。

2 番(叶内恵子委員) 最初に、有収水量の数値84.2%なんですけれども、まちづくり総合計画を見ると、平成21年からずっと同じ数字なんです。目標数値88%を目標にしているんですけれども、そこに全くいかないというのはなぜなのかと思います。

奥山茂樹上下水道課長 委員長、奥山茂樹。

奥山省三委員長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 先ほど申しあげました漏水調査がここ数年とまっております、今年度職員研修をやったりして、来年度から漏水調査を再開して有収水量率を上げていきたいと考えております。

2 番(叶内恵子委員) 委員長、叶内恵子。

奥山省三委員長 叶内恵子委員。

2 番(叶内恵子委員) その調査をして、来年度の有収水量率の目標値などは内的に決めていらっしゃるのでしょうか。

奥山茂樹上下水道課長 委員長、奥山茂樹。

奥山省三委員長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 先ほど申しあげました経営戦略の中では、たしか来年、年度別とか何かあったと思います。今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお伝えしたいと思います。

2 番(叶内恵子委員) 委員長、叶内恵子。

奥山省三委員長 叶内恵子委員。

2 番(叶内恵子委員) 山形県内は調べなかったんですが、他の自治体でやはり漏水率というところをとっても重要視しているのは、なぜかはおわかりになると思います。近いニュースであると福岡で、あれも漏水で道路がいきなり陥没したというような、幸い人が巻き込まれる事故には至らなかったんだけど、大変なライフラインの損失をこうむったという状況があると思います。そういった人身の、もしかしたら、ひょっとしたら人を巻き込んでしまう、市民を巻き込んでしまうということも考えてみると、

とても漏水率ということ、有収水量という目標をきちんと持って業務を遂行していただくことが重要であるかと思いますので、来年度漏水調査をまた再開できるというめどがあるのであれば、88%の有収水量率を目標に掲げている水道課としては、来年度何%上げていくのかという目標値をきちんと示していただきたいと思います。

奥山茂樹上下水道課長 委員長、奥山茂樹。

奥山省三委員長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 ただいま委員からありました漏水の中でも大規模なものというのは、やはり施設の老朽化ということもありますので、配水本管につきましても計画的に更新をやっているところではありますので、そういったことも含めまして配水本管の更新、それから給水管等も含めた漏水調査を来年度はやっていきたいと考えております。

奥山省三委員長 ほかにありませんか。

17番(小嶋富弥委員) 委員長、小嶋富弥。

奥山省三委員長 小嶋富弥委員。

17番(小嶋富弥委員) 済みません。時間も押してまいりましたけれども、一言だけお願いします。

監査講評を見ますと、水がなかなか伸び悩み、売れないということで、単年度で赤字だと。あと、給水原価と供給単価を調べると、逆ざやで20円92銭上回って、去年16円79銭に比べると4円上がって20円92銭となったということで、なかなか先行きが心配されます。県水で料金を賄うと今おっしゃっていますけれども、水道料金は利用者が納める料金で費用を賄う独立採算制でありますけれども、全国で大変水道がこういった傾向があるということで、給水人口が5,000人を超す上水道事業者は全国に1,400弱あるが、非常に厳しい状態だと。そこで厚生労働省は、専門委員会を昨年11月、複数の市町村を統合する広域化や民間企業との連携で水道事業

の基盤を強化すべきと提言したと。これを受けて政府はことしの3月、水道法の改正案を閣議決定したとあります。やはり、これは新庄市だけではなくて、全国的な水道というのは先行きが細るといことで、新庄市では専門員の職員もなかなか少なくなっているところで、広域化や民間企業との統合という点は、将来的にはお考えにならないのでしょうか。いかがでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

**奥山茂樹上下水道課長** 委員長、奥山茂樹。

**奥山省三委員長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** ただいま委員おっしゃいました広域化、あるいは民間企業との連携といいますが、厚生労働省で水道法の改正ということで第193回国会に提出されましたけれども、継続審議となって、また次回提出という予定になっております。こうした国の動きを受けまして、山形県でも山形県水道ビジョンというものを今年度策定する予定で、その中でもやはり広域化あるいは官民連携について取り組む方向が示されております。

こうした国・県の動きを受けまして、本市では現在、新庄最上地区水道協議会におきまして、新庄最上定住自立圏構想に基づきまして実現可能なものから共同化あるいは管理の運営などを行って行くことで昨年度から協議を行ってございまして、当面メーター器と浄水場における薬品につきまして来年度からはスケールメリットを生かした共同購入をする予定でおります。

また、同協議会におきましては、10月に既に広域化を行っている岩手中部水道企業団と民間委託の先進地であります塩竈市を視察して、今後の広域化や民間連携を参考にする予定であります。

それから、包括的な業務委託等につきましても、現在数社から営業とかプレゼンを受けてございまして、今後数年以内にできればそういった包括的な移行というのでも検討しているところで

あります。

**17番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**奥山省三委員長** 小嶋富弥委員。

**17番（小嶋富弥委員）** わかりました。そういった先々の将来のことを考えれば、やはりそういう方向をとらざるを得ないと。そして、安全安心な水を市民に提供するということと、もう一つ、やはり大事な水は、住民の関心を高める努力も大切だと思うんです。水道料金は安いことにはしたことはないが、長期的視点に立って多くの地域で値上げが避けられない状況だと言っております。自治体の水道の将来像や施設更新に必要な費用をわかりやすく示して住民に危機感を共有してもらいたいというような、これは新聞の記事なんです。私はなるほどなと思ったんです。

こういったこともやはりしていかなければならないし、18号台風が来て水道が細々としか出なかった、供給が、出なかったという地域が九州のほうに出ましたけれども、新庄市の場合は断層帯も2つあるということで、金山のダムから1本で来るわけです。もし市街地がそういったことになったときの対策というのは、どうなんでしょうか。びたっととまるんでしょうか。それとも、複数でネットワーク化みたいなことが可能でそういうようなことになっているんでしょうか。その点お聞きします。

**奥山茂樹上下水道課長** 委員長、奥山茂樹。

**奥山省三委員長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 県水の金山浄水場から赤坂で受けまして、その後、指野浄水場の配水池へ来て、そこから市内のほうに配水しているところでありまして。委員おっしゃいました東山地区のほうに断層帯がありますので、そういったことも考慮しまして、市街地の水道管、配水管のルートとしましては、東側のルートと西側のルートで500ミリの水道管を管網状態にしておりますので、万が一東山のほうでの災害があっ

たとしても、西側のほうからの供給も可能だということで、断水は最小限に食い止めたいと考えております。

**17番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**奥山省三委員長** 小嶋富弥委員。

**17番（小嶋富弥委員）** わかりました。そういった意味で、水道は長いライフラインでございますので、住民の危機意識ということもひとつ共有して理解を得ることが大事なのではないでしょうか。そういうことも含めまして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

**8番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**奥山省三委員長** 清水清秋委員。

**8番（清水清秋委員）** ここまで質問が出たついでに私からも。

市長、これは県に要望書、ことし県水何とか安くという方向で要望しているんですね。その中でやはり、これだけの10億円余りのお金があると。これは今課長から答弁を聞いた内容で、これだけは何とか確保しておきたいということにはわかったんですが、県に要望行っている内容から見て、安くしてと言っても県はこの金を見て何とも、足かせになってないか、市長、どういうふうに思っているのか。

**奥山茂樹上下水道課長** 委員長、奥山茂樹。

**奥山省三委員長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 昨年、受水団体協議会として新庄・金山・真室川町3首長と議長も含めまして要望活動に行きまして、やはり安定的な経営をしていくためには、受水費が支出のうちの35%を占めて、その分もありまして逆ざや、供給単価のほうが安くなっているということもありまして、そういった状況は新庄、最上だけではなくて県内、全県的に同じような状況であります。県の企業局でもそういった各団体からの要望を受けまして、さまざまな減価償却等、将来的な費用負担も含めまして検討した結果、

昨年の企業局の段階としては引き下げられるという見込みで、私たちの要望もあったせいもありまして、県の企業局も相当努力して引き下げの見込みになったと聞いております。

**8番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**奥山省三委員長** 清水清秋委員。

**8番（清水清秋委員）** ほかの市町村でもこういう新庄市みたいな状況下にある市もあるかと思いますが、この辺の企業会計的なもの、幾らぐらいの預貯金というか、そういうものが妥当な線だと県は見ているのか。県も企業体でプラスになっている。そうしたことを見ますと、新庄市だけではないと言っても、ある程度の預貯金があれば、これだけ持っていて安くするというのはちょっと理に合わないのではないかと思います。物事の捉え方はならないですか。

**奥山茂樹上下水道課長** 委員長、奥山茂樹。

**奥山省三委員長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 先ほども答弁いたしましたけれども、現金預金と営業的な料金というのは別でありますので、現金預金をもってすぐに安くできるということではありませんので、それは県の企業局も同じではあります。

**8番（清水清秋委員）** 委員長、清水清秋。

**奥山省三委員長** 清水清秋委員。

**8番（清水清秋委員）** では、余り余計なことを心配しないでいいんですけども。そうしたことも、やはりこれだけあればもっと安くできるのではないかといろいろな意見も出るわけで。当然、県のほうにも下げてける、下げてけると言っているわけですから。その辺のこと、ほかの町も新庄市みたいな企業会計、あるかないかちょっと調べたわけではないですが。別にそういうふうな足かせになってないとなれば、余計な心配はしなくてもいいのかと思いました。ありがとうございました。終わります。

**奥山省三委員長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**奥山省三委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥山省三委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

それでは、これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時29分 閉議

決算特別委員会委員長 奥山省三

## 閉 議

**奥山省三委員長** 以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました全ての案件についての審査を終了いたしました。

ここで、決算特別委員長として御挨拶を申し上げます。

平成28年度決算の認定等9件の審査につきましては、ふなれな議事進行にもかかわらず、各委員の活発な質疑のもとに審査を終了することができました。委員の皆様、執行部の皆様の御協力に感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、本委員会において出された意見等につきまして十分精査され、今後の市政運営、行財政運営、事務事業の執行に最大限生かされるよう要望いたします。